

比布町地域防災計画

一般災害対策編

令和6年3月

比布町防災会議

〔目 次〕

一般災害対策編

第1章 総 則	1
第1節 計画策定の目的	1
第2節 計画の構成	1
第3節 計画推進にあたっての基本となる事項	2
第4節 用語	2
第5節 計画の修正要領	3
第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	4
第7節 住民及び事業者の基本的責務等	9
第2章 比布町の概況	12
第1節 自然状況	12
第2節 災害の概況	14
第3章 防災組織	16
第1節 組織計画	16
第2節 気象業務に関する計画	29
第4章 災害予防計画	38
第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画	39
第2節 防災訓練計画	41
第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画	42
第4節 相互応援（受援）体制整備計画	43
第5節 自主防災組織の育成等に関する計画	44
第6節 避難体制整備計画	47
第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	52
第8節 情報収集・伝達体制整備計画	55
第9節 宅地・建築物災害予防計画	56
第10節 消防計画	57
第11節 水害予防計画	62
第12節 風害予防計画	68
第13節 雪害予防計画	69
第14節 融雪災害予防計画	71
第15節 土砂災害予防計画	73
第16節 積雪・寒冷対策計画	76
第17節 複合災害に関する計画	78
第5章 災害応急対策計画	79
第1節 災害情報収集・伝達計画	79
第2節 災害通信計画	85
第3節 災害広報・情報提供計画	89
第4節 避難対策計画	93
第5節 応急措置実施計画	103
第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画	107

第7節	広域応援・受援計画	110
第8節	ヘリコプター等活用計画	112
第9節	救助救出計画	115
第10節	医療救護計画	117
第11節	防疫計画	121
第12節	災害警備計画	124
第13節	交通応急対策計画	126
第14節	輸送計画	131
第15節	食料供給計画	133
第16節	給水計画	137
第17節	衣料・生活必需物資供給計画	139
第18節	石油類燃料供給計画	142
第19節	電力施設災害応急計画	143
第20節	ガス施設災害応急計画	145
第21節	上下水道施設対策計画	146
第22節	応急土木対策計画	147
第23節	被災宅地安全対策計画	149
第24節	住宅対策計画	152
第25節	障害物除去計画	156
第26節	文教対策計画	158
第27節	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画	161
第28節	家庭動物等対策計画	163
第29節	応急飼料計画	164
第30節	廃棄物処理等計画	165
第31節	防災ボランティアとの連携計画	167
第32節	労務供給計画	168
第33節	職員派遣計画	169
第34節	災害救助法の適用と実施	171
第6章	地震災害対策計画	174
第7章	事故災害対策計画	175
第1節	航空災害対策計画	175
第2節	鉄道災害対策計画	179
第3節	道路災害対策計画	183
第4節	危険物等災害対策計画	189
第5節	大規模な火事災害対策計画	193
第6節	林野火災対策計画	197
第8章	災害復旧・被災者援護計画	203
第1節	災害復旧計画	203
第2節	被災者援護計画	204

第1章 総 則

第1節 計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、比布町防災会議が作成する計画であり、比布町の地域において、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するにあたり、町及び防災関係機関が、その機能の全てをあげて、住民の生命、身体及び財産を災害等から保護するため、次の事項を定め、本町における防災の万全を期することを目的とする。

- 1 比布町の区域を管轄し、若しくは、町の区域に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱の作成及び調整に関すること。
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要な防災の組織に関すること。
- 3 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の整備及び改善等、災害予防に関すること。
- 4 災害が発生した場合の給水、防疫、食料供給等災害応急対策に関すること。
- 5 災害復旧に関すること。
- 6 防災訓練に関すること。
- 7 防災思想の普及に関すること。

第2節 計画の構成

比布町地域防災計画は、一般災害対策編、地震災害対策編、資料編によって構成する。

第3節 計画推進にあたっての基本となる事項

本計画は、北海道防災対策基本条例（平成21年北海道条例第8号）第3条の基本理念等を踏まえ、次の事項を基本として推進する。

- 1 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- 2 自助（住民が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（住民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（町、道及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、住民、自主防災組織及び事業者（以下、「住民等」という。）並びに町、道及び防災関係機関の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。
- 3 災害発生時は住民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、災害教訓の伝承や防災教育の推進により、防災意識の向上を図らなければならない。
- 4 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。

第4節 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- | | |
|------------|--|
| 1 基本法 | 災害対策基本法（昭和36年法律第223号） |
| 2 救助法 | 災害救助法（昭和22年法律第118号） |
| 3 防災会議 | 比布町防災会議条例（昭和38年比布町条例第1号）に基づく比布町防災会議 |
| 4 災害対策本部 | 比布町災害対策本部条例（昭和38年比布町条例）に基づく比布町災害対策本部 |
| 5 防災計画 | 比布町地域防災計画 |
| 6 防災関係機関 | 比布町の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関（基本法第2条第4号に規定する指定地方行政機関をいう。）町を警備区域とする陸上自衛隊、町区域内の消防機関並びに地域において業務を行う指定公共機関（同条第5号に規定する指定公共機関をいう。）及び指定地方公共機関（同条第6号に規定する指定地方公共機関をいう。） |
| 7 防災会議構成機関 | 比布町防災会議条例第3条に定める委員の属する機関 |
| 8 災害予防責任者 | 基本法第47条に定める防災に関する組織の整備義務を負う指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、 |

- 指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者
- 9 災害応急対策実施責任者 基本法第 50 条第 2 項に定める指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有するもの
- 10 要配慮者 高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時に特に配慮を要する者
- 11 避難行動要支援者 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に指示を要するもの
- 12 複合災害 同時又は連続して 2 以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象

第5節 計画の修正要領

防災会議は、基本法第 42 条に定めるところにより防災計画に随時検討を加え、おおむね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めこれを修正するものとする。

- 1 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき。
- 3 新たな計画を必要とするとき。
- 4 防災基本計画の修正が行われたとき。
- 5 その他町防災会議会長が必要と認めたとき。

なお、軽微な修正（組織の機構改革による名称変更、人口・面積等の数量的な修正等）については、北海道知事との協議を要せず、防災会議で修正し、その結果を北海道知事に報告するものとする。

第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

防災会議の構成機関、公共団体その他防災上重要な施設の管理者等の防災上処理すべき事務又は業務の大綱の主なものは、次のとおりである。

1 比布町

機 関 名	事 務 又 は 業 務
比布町	(1) 防災会議及び災害対策本部に関すること。 (2) 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄等、町内の災害予防応急対策に関すること。 (3) 自主防災組織の充実に関すること。 (4) 住民の自発的な防災活動の促進に関すること。 (5) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。 (6) 防災訓練及び防災思想の普及に関すること。 (7) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報並びに被害状況の調査に関すること。 (8) その他災害発生の防御及び被害拡大の防止のための措置に関すること。 (9) 町の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 (10) 災害ボランティアの受け入れに関すること。
比布町教育委員会	(1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の実施に関すること。 (2) 避難等に係る町立学校施設の使用に関すること。 (3) 教育施設の被害調査及び報告に関すること。 (4) 文教施設及び文化財の保護対策等の実施に関すること。
大雪消防組合 (比布消防署及び消防団)	(1) 災害時における消防活動及び水防活動に関すること。 (2) 被災地の警戒態勢に関すること。 (3) 住民の避難誘導及び人命救助に関すること。 (4) 災害時における傷病者等の搬送に関すること。
比布町立びっぶクリニック	(1) 災害時における医療、助産及び防疫対策についての協力に関すること。
大雪浄化組合	(1) 災害時におけるし尿の汲み取り及び処理に関すること。
愛別町外3町塵芥処理組合	(1) 災害時におけるごみ処理に関すること。

2 小中学校

機 関 名	事 務 又 は 業 務
町内各小中学校	(1) 児童生徒等の避難保護に関すること。 (2) 応急教育対策及び被災施設の災害復旧に関すること。 (3) 被災者の一時収容措置についての協力に関すること。

3 指定地方行政機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
北海道開発局 旭川開発建設部 (旭川道路事務所) (旭川河川事務所)	<ol style="list-style-type: none"> (1) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 (2) 被害の拡大及び二次災害防止のための緊急対応実施による町への支援に関すること。 (3) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣に関すること。 (4) 災害対策用機材等の地域への支援に関すること。 (5) 直轄管理の道路・河川の維持管理、災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。 (6) 災害時における管理区内危険箇所（道路・河川）の整備、警戒、災害防止、維持補修、災害復旧に関すること。
北海道財務局 旭川財務事務所	<ol style="list-style-type: none"> (1) 公共土木施設、農林業施設等の災害復旧事業費の査定立会に関すること。 (2) 災害時において有価証券の売買取引に伴う受渡し遅延に対する措置に関すること。 (3) 地方公共団体の災害復旧事業債及び災害つなぎ資金の融資に関すること。 (4) 災害時における特例措置についての金融機関の指導に関すること。 (5) 災害時における地方公共団体等への国有財産の無償使用許可又は無償貸付に関すること。
農林水産省北海道農政事務所 旭川地域拠点	<ol style="list-style-type: none"> (1) 農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。
北海道森林管理局 上川中部森林管理署	<ol style="list-style-type: none"> (1) 所轄国有林につき保安林の配置の適正化と施業の合理化に関すること。 (2) 所轄国有林の復旧治山並びに予防治山の実施に関すること。 (3) 林野火災の予防対策をたて、その未然防止に関すること。 (4) 災害時において地方公共団体等の要請があった場合、可能な範囲において緊急対策及び復旧用材の供給に関すること。
北海道運輸局 旭川運輸支局	<ol style="list-style-type: none"> (1) 災害時における陸上輸送の連絡調整に関すること。 (2) 鉄道、軌道、索道及び自動車輸送事業の安全の確保に関すること。
旭川地方気象台	<ol style="list-style-type: none"> (1) 気象、地象、水象等の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。

4 自衛隊

機 関 名	事 務 又 は 業 務
陸上自衛隊第2師団	<ol style="list-style-type: none"> (1) 災害派遣要請権者の要請に基づく部隊等の派遣に関すること。 (2) 町及び防災関係機関が行う防災訓練への協力に関すること。

5 北海道

機 関 名	事 務 又 は 業 務
上川総合振興局	(1) 上川地域災害対策連絡協議会の運営に関する事。 (2) 防災に関する組織の整備、物資及び資材の備蓄その他災害予防措置の実施に関する事。 (3) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関する事。 (4) 災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策に関する事。 (5) 町及び指定公共機関が実施する防災事務又は業務の総合調整に関する事。 (6) 自衛隊の災害派遣要請に関する事。 (7) 救助法の適用及び実施に関する事。 (8) その他災害発生の防衛又は被害拡大の防止のための措置に関する事。
上川総合振興局 旭川建設管理部	(1) 水防技術の指導に関する事。 (2) 災害時の関係河川の水位、雨量の情報収集及び報告に関する事。 (3) 災害時の関係公共土木被害調査及び災害応急対策の実施に関する事。 (4) 被災地の交通情報の収集及び交通路の確保に関する事。
上川総合振興局 保健環境部保健行政室 (上川保健所)	(1) 医療施設、衛生施設等の被害報告に関する事。 (2) 災害時における医療救護活動に関する事。 (3) 災害時における防疫活動に関する事。 (4) 災害時における給水、清掃等環境衛生活動に関する事。 (5) 医薬品等の確保及び供給に関する事。 (6) 食品衛生の指導及び監視に関する事。
上川総合振興局 産業振興部 上川農業改良普及センター	(1) 農作物の被害調査及び報告に関する事。 (2) 農作物被害に対する応急措置及び対策の指導を行う事。 (3) 被災地の病虫害防除の指導に関する事。
上川教育局	(1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導に関する事。 (2) 文教施設及び文化財の保全対策等に関する事。
上川家畜保健衛生所	(1) 被災地の家畜の被害調査に関する事。 (2) 被災地の家畜の防疫指導、その他技術指導に関する事。

6 北海道警察

機 関 名	事 務 又 は 業 務
旭川中央警察署 (比布・蘭留駐在所)	(1) 住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関する事。 (2) 災害情報の収集に関する事。 (3) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関する事。 (4) 犯罪の予防その他被災地における社会秩序の維持に関する事。 (5) 危険物に対する保安対策に関する事。 (6) 広報活動に関する事。 (7) 町及び防災関係機関が実施する防災業務の協力に関する事。

7 指定公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
日本郵便株式会社北海道支社(旭川東郵便局、比布・蘭留簡易郵便局)	(1) 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保に関する こと。 (2) 郵便貯金及び簡易保険事業の非常取扱いに関する こと。 (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動に関する こと。
日本放送協会旭川放送局(NHK)	(1) 気象予警報、災害情報及び防災知識の普及等、災害広報に関する こと。
NTT 東日本北海道旭川支店	(1) 災害時における通信の確保に関する こと。 (2) 気象官署からの気象警報の伝達に関する こと。
株式会社 NTT ドコモ北海道支社 KDDI 株式会社北海道総支社 ソフトバンク株式会社	(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保に関する こと。
北海道電力株式会社旭川支店	(1) 電力供給施設の防災対策に関する こと。 (2) 災害時における電力供給の確保に関する こと。
日本赤十字社北海道支部	(1) 災害時における医療、助産その他救助・救援に関する こと。 (2) 災害ボランティア(民間団体及び個人)の受入れに関する こと。 (3) 災害ボランティアが行う救援活動の連絡調整に関する こと。 (4) 北海道災害義援金募集委員会に関する こと。
北海道旅客鉄道株式会社旭川支社(永山駅)	(1) 災害時における鉄道輸送の確保に関する こと。 (2) 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送について関係機関の支援に関する こと。
日本銀行札幌支店	(1) 災害時における通貨の円滑な供給を確保することに 関すること。 (2) 災害時における金融機関の業務運営の確保に係る措置に関する こと。 (3) 災害時における金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関する こと。

8 指定地方公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
上川郡中央医師会 旭川歯科医師会	(1) 災害時における医療関係機関との連絡調整並びに応急医療及び助産その他救助の実施に関する こと。
旭川薬剤師会	(1) 災害時における調剤、医薬品の供給に関する こと。
公益社団法人北海道獣医師会上川支部	(1) 災害時における飼養動物の対応に関する こと。
北海道土地改良事業団体連合会上川支部及び大雪土地改良区	(1) 土地改良施設の防災対策に関する こと。 (2) 町が行う被害状況調査及び応急対策及び災害復旧対策の協力に関する こと。
旭川地区バス協会	(1) 災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送に関する こと。

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	事 務 又 は 業 務
比布町農業協同組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。 (2) 被災組合員に対する融資及びあっせんに関すること。
上川中央農業共済組合	(1) 農作物の被害調査及び報告に関すること。 (2) 家畜の被害調査及び診療に関すること。 (3) 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。
旭川市森林組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。 (2) 被災組合員に対する融資及びあっせんに関すること。
比布商工会	(1) 災害時における救援用物資及び復旧資材の確保についての協力に関すること。 (2) 商工業者の経営指導及び復旧資金のあっせんに関すること。
比布町建設業協会	(1) 災害時における労働力、資材、機械等の協力に関すること。
一般運送事業者	(1) 災害時における救援物資の緊急輸送等に関すること。
危険物関係施設の管理者	(1) 災害時における危険物の保安の確保に関すること。
北海道エルピーガス 災害対策協議会上川支部	(1) プロパンガスの防災管理に関すること。 (2) プロパンガスの供給に関すること。
旭川ケーブルテレビ 株式会社ポテト	(1) ケーブルテレビによる災害時の情報提供に関すること。 (2) 災害に関する広報活動に関すること。
道北バス株式会社	(1) 災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送に関すること。
避難場所の管理者	(1) 避難場所の適正な管理、運営及び災害応急対策の実施についての協力に関すること。
比布町社会福祉協議会	(1) 被災生活困窮者に対する世帯更正資金の融資及びそのあっせんに関すること。 (2) 被災者の保護についての協力に関すること。
各行政区等	(1) 災害時における住民連携及び相互の奉仕協力に関すること。 (2) 災害予防責任者が実施する防災訓練等への協力及び防災予防に関すること。 (3) 非常食等の炊出し及びボランティア活動に関すること。
民生委員 日赤奉仕団	(1) 避難行動要支援者の支援対策に関すること。

資料編〔防災組織〕 ・ 関係機関等の連絡先（資料1）

第7節 住民及び事業者の基本的責務等

いつでもどこでも起こりうる災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、住民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助けあう「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する住民運動を展開するものとする。

第1 住民の責務

住民は「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、町、道及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

1 平常時の備え

- (1) 避難の方法（避難路、避難場所等）及び家族との連絡方法を確認すること。
- (2) 3日間、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、救急用品等の非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備にあたること。
- (3) 隣近所との相互協力関係の醸成を図ること。
- (4) 災害危険区域等、地域における災害の危険性を把握すること。
- (5) 防災訓練、研修会等への積極的参加により、防災知識、応急救護技術等の習得をすること。
- (6) 要配慮者への配慮をすること。
- (7) 自主防災組織への参加に努めること。

2 災害時の対策

- (1) 地域における被災状況を把握すること。
- (2) 近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援にあたること。
- (3) 初期消火活動等の応急対策を講ずること。
- (4) 避難場所での自主的活動に努めること。
- (5) 町、道及び防災関係機関の活動に協力すること。
- (6) 自主防災組織の活動に努めること。

3 災害緊急事態の布告があったときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需物資等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等協力を求められた場合は、住民はこれに応ずるよう努める

ものとする。

第2 事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需物資等の役務の供給・提供を行う各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、町、道及び防災関係機関並びに自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

また、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時の業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

1 平常時の備え

- (1) 災害時行動マニュアル策定及び事業継続計画（BCP）の策定・運用をすること。
- (2) 防災体制の整備及び耐震化の促進を図ること。
- (3) 予想被害からの復旧計画を策定すること。
- (4) 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育を実施すること。
- (5) 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応。
- (6) 取引先とのサプライチェーンの確保。

2 災害時の対策

- (1) 事業所の被災状況を把握すること。
- (2) 従業員及び施設利用者へ災害情報を提供すること。
- (3) 施設利用者の避難誘導にあたること。
- (4) 従業員及び施設利用者を救助すること。
- (5) 初期消火活動等の応急対策にあたること。
- (6) 事業の継続又は早期再開・復旧に努めること。
- (7) ボランティア活動への支援等、地域の貢献にあたること。

第3 住民及び事業者による町内の防災活動の推進

- 1 町内の一定の行政区内の居住者及び当該行政区の事業所を有する事業者（以下、「行政区居住者等」という。）は当該行政区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努めるものとする。
- 2 行政区居住者等は、必要に応じて、当該行政区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、行政区防災計画の素案として防災会議に提案するなど、町との連携に努めるものとする。
- 3 防災会議は、行政区防災計画の提案が行われたときは、防災計画に定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、防災計画に行政区防災計画を定めるものとする。
- 4 町は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人ひとりが自ら行う防災活

動の促進により、地域社会の防災体制の充実を図るものとする。

第4 住民運動の展開

災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する住民運動が継続的に展開されるよう、災害予防責任者をはじめ、住民個人や家庭、事業者、団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く住民に参加を呼びかけるものとする。

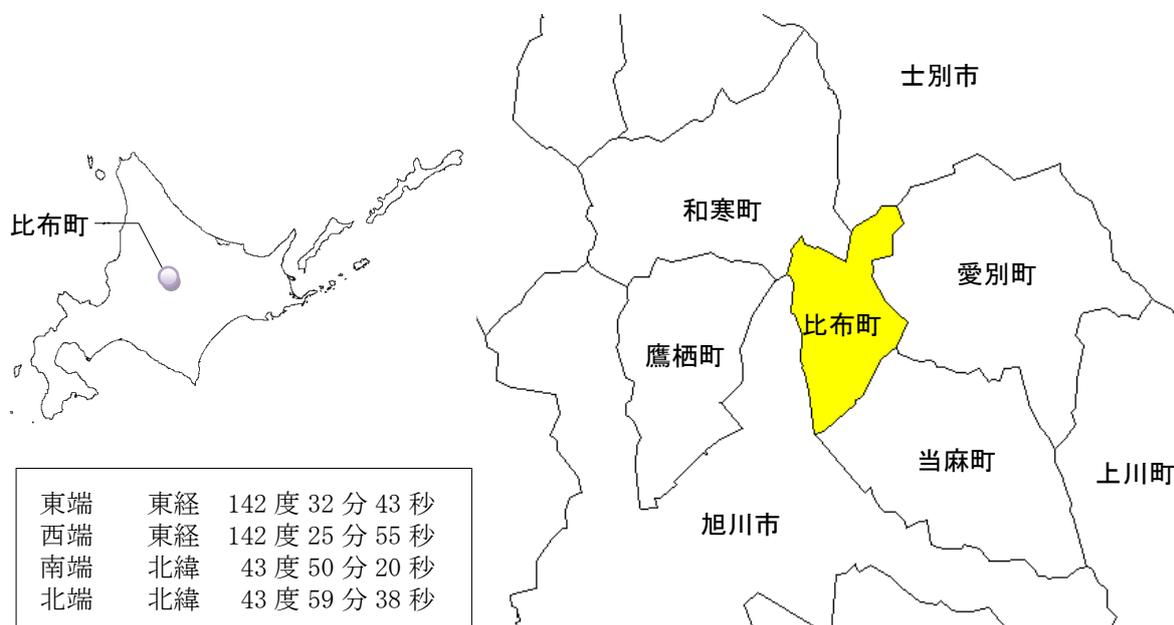
第2章 比布町の概況

第1節 自然条件

第1 位置及び面積

比布町は、上川総合振興局管内の中央にあり、上川盆地の北東に位置している。東は愛別町に、西は旭川市に、南は当麻町に接し、北は和寒町、士別市に境して、その面積は86.90km²である。

図表 比布町位置図



第2 地勢及び地質

1 地勢

先端を南に向けて、ちょうどショベルのように広がる本町は、班溪山（標高819.8m）を頂きとした丘陵、山林地域が東北から北西部の町界にかけて連なり、それはさらに、細長く町界沿いに本町南端に位置する突哨山（標高221.2m）に至って、森林面積は総面積の約半分を占めている。

一方、旭岳付近を源とした石狩川が、本町の東端から町界を南下し、一級河川蘭留川、同比布ウツペツ川などと合流して、北西部山沿いを南下する本町第二の河川比布川が前記の突哨山付近でそそいでいる。

このような丘陵山地と石狩川に包まれた、まとまりの良い平坦地（標高150～180m）に広く水田地帯が展開し、そのほぼ中央部に基幹集落の市街地が形成されており、一部丘陵沿いには畑地帯も点在している。

図表 河川一覧

(単位：km)

	河川名	流路延長	指定
1	石狩川 (イシカリガワ)	9.5	1級
2	比布川 (ピップガワ)	18.6	1級
3	比布ウッペツ川 (ピップウッペツガワ)	12.8	1級
4	蘭留川 (ランルガワ)	7.4	1級
5	ウッペツ工場川 (ウッペツコウバガワ)	3.5	普通
6	基線川 (キセンガワ)	1.9	普通
7	十号沢川 (ジュウゴウサワガワ)	5.5	普通
8	十五線沢川 (ジュウゴセンサワガワ)	2.8	普通
9	比布中央川 (ピップチュウオウガワ)	5.0	普通
10	北1線川 (キタイッセンガワ)	3.2	普通
11	北2線川 (キタニセンガワ)	2.1	普通
12	北5線川 (キタゴセンガワ)	6.0	普通

2 地質

平坦地の土性は、石狩川沿いの沖積土を除いては、埴土から埴壤土がほとんどであり、山間、丘陵畑地帯は礫の多い洪積残積土からなっている。

第3 気象

1 気温

本町は、上川盆地の内陸的気候を帯び、寒暖の差が激しく、7月中旬から8月上旬にかけて30℃を超える日があり、1月から2月に至る間には、稀にマイナス25℃をさらに下回ることもある。ここ10年間の年平均気温は6.1℃、また、5月から9月に至る農耕期の平均気温は16℃で、水稻の主産地形成を容易にしている。

2 降雨量及び降雪量

年間平均降水量は1,100mm前後で、ここ数年は少なめに推移しており、うち農耕期間中は平常年400mm前後、8月頃が比較的その量が多い。9月下旬から10月初旬に初霜が降り、また、5月中、下旬に晩霜を見ることもある。ときにこの目安を超える降霜により、農作物の生育、農作業の進捗に大きな影響を及ぼすことがある。

資料編〔気象・災害履歴・震度階級等〕 ・町の気象概況(資料5)

第2節 災害の概況

比布町では、過去の災害記録から、主な災害は、台風、集中豪雨等による農地冠水や住宅への浸水被害等が挙げられ、これまで地震災害については、大きな被害は出ていない。

参考までに、道内における自然災害及び事故災害について、主に次のようことが挙げられる。町内の主な災害の記録は、資料6のとおりである。

第1 気象災害の特徴

1 春の災害

冬期間の積雪が春先の連続する高温と低気圧、前線の結びつきによって融解が促進され、いわゆる融雪災害が起こる。発生する時期は、おおむね3月末から5月末まで続く。この季節は、低気圧が接近すると暖かい南風が吹き込んで気温が上昇し雪解けが進むことから、少量の雨でも洪水となり、融雪災害が発生する。

その原因については、平地の融雪は徐々に河川に注ぐため急激な増水は起こさないが、土地を水で飽和させ、かつ、排水溝その他小河川を漲らせ出水の素地をつくることになり、このような状態のところには山腹積雪が溶けて急速に注ぎ、平地の融雪によって貯えられた水とともに排水溝その他の小河川の流れを活発にして一挙に出水することなどが考えられる。

なお、融雪出水は、石狩川、十勝川、天塩川の本支流及び日高の諸河川に多く、時には地滑りも伴い家屋の浸水、道路橋梁の破損等大きな被害をもたらす。

2 夏の災害

北海道には、梅雨がないと言われる。しかし、梅雨前線が北上し、津軽海峡付近まできて、その前線上を低気圧が通過すると本道の南岸は、大雨に見舞われる。

最近では、これに似た型で小さな範囲の地域に集中豪雨が発生し、災害をおこす回数が多くみられる。

3 秋の災害

この時期は、低気圧と高気圧が日本付近を交互に通って、天気は周期的に変化しやすく、また、台風の最盛期でもある。台風が本道に接近する頃は、この勢力が弱まっているのが普通であるが、時に勢力を維持して北海道へ接近し、昭和29年の洞爺丸台風や平成16年の台風第18号のように甚大な被害をもたらす場合がある。

このような台風による雨と風又は台風により前線を刺激して大雨を降らすことによる災害は年1~2回程度の発生をみている。

本町においては、8から9月にかけて台風及び集中豪雨による被害が過去に記録されている。

4 冬の災害

冬期に入ると本道の日本海沿岸から太平洋に低気圧が襲来する。その中心気圧は970hPa以下に発達するものもあり、その気圧の低さは、台風以上の場合もある。

襲来する時期が冬のため、降水は雪となり、そのため雪害による交通障害及び波浪による護岸、道路決壊等の災害が発生する。

本町における雪害では、吹雪、なだれ、電線着雪等による公共交通の乱れ、通行障害が発生し、交通・通信、産業等に被害をもたらすことが考えられる。

第2 その他災害について

本町で起こりうる気象災害以外の災害では、火山災害や地震災害といった地象災害や火災をはじめとする事故等の災害が想定される。

参考までに、本町における地震被害については、全国的にも地震が少ない地域であり、過去に大きな被害は記録されていないほか、火山災害としては、常時観測火山に該当する大雪山による被害が想定される。

資料編〔気象・災害履歴・震度階級等〕 ・過去の災害の記録（資料6）

第3章 防災組織

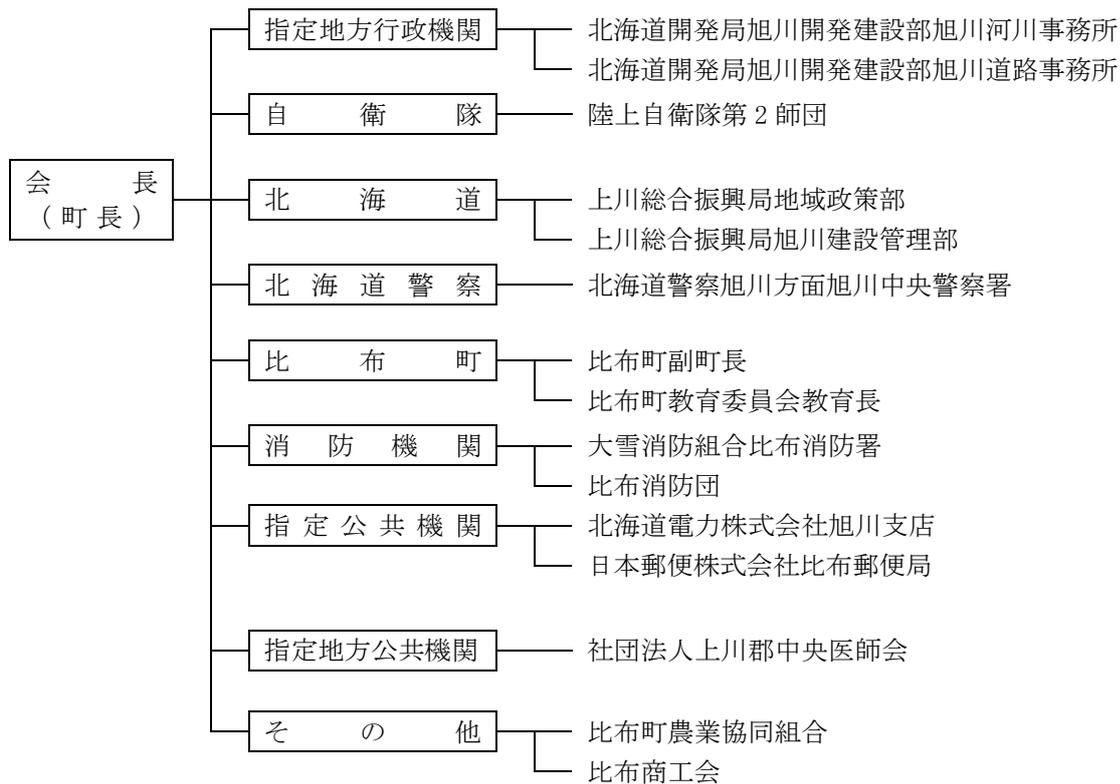
災害の予防、応急及び復旧対策等の防災活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、本章においては防災に関する組織及びその運営、災害に関する情報及び気象予警報の伝達等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

第1節 組織計画

第1 防災会議

防災会議は、以下のとおり町長を会長とし、基本法第16条第6項に基づく比布町防災会議条例第3条第5項に規定する者を委員として組織するものであり、本町における防災に関する基本方針及び防災計画を作成し、防災に関する重要事項を審議するとともに、その実施の推進を図ること、また、災害の発生時においては、関係機関相互間の連絡調整を図ることを任務とする。

1 防災会議の組織



防災会議の運営は、比布町防災会議条例の定めるところによる。

資料編〔条例・協定等〕 ・比布町防災会議条例（資料22）

第2 災害対策本部

1 災害対策本部の設置及び廃止

(1) 災害対策本部の設置基準

町長は、災害・事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、次の基準に該当し必要があると認めるときは、災害対策本部を設置するものとする。

ア 本町に、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく警報が発表され、総合的な災害対策を実施する必要があると認めるとき。

イ 震度5弱以上の地震が発生し、総合的な災害対策を実施する必要があると認めるとき。

ウ 町の区域内で大規模な火災、爆発その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、総合的な災害対策を実施する必要があると認めるとき。

(2) 災害対策本部の設置

ア 災害対策本部は役場庁舎内に置くものとする。ただし、庁舎が被災し、使用できない場合は、他の公共施設に設置するものとする。

イ 町長は、災害対策本部を設置したときは、直ちに全職員に庁内放送、メール、電話、防災行政無線等により周知するものとする。

(3) 災害対策本部の廃止

災害対策本部長（町長）は、次のいずれかに該当するときは、災害対策本部を廃止するものとする。

ア 予想された災害発生危険が解消したとき。

イ 災害に関する応急対策措置が完了したとき。

2 災害対策本部の設置又は廃止の通知及び公表

町長は、災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、防災関係機関、報道機関及び住民に対し、それぞれ迅速な方法をもって周知するものとする。

3 組織等

災害対策本部の組織は、次のとおりとする。

本部長：町長

副本部長：副町長・教育長

本部員：出納室長・各課長

部	部員	班	構成課
総務企画部	総務企画課長 出納室長	庶務班	総務企画課、出納室
		財務班	
		情報管理班	
		生活安全班	
		企画振興班	
		広報班	
税務住民部	税務住民課長	税務班	税務住民課
		住民環境班	
保健福祉部	保健福祉課長	福祉医療班	保健福祉課 地域包括支援センター
		衛生班	
		保健班	
産業振興部	農林課長 商工観光課長 農業委員会 事務局長	農政班	農林課 商工観光課 農業委員会
		林務班	
		畜産班	
		商工労働・観光班	
建設部	建設課長	建設班	建設課
		土木班	
		上下水道班	
教育部	生涯学習課長	学校教育班	生涯学習課
		社会教育班	
協力部	議会事務局長	協力班	議会事務局
消防部	署長	消防班	大雪消防組合比布消防署

4 災害対策本部の各部所掌事務

災害対策本部の事務分掌は、次のとおりとする。()の課は、主業務に支障が無い場合に補助として所管課の支援を行う。

部	班	所 掌 事 項	所管課
総務企画部	庶務班	1 災害対策本部の設置及び廃止に関すること。 2 防災会議及び本部会議に関すること。 3 災害対策の総括に関すること。 4 防災会議その他防災関係機関との連絡調整に関すること。 5 災害対策の予算措置に関すること。 6 職員の招集、出動及び解散並びに労務供給に関すること。 7 動員職員の出動状況の記録に関すること。 8 職員等の災害出動用被服等の調達及び配付に関すること。 9 職員の公務災害補償に関すること。 10 職員の食料等の調達供給に関すること。 11 関係団体、住民組織等の出動要請に関すること。 12 各行政区等との連絡に関すること。 13 住民組織との連絡調整に関すること。 14 自衛隊災害派遣要請依頼に関すること。 15 被害状況及び措置概要の取りまとめ並びに報告に関すること。 16 他市町村との相互応援に関すること。 17 ボランティアの受け入れ及び調整に関すること。 18 各部との連絡調整に関すること。 19 災害対策本部に必要な資機材の配備及び施設の整備に関すること。 20 町有車両の運行管理に関すること。 21 災害時の輸送計画及び車両の運行実施に関すること。 22 災害対策本部に必要な施設の整備に関すること。 23 その他各部に属さないこと。	総務企画課 (農林課) (商工観光課)
	財務班	1 町有施設財産の被害調査及び災害復旧対策に関すること。 2 災害関係費の出納に関すること。 3 災害応急対策及び復旧に要する資金計画に関すること。 4 町有財産の警防及び応急対策に関すること。 5 義援金品等の受付、保管に関すること。 6 その他特命事項に関すること。	総務企画課 出納室
	情報管理班	1 庁内の電力及び電話通信の管理及び確保に関すること。 2 災害時の非常通信計画の作成と実施に関すること。 3 災害現地等との連絡・伝令・通信等に関すること。 4 その他特命事項に関すること。	総務企画課
	生活安全班	1 災害現地の視察及び応援に関すること。 2 避難施設の設置計画及び実施に関すること。 3 気象予警報、災害情報等の情報の収集、伝達に関すること。 4 罹災証明に関すること。 5 被災者からの陳情等に関すること。 6 被災地の巡回公聴活動に関すること。 7 被災者の避難場所等への誘導に関すること。 8 災害時の防犯に関すること。 9 災害時における交通安全に関すること。 10 その他特命事項に関すること。	総務企画課 (農林課) (商工観光課)

部	班	所 掌 事 項	所管課
総務企画部	企画振興班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害復旧と総合計画に関すること。 2 災害時における緊急資材置場及び応急施設用地の確保に関すること。 3 災害時の公害発生予防及び応急措置に関すること。 4 中央関係機関に対する要望書及び資料調整に関すること。 5 国、道に対する要請及び報告に関すること。 6 その他特命事項に関すること。 	総務企画課
	広報班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の記録及び報告に関すること。 2 災害対策本部として行う広報活動及び報道機関との連絡調整に関すること。 3 住民に対する警報、避難命令、避難解除等、災害情報の広報に関すること。 4 災害報道記事及び災害写真の撮影・収集に関すること。 5 災害調査統計に関すること。 6 報道機関との連絡に関すること。 7 その他特命事項に関すること。 	(農林課) (商工観光課)
税務住民部	税務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者名簿の作成に関すること。 2 被災者の町税の減免等の措置に関すること。 3 被災家屋及びその他資産の調査（被害調査）に関すること。 4 その他特命事項に関すること。 	税務住民課
	住民環境班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災地の医療、防疫及び給食に関すること。 2 被災地のじん芥・汚物・死亡獣畜の処理に関すること。 3 放浪動物の捕獲及び収容に関すること。 4 遺体の火葬に関すること。 5 その他特命事項に関すること。 	
保健福祉部	福祉医療班	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所・福祉避難所の開設及び管理に関すること。 2 被災者に対する炊き出し及び食料品等の給与に関すること。 3 被災者の生活援護及び生活必需物資の給与に関すること。 4 日赤救助機関との連絡調整に関すること。 5 被災者相談に関すること。 6 行方不明者の捜索及び遺体の処理、埋葬に関すること。 7 避難行動要支援者に関する情報収集及び避難誘導に関すること。 8 福祉施設の被害調査及び復旧対策に関すること。 9 部内の連絡調整に関すること。 10 その他特命事項に関すること。 	保健福祉課
	保健班	<ol style="list-style-type: none"> 1 要援護者の被災調査及び生活支援に関すること。 2 医療及び助産に必要な医薬品、衛生資材の確保に関すること。 3 救護班編成に関すること。 4 医療救護所の運営に関すること。 5 医療部隊の編成及び巡回診療に関すること。 6 医療部隊の出動等、医療活動を実施した際の「救護班活動状況」の作成に関すること。 7 医療機関との連絡調整に関すること。 8 その他医療活動の実施に伴う事務に関すること。 9 被災者の健康管理・指導に関すること。 10 その他特命事項に関すること。 	(税務住民課)

部	班	所 掌 事 項	所管課
産業振興部	農政班	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業施設及び農作物等の被害調査、応急対策に関すること。 2 農地及び農業施設の災害復旧対策に関すること。 3 被災農家等の援護及び経営指導に関すること。 4 農業関係機関等との連絡調整に関すること。 5 農作物種子等農業用生産資材の確保・配分に関すること。 6 土地改良事業の被害調査及び災害復旧対策に関すること。 7 災害時の応急食料の確保・供給に関すること。 8 関係住民組織との連絡調整に関すること。 9 その他特命事項に関すること。 	農林課 商工観光課 農業委員会 事務局
	林務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 林業施設及び林産物の被害調査及び災害復旧対策に関すること。 2 山火事、林野火災の消防に関すること。 3 関係住民組織との連絡調整に関すること。 4 その他特命事項に関すること。 	
	畜産班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災農畜作物の防疫及び衛生に関すること。 2 被災地の家畜の防疫及び衛生に関すること。 3 家畜飼料の確保・配分に関すること。 4 畜産施設、家畜等の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。 5 関係住民組織との連絡調整に関すること。 6 その他特命事項に関すること。 	
	商工労働・観光班	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工業者の被害調査及び災害復旧対策並びに金融に関すること。 2 災害時の物価対策に関すること。 3 観光事業関係の被害状況調査及び災害復旧対策に関すること。 4 労働相談に関すること。 5 関係住民組織との連絡調整に関すること。 6 その他特命事項に関すること。 	
建設部	建設班	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、橋梁、河川等の被害調査及び応急措置、災害復旧に関すること。 2 被災地の交通不能箇所の調査及び通行路線の確保に関すること。 3 応急対策、復旧対策資材の確保及び輸送に関すること。 4 災害時における応急仮設住宅の建設及び管理に関すること。 5 住宅（公営住宅を含む）の被害調査及び応急危険度判定に関すること。 6 公共施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 7 災害関係請負工事に関すること。 8 関係住民組織との連絡調整に関すること。 9 部内の連絡調整に関すること。 10 その他特命事項に関すること。 	建設課
	土木班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における救出、輸送に要する車両の配車に関すること。 2 災害時における障害物の除去に関すること。 3 災害時における救援物資、医療品等の輸送に関すること。 4 応急対策及び復旧の資材、人員、食料等の輸送に関すること。 5 災害土木復旧工事に関すること。 6 その他特命事項に関すること。 	
	上下水道班	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道施設の被害調査及び応急、復旧対策に関すること。 2 被災地の応急給水及び飲料水の供給に関すること。 3 避難所及び断水地域への給水に関すること。 4 その他特命事項に関すること。 	

部	班	所 掌 事 項	所管課
教育部	学校教育班	1 被災学校の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。 2 児童生徒の避難及び救護に関すること。 3 児童生徒に対する学用品等の給与及び医療、防疫に関すること。 4 学校施設等の避難所設営に関すること。 5 災害時における応急教育に関すること。 6 被災時における教職員の動員に関すること。 7 児童・生徒・教職員・保護者との連絡調整に関すること。 8 その他特命事項に関すること。	生涯学習課
	社会教育班	1 社会教育、体育施設の被害調査及び災害復旧対策に関すること。 2 社会教育、体育施設の入場者の避難誘導に関すること。 3 社会教育、体育施設の避難所設営に関すること。 4 文化財の保護及び応急対策に関すること。 5 関係住民組織との連絡調整に関すること。 6 その他特命事項に関すること。	
協力部	協力班	1 議会との連絡調整に関すること。 2 その他特命事項に関すること。	議会事務局

大雪消防組合比布消防署所掌事務

部	班	所 掌 事 項	所管課
消防部	消防班	1 消防活動及び水防活動に関すること。 2 警戒区域の設定に関すること。 3 火災警報等の住民への周知に関すること。 4 住民の避難誘導及び救助活動に関すること。 5 被災者の救出及び行方不明者の捜索に関すること。 6 救急活動に関すること。 7 危険物の除去及び応急処理に関すること。	大雪消防組合 比布消防署

※ その他特命事項について

部内の係及び他の部班への応援・支援等の業務につくことを意味する。
 災害発生時には、災害対策本部全体の活動として主に対応に追われることが予想されるため、避難対策や要配慮者対策に関わる業務及び救助などについては、当部班のみで対応することは困難であることも想定される。
 そのため、すべての班は、当該部の指示のもと、応援・支援等の業務につくものとする。

5 標示板の掲出

- (1) 災害対策本部を設置したときは、庁舎玄関前等適切な場所に標示板を掲げるものとする。
- (2) 災害対策本部長、副本部長、本部員、班長及び班の職員が、災害時において非常活動に従事するときは、必要に応じて腕章等を着用するものとする。
- (3) 災害時において非常活動に使用する災害対策本部の自動車には、標章をつけるものとする。

6 災害対策本部の運営

災害対策本部の運営は、比布町災害対策本部条例の定めるところによる。

資料編〔防災組織〕	・ 災害対策本部標示板（資料2）
資料編〔防災組織〕	・ 標章（資料3）
資料編〔条例・協定等〕	・ 比布町災害対策本部条例（資料23）

7 災害対策本部会議

災害対策部本会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成するとともに、災害情報を一元的に把握、共有し、災害対策の基本的な事項について協議するものとする。

(1) 災害対策本部会議の協議事項

- ア 職員の配備体制の変更及び解除に関すること。
- イ 災害情報・被害状況の分析とそれに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- ウ 関係機関に対する応援の要請に関すること。
- エ その他災害対策に関する重要事項。

(2) 災害対策本部会議の開催

- ア 災害対策本部会議は本部長が招集する。
- イ 各部員はそれぞれ所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。
- ウ 各部員は必要により所要の班員を伴って会議に出席することができる。
- エ 各部員は会議の招集を必要と認めるときは、総務企画部長にその旨を申し出るものとする。

(3) 会議事項の周知

会議の決定事項のうち、災害対策本部長が職員に周知する必要があると認めた事項については、速やかにその徹底を図るものとする。

8 現地災害対策本部

災害対策本部長は、迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、被災現地に現地災害対策本部を設置するものとする。

9 災害対策現地合同本部

災害対策現地合同本部は、大規模な災害が発生した際に、防災機関が相互に協議し、現地において災害対策を連携して行うことが必要な時に設置するものとする。

10 災害対策本部を設置しない場合の準用

- (1) 町長は、災害対策本部設置に至らない程度の災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、情報の収集及び今後の対応について協議することがあると認めるときは、災害対策連絡会議（以下、本節において「連絡会議」という。）を設置し、必要な災害対策を実施するものとする。
- (2) 前記（1）より連絡会議が設置された場合は、関係する課長等は、災害対策本部が設置された場合に準じて災害対策を実施するものとする。
- (3) 連絡会議の構成は、副町長、教育長、各課長その他副町長、教育長が指名する職員とする。
- (4) 連絡会議は、災害発生危険が解消したとき、又は災害対策本部が設置されたときは解散する。

第3 警戒・非常配備体制

災害対策本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、警戒・非常配備体制をとるものとする。ただし、町長は、災害対策本部を設置するまでに至らない場合においては、警戒配備体制及び第1非常配備体制をとるものとする。

1 警戒・非常配備体制の基準

警戒・非常配備体制の基準は、次のとおりとする。

図表 警戒・非常配備体制の基準

区分	種別	配備時期	配備内容
災害対策本部の設置前	警戒配備体制	災害対策本部設置に至らない小規模災害が発生するおそれが生じた場合又は発生したとき。	総務企画課が情報収集にあたり、必要に応じて関係課長と連携し、情報収集及び連絡活動が円滑に行い得る体制をとる。
	第1非常配備体制	(1) 大雨、洪水、強風等の警報を受け、警戒する必要が生じたとき。 (2) 震度4の地震が発生したとき。 (3) 火山に関する異常通報を受理したとき。	総務企画課、関係課長及び関係課所属の少数の職員を招集し、情報収集及び連絡活動等を行い、必要に応じて応急措置を実施する。また、第2非常配備体制に移行し得る体制をとるものとする。
災害対策本部の設置後	第2非常配備体制	(1) 局地的な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき。 (2) 震度5弱の地震が発生したとき。 (3) 必要により災害対策本部長が当該非常配備を指令したとき。	総務企画部及び各部長及び各部所属の班員を招集し、情報収集連絡活動及び応急措置を行い、状況により第3非常配備体制に直ちに切り替え得る体制をとるものとする。
	第3非常配備体制	(1) 広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が特に甚大であると予想される場合において本部長が当該非常配備を指令したとき。 (2) 震度5強以上の地震が発生したとき。 (3) 予想されない重大な災害が発生したとき。	全職員を動員し、状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする。

注 被害の状況等により、上記基準により難しいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制をとるものとする。

2 警戒・非常配備体制の活動要領

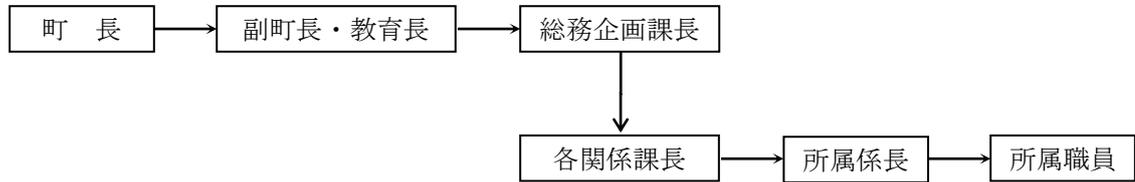
(1) 動員の方法、伝達系統及び伝達方法

ア 勤務時間内の伝達系統及び伝達方法

- (ア) 非常配備体制がとられた場合、又は災害対策本部が設置された場合、町長の指示により、総務企画課長は各関係課長に通知するものとする。

- (イ) 関係課長は、速やかに所属職員に通知するとともに指揮監督を行い、災害情報の収集、伝達、調査その他の応急措置を実施する体制を整えるものとする。
- (ウ) 伝達は、口頭、電話及び庁内放送等によるものとする。

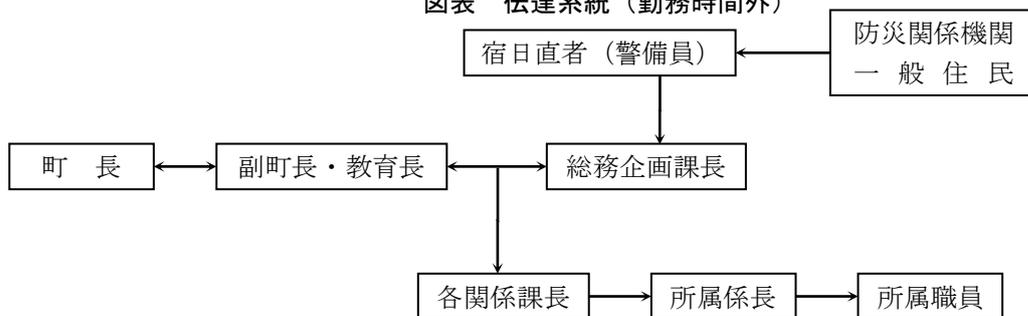
図表 伝達系統（勤務時間内）



イ 勤務時間外の伝達系統及び伝達方法

- (ア) 宿日直者（警備員）は、次の情報を受けた場合、直ちに総務企画課長に連絡するものとする。
 - a 道、旭川開発建設部及び旭川地方気象台等防災関係機関から、気象警報等の防災に関する情報を受けた場合。
 - b 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められた場合。
 - c 災害発生のおそれのある異常現象の通報があった場合。
- (イ) 宿日直者（警備員）は総務企画課長の指示を受け、必要に応じて関係課長及び関係職員に通知するものとする。
- (ウ) 非常配備体制がとられた場合、又は災害対策本部が設置された場合は、前記（イ）に準ずるものとする。
- (エ) 伝達は電話等によるものとする。

図表 伝達系統（勤務時間外）



ウ 職員の緊急参集

- (ア) 町長は、勤務時間外、休日等に非常配備体制を発令したときは、職員の動員（招集）を指示する。
- (イ) 職員は、勤務時間外、休日等において動員（招集）の指示を受けたとき、又は災害が発生し、あるいは災害の発生のおそれがある情報を察知したときは、災害の情報により所属課長と連絡の上、又は自らの判断により直ちに所属又はあらかじめ指定された場所に参集し配備につくものとする。
 - a 災害対策本部が設置された場合は、電話、防災行政無線、広報車、テレビ・ラジオ等により周知させるものとし、職員がこの旨を知った場合は、直ちに参集するものとする。

- b 震度5弱以上の地震が発生したときは、動員（招集）の指示を待つことなく、自発的に、できる限り早期に参集できる有効な手段を用いて、直ちに参集するものとする。
- c 通信の途絶等により連絡がとれない場合、自らの判断により参集するものとする。
- (ウ) 勤務時間外の参集時には、おおむね次の事項に留意して行動することとする。
 - a 安全確認
自らの安全を確保し、家族、自宅及び近隣の安全を確認する。
 - b 参集者の服装及び携行品
応急活動に適した服装とし、手袋、タオル、着替え、水筒、食料、懐中電灯、携帯ラジオ等の必要な用具を携行する。
 - c 被害状況の報告
参集途上において、被災状況、災害情報の収集に努め、その情報を動員先の上司に報告する。特に、診療所、道路、橋梁等の重要施設の被害状況は、災害情報報告（別記第1号様式）により、所属課長に詳しく報告する。
 - d 参集途上の緊急措置
参集途上において、火災、人身事故等に遭遇したときは、大雪消防組合比布消防署又は警察等へ通報連絡するとともに、直ちに人命救助、近隣住民の協力を求めた消火活動など適切な措置をとり、職員本人はできる限り迅速な参集を行う。
- エ 参集状況の把握
各課長は、職員の参集状況について、次によりその内容を記録するものとする。
 - (イ) 職員参集状況報告書（別記第2号様式）
 - (ロ) 職員参集状況集計表（別記第3号様式）
 - (ハ) 職員参集状況受付簿（別記第4号様式）
 - (ニ) 職員等安否確認調査票（別記第5号様式）
- (2) 非常配備体制下の活動
 - ア 警戒配備体制下の活動
警戒配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。
 - (イ) 総務企画課長は、気象、地象及び水象に関する情報の収集を図り、必要に応じ関係課長への情報提供を行うものとする。
 - (ロ) 関係課長は自宅待機とし、状況により速やかに参集できる体制をとり、必要に応じ、所属職員に対し自宅待機を指示するものとする。
 - イ 第1非常配備体制下の活動
第1非常配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。
 - (イ) 総務企画課長は、气象台その他防災関係機関と連絡をとり、気象情報、災害状況等の情報収集を行うものとする。
 - (ロ) 総務企画課長は、関係課長に収集情報の提供を行うものとする。
 - (ハ) 関係課長は、総務企画課長からの情報又は連絡に即応し、情報に対応する措

置を検討するとともに、所属職員に、巡回活動や防災資機材の点検等の必要な指示を行うものとする。

- (エ) 町長は情報の収集及び今後の対応について協議することがあると認めるときは、連絡会議を開催し、必要な災害対策を実施するものとする。
- (オ) 第1非常配備体制の職員の人数は、状況により関係課長において増減するものとし、その他の職員は自宅待機とする。

ウ 第2非常配備体制下の活動

第2非常配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 災害対策本部長は災害対策本部の機能を円滑にするため、必要に応じて災害対策本部会議を開催するものとする。
- (イ) 関係部長は所掌事務に係る情報の収集伝達体制を強化し、応急措置を実施するものとする。
- (ウ) 総務企画部長は各部長及び防災会議構成機関と連絡を密にし、客観情勢を判断するとともに、その状況を災害対策本部長に報告するものとする。
- (エ) 各部長は次の措置をとり、その状況を災害対策本部長に報告するものとする。
 - a 災害の状況を班員に周知し所要の人員を非常配備につかせること。
 - b 装備、物資、資機材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被災地区（被災予定地）へ配置すること。
 - c 関係部及び災害対策に関係ある外部機関との連絡を密にし、活動体制を整備すること。

エ 第3非常配備体制下の活動

第3非常配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

全職員は災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を随時、災害対策本部長に報告するものとする。

第4 住民組織等への協力要請

災害時において、災害応急対策等を円滑かつ迅速に実施するため、町長は、災害の状況により必要と認めた場合は、住民組織等に対し、次の災害対策活動の応援協力を要請するものとする。

1 協力要請事項

住民組織等に対して協力を要請する事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害時における住民の避難誘導、救出及び被災者の保護に関すること。
- (2) 緊急避難のための一時避難場所及び被災者の収容のための避難所の管理運営に関すること。
- (3) 災害情報の収集及び災害対策本部への連絡に関すること。
- (4) 災害情報等の地域住民に対する広報に関すること。
- (5) 避難所内での炊き出し及び被災者の世話に関すること。
- (6) 災害箇所の応急措置に関すること。
- (7) 災害対策本部員が行う人員、物資等の輸送の協力に関すること。
- (8) その他救助活動に必要な事項で、町長が協力を求める事項。

2 協力要請先

- (1) 協力を要請する主な住民組織等は、次のとおりとする。
 - ア 比布町社会福祉協議会
 - イ 比布町各行政区
- (2) その他女性団体、青年団体、建設関係団体等については、必要の都度、責任者と連絡をとり、協力を求めるものとする。

3 協力要請依頼

住民組織等の活動についての協力要請依頼は、協力を求める種別によって関係する部が行うものとする。

資料編〔様式〕	・災害情報報告（別記第1号様式）
資料編〔様式〕	・職員参集状況報告書（別記第2号様式）
資料編〔様式〕	・職員参集状況集計表（別記第3号様式）
資料編〔様式〕	・職員参集状況受付簿（別記第4号様式）
資料編〔様式〕	・職員等安否確認調査票（別記第5号様式）

第2節 気象業務に関する計画

暴風、大雨、大雪、洪水による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するため、気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象（地震に密接に関連するものを除く。）等の予報（注意報を含む。）、警報、特別警報並びに情報等の伝達方法及びこれらの異常現象発見者の通報義務等に関する組織、業務等は本計画に定めるところによる。

第1 注意報、警報及び特別警報並びに情報等の通報及び伝達

気象等に関する注意報、警報、特別警報及び火災気象通報の発表、伝達等は気象業務法、水防法（昭和24年法律第193号）及び消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づき行われるもので、比布町における注意報及び警報、特別警報の種類、発表基準、伝達方法等は次によるものとする。

1 注意報、警報及び特別警報の種類並びに発表基準

(1) 気象注意報発表基準

府県予報区	上川・留萌地方	
一次細分区域	上川地方	
市町村等をまとめた地域	上川中部	
大雨	表面雨量指数基準	6
	土壌雨量指数基準	110
強風	平均風速	12m/s
風雪	平均風速	10m/s 雪による視程障害を伴う
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 25 cm
雷	落雷等により被害が予想される場合	
融雪	60mm以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計	
濃霧	視程	200m
乾燥	最小湿度 30% 実効湿度 60%	
なだれ	①24時間降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ 50cm 以上で、日平均気温 5℃以上	
低温	4月～6月、8月中旬～10月：（平均気温） 平年より 6℃以上低い 7月～8月上旬：（気温） 14℃以下が 12時間以上継続 11月～3月：（最低気温） 平年より 12℃以上低い	
霜	最低気温 3℃以下	
着雪	気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続	

※土壌雨量指数：土壌雨量指数基準値は 1km 四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準値の最低値を示している。

(2) 気象警報発表基準

大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	11
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	—
暴風		平均風速	16m/s
暴風雪		平均風速	16m/s 雪による視程障害を伴う
大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 40cm
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	90mm

※大雨警報については、表面雨量指数基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、(浸水害)は「大雨警報（浸水害）」、(土砂災害)は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。

(3) 地面現象注意報及び警報

地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地滑りなどによって災害が起こるおそれがあると予想される場合に気象注意報に含めて発表される。
地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地滑りなどによって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に気象警報に含めて発表される。

(4) 浸水注意報及び警報

浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に気象注意報に含めて発表される。
浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に気象警報に含めて発表される。

(5) 洪水注意報及び警報

洪水注意報	雨量基準	—
	流域雨量指数基準	比布川流域=5 8.1 比布ウッハ°ツ川流域=4.4
	複合基準	石狩川流域=(5、28.6) 比布川流域=(5、6.5) 比布ウッハ°ツ川流域=(5、3.5)
	指定河川洪水予報による基準	石狩川上流[旭橋(永山橋上流)]
洪水警報	雨量基準	—
	流域雨量指数基準	比布川流域=7 10.2 比布ウッハ°ツ川流域=5.6
	複合基準	—
	指定河川洪水予報による基準	石狩川上流[旭橋(永山橋上流)・中愛別]

※洪水の欄中、「○○川流域=30」は、「○○川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。
 ※流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに 5km 四方の領域毎に算出する。

(6) 特別警報

警報の発表基準をはるかに超える異常現象が予想され、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で発表される。発表する特別警報の種類及び発表基準例は、次のとおりである。なお、緊急地震速報についても特別警報に位置づける。

一般利用に適合する特別警報	発表基準
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合。 大雨特別警報には大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）などのように特に警戒すべき事項が明記される。
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合。
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風雪が吹くと予想される場合。
地震（地震動）	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合。 （緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報に位置づける。）

(7) 指定河川洪水予報

河川名	石狩川上流
基準水位観測所	旭橋
所在地	旭川市常盤通3丁目

洪水予報の種類	発表基準	水位	求められる行動
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫発生 (レベル5)	氾濫の発生	氾濫水への警戒を求める段階
氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫危険水位 (レベル4)に到達	氾濫危険水位 107.70m	いつ氾濫してもおかしくない状態 (避難指示 相当)
氾濫警戒情報 (洪水警報)	一定時間後に氾濫危険水位(レベル4)に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位(レベル3)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	避難判断水位 106.90m	避難準備などの氾濫は制に対する警戒を求める段階 (高齢者等避難開始 相当)
氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位(レベル2)に到達しさらに水位の上昇が見込まれる場合	氾濫注意水位 106.40m	氾濫の発生に対する注意を求める段階

※指定河川洪水予報は旭川地方气象台と旭川開発建設部が共同で発表する。

2 注意報、警報及び特別警報の伝達系統

気象注意報、警報及び特別警報は、次のような伝達系統により、電話、無線、ファクシミリ、その他最も有効な方法を用いて通報又は伝達するものとする。なお、特別警報の内容については、気象庁自ら報道機関の協力を求めること等により周知するほか、道に対しては市町村への通知を、市町村に対しては住民等への周知の措置をそれぞれ義務付けられている。そのため、町は既存の通信網や道及び防災機関、報道機関の放送網を活用し、住民へ確実に伝達する体制をとるものとする。

(1) 気象注意報、警報（特別警報を含む。）は、勤務時間中は総務企画課が、勤務時間外

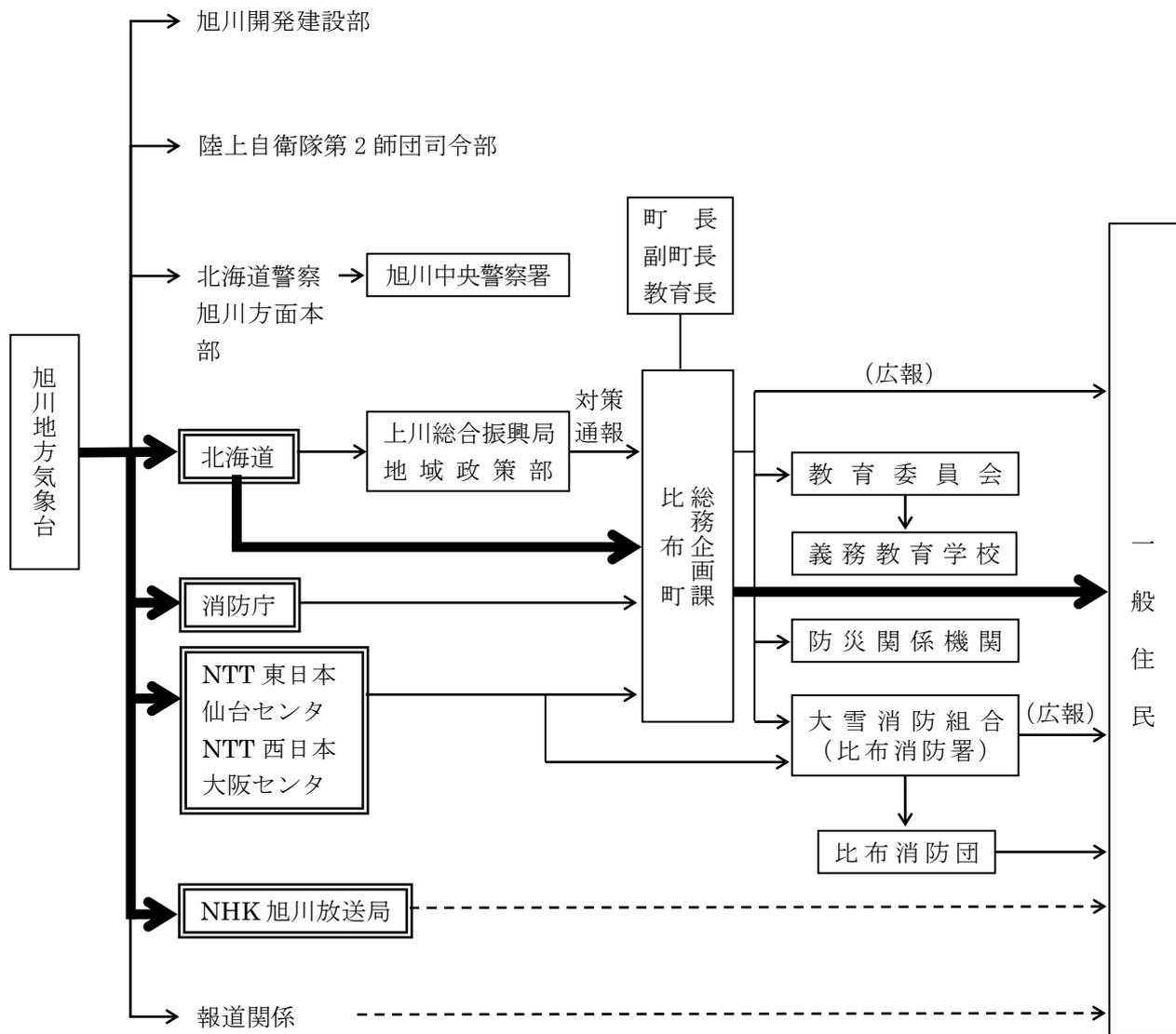
は、日直者（警備員）が受理するものとする。

- (2) 勤務時間外に日直者（警備員）が気象注意報、警報等を受けたときは、気象通報受理簿（兼送信票）（別記第6号様式）に記載するとともに、次に掲げる警報については、総務企画課長（不在のときは総務企画課補佐）に連絡するものとする。

〔連絡する気象警報…暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水〕

- (3) 気象通報受理簿（兼送信票）は、宿日直（警備員）業務終了後、総務企画課長に提出するものとする。
- (4) 総務企画課長は、気象注意報及び警報を受理した場合、速やかに副町長に報告するとともに、必要に応じて関係課長等に連絡するものとする。

図表 予報（注意報を含む。）、警報並びに情報等情報伝達系統図



※1 図中太線の経路は、特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務付けられている経路

※2 （二重線）で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく法定伝達先

資料編〔様式〕 ・ 気象通報受理簿（兼送信票）（別記第6号様式）

3 水防活動用気象注意報及び気象警報

水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、次の表の左欄に掲げる種類毎に、同表の右欄に掲げる注意報及び警報により代行される。

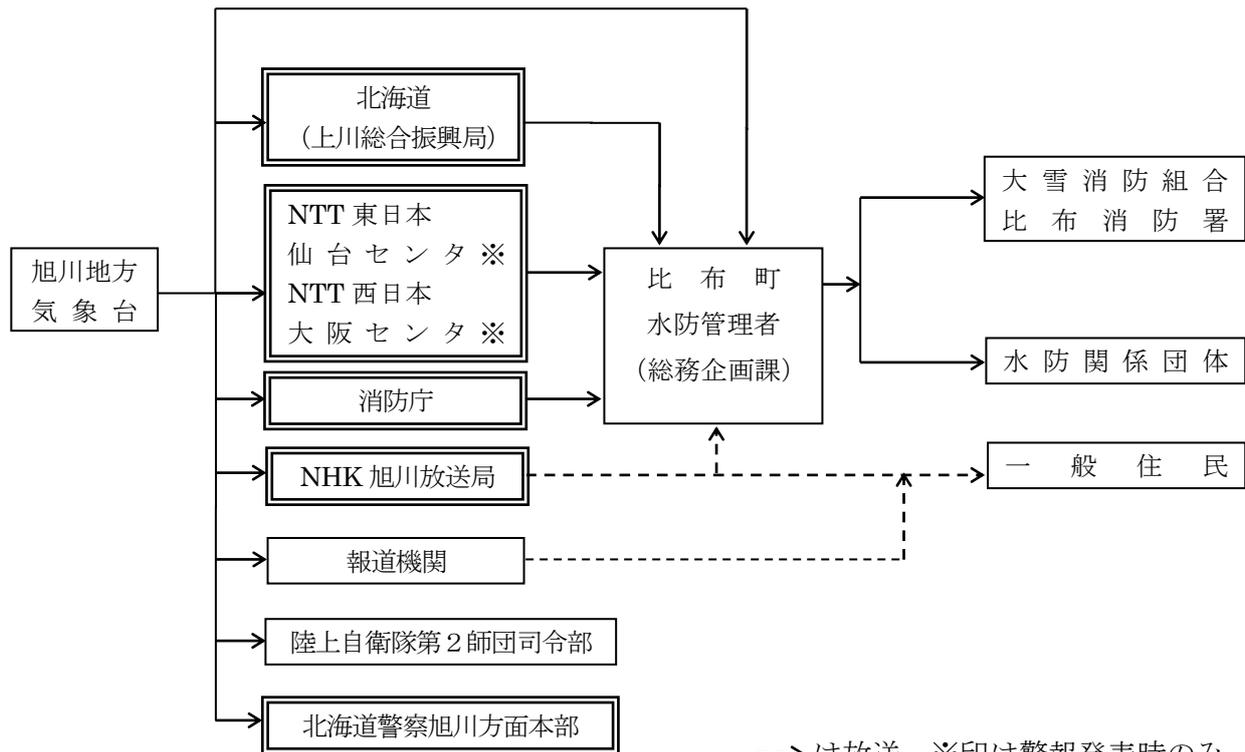
(1) 種類

図表 水防活動用気象注意報及び気象警報の種類

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	発表基準
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき。
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想したとき。
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき。
水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。

(2) 伝達系統

図表 伝達系統図



--> は放送、※印は警報発表時のみ

◻ (二重線) で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく法定伝達先

4 雨量情報・水位情報

(1) 予報基準地点と基準水位

町内を流れる河川の雨量・水位情報は、国土交通省、川の防災情報及び市町村向け川の防災情報にて確認することができ、雨量情報・水位情報及び基準水位は、以下のとおりである。

図表 雨量観測地点

水系	河川名	観測所名	観測地点（所在地）	標高	種別
石狩川	比布川	比布	比布町 1474 番 4 (JR 蘭留駅付近)	195m	テレメータ 雨量
	その他	比布（気象）	比布町 4116 番 6	164m	テレメータ 雨量

図表 観測地点と基準水位

河川名	観測地点 (所在地)	水防団待機 水位	はん濫注意 水位	避難判断 水位	はん濫危険 水位
石狩川	比布町基線 13 号比布大橋 (比布大橋下流 50m)	180.10m	180.70m	—	—
比布川	比布町 863 番 1 地先河川敷 (共栄橋地点)	159.59m	160.28m	160.34m	161.60m

5 火災に関するもの

(1) 火災気象通報

火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法第 22 条の規定に基づき、旭川地方気象台から知事に通報されるものである。

通報された知事は、町長に通報するものとする。

ア 通報基準

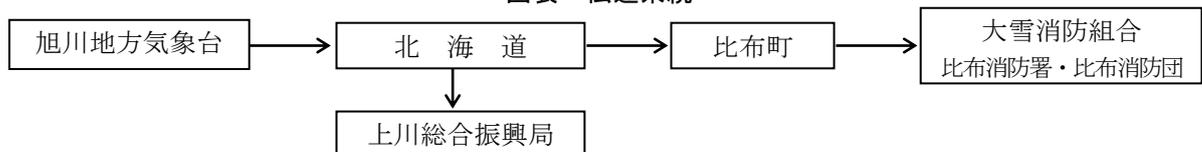
図表 通報基準

発表官署	通報基準
旭川地方気象台	実効湿度 60%以下で最小湿度 30%以下の場合、若しくは、平均風速で陸上 10m/s 以上が予想される場合。ただし、平均風速が 10m/s 以上であっても、降水及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。

イ 伝達系統

伝達系統は次のとおりとする。

図表 伝達系統



(2) 林野火災気象情報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、伝達は「第 7 章 第 6 節 林野火災対策計画」により実施するものとする。

6 気象情報等

(1) 北海道地方気象情報、上川・留萌地方気象情報

気象情報とは、気象業務法第 11 条及び気象官署予報業務規則第 47 条に明記されているとおり、観測成果や予報事項に関する情報を発表し、防災関係機関や住民が円滑な防災活動を実施できるよう、公衆の利便を増進させることを目的とする情報。

気象の予報等について、警報・注意報に先立って予告的に注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を補完的に解説する場合等に発表する

情報。

(2) 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。

(3) 記録的短時間大雨情報

上川地方管内で、数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現したときに、府県気象情報の一種として発表する情報。

(4) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に発表する情報。情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(5) 伝達系統

伝達については、予報（注意報を含む）、警報並びに情報等情報伝達系統図のとおりである。

(6) 防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報との関係

防災気象情報をもとにとるべき行動と、相当する警戒レベルについて

情報	とるべき行動	警戒レベル
<ul style="list-style-type: none"> 大雨特別警報 氾濫発生情報 主キクル（危険度分布）「災害切迫」（黒） 	<p>地元の自治体が警戒レベル5緊急安全確保を発令する判断材料となる情報です。災害が発生又は切迫していることを示す警戒レベル5に相当します。</p> <p>何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっています。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保してください。</p>	警戒レベル5相当
<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報 主キクル（危険度分布）「危険」（紫） 氾濫危険情報 高潮特別警報 高潮警報 	<p>地元の自治体が警戒レベル4避難指示を発令する目安となる情報です。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。</p> <p>災害が想定されている区域等では、自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくてもキキクル（危険度分布）や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をしてください。</p>	警戒レベル4相当
<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報（土砂災害）※1 洪水警報 主キクル（危険度分布）「警戒」（赤） 氾濫警戒情報 高潮注意報（警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの※2） 	<p>地元の自治体が警戒レベル3高齢者等避難を発令する目安となる情報です。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。</p> <p>災害が想定されている区域等では、自治体からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方も普段の行動を見合わせ始めたり、キキクル（危険度分布）や河川の水位情報等を用いて避難の準備をしたり自ら避難の判断をしたりしてください。</p>	警戒レベル3相当
<ul style="list-style-type: none"> 主キクル（危険度分布）「注意」（黄） 氾濫注意情報 	<p>避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当します。</p> <p>ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。</p>	警戒レベル2相当
<ul style="list-style-type: none"> 大雨注意報 洪水注意報 高潮注意報（警報に切り替える可能性に言及されていないもの※2） 	<p>避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2です。</p> <p>ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。</p>	警戒レベル2
<ul style="list-style-type: none"> 早期注意情報（警報級の可能性） <p>注：大雨、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合</p>	<p>災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。</p> <p>最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高めてください。</p>	警戒レベル1

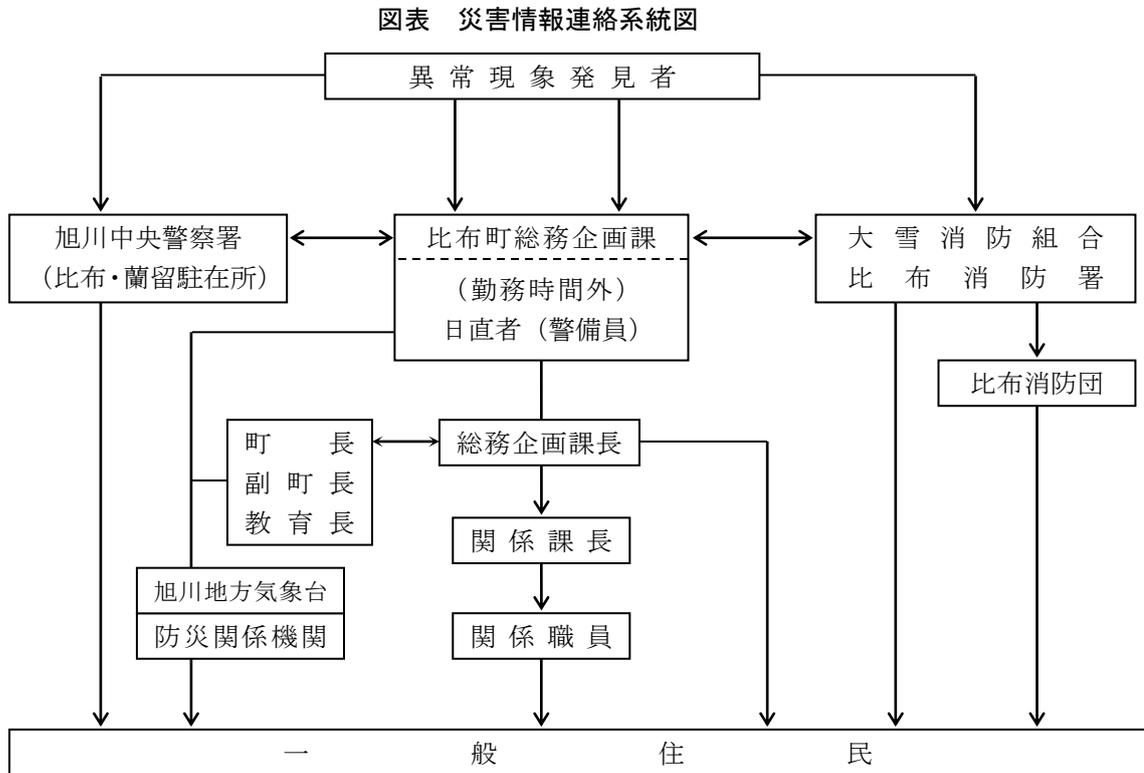
※1 夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い注意報は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。

※2 警報に切り替える可能性については、市町村ごとの警報・注意報のページで確認できます。

第2 異常現象を発見した者の措置等

1 発見者の通報義務

災害が発生した場合又は異常現象（局地的な豪雨、森林火災、異常水位、堤防の溢水又は決壊等）を発見した者は、災害情報連絡系統図により速やかに町、旭川中央警察署、大雪消防組合比布消防署等に通報するものとする。



2 町への通報

異常現象を発見した場合又は発見者から通報を受けた旭川中央警察署、大雪消防組合比布消防署は、災害情報連絡系統図により直ちに町（総務企画課長）に通報するものとする。

3 町から防災関係機関への通報及び住民への周知

- (1) 町長は、災害発生又は異常現象発見の通報を受けたときは、災害の規模、内容等により必要に応じ旭川地方気象台及び防災関係機関に通報するとともに住民に周知するものとする。
- (2) 防災関係機関への通報及び住民への周知は、災害情報連絡系統図によるものとする。

4 通報の取扱い

- (1) 発見者からの通報は、勤務時間外にあっては日直者（警備員）が受理し、町（総務企画課長）に報告するものとする。
- (2) 総務企画課長は、発見者又は旭川中央警察署若しくは大雪消防組合比布消防署からの通報を受けたときは、町長、副町長、教育長に報告するとともに事務処理にあたるものとする。

5 災害情報等の収集及び報告

- (1) 災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、速やかに災害情報及び被害状況を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、防災関係機関に対し、災害情報連絡系統図により災害情報等を連絡するものとする。
- (2) 災害が発生した場合は、道が定める災害情報報告取扱要領に基づき、その状況を上川総合振興局長に報告するものとする。

上川総合振興局（地域政策部地域政策課）

・電話（NTT回線） 0166-46-5918

・FAX（NTT回線） 0166-46-5204

地域衛星通信ネットワーク 電話 TN-048-500-7527 FAX TN-048-500-7537

第4章 災害予防計画

災害の予防は、基本法第47条に定める災害予防責任者がそれぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生 of 未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図るものとする。また、平時より関係を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。町は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとし、災害対応の検証を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

第1 重要警戒区域及び整備計画

- (1) 災害の発生が予想される重要警戒区域は、資料編に掲載する資料9・10のとおりである。

図表 重要警戒区域（箇所数）

区分	該当箇所数	備考
水防区域	6箇所	資料9
地滑り危険区域	2箇所	資料10
計	9箇所	

※ 出典：「被害想定調査（災害危険区域現地調査）」の第1表～第6表より該当項目を掲載。

※ 地すべり危険区域は、該当箇所（上記出典中「第5表（1）掲載データ」）。

- (2) 町内における危険物貯蔵所等の所在は、資料11のとおりである。

図表 危険物所在（箇所数）

区分	該当箇所数	備考
危険物等	18箇所	資料11

資料編〔災害危険箇所〕	・水防区域（資料9）
資料編〔災害危険箇所〕	・地滑り危険区域（資料10）
資料編〔災害危険箇所〕	・危険物の貯蔵所及び取扱所等の所在一覧（資料11）

第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

防災関係職員及び一般住民に対する災害予防応急対策等防災知識の普及は、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

1 防災関係機関全般

防災関係機関は、災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、住民及び町内事業者（以下、「住民等」という。）に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努める。

2 町及び道

- (1) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施する。
- (2) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。
- (3) 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。
- (4) 住民等への防災知識の普及・啓発においては、防災知識や技術を身につけた^{※1}「北海道地域防災マスター」等の地域の防災リーダーの育成に努め、連携を図る。

(※1) 北海道地域防災マスター

北海道が認定する地域における防災リーダーで、消防や市町村等で防災業務を経験してきた方が振興局ごとに開催する研修を修了し、指導者としての心構えなどを身につけた上で認定される。なお、北海道地域防災マスターの活動はあくまでボランティアで行われるものである。

第2 配慮すべき事項

- 1 東日本大震災をはじめとする我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における住民等の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及、啓発に努める。
- 2 要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- 3 社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体のかかわりの中で、防災に関する教育の普及促進を図る。

第3 普及・啓発の方法

防災知識の普及・啓発は、次の方法により行うものとする。

- 1 町広報紙、町ホームページの活用
- 2 新聞、テレビ、ラジオの活用
- 3 ハンドブック、マニュアル、パンフレットの配布
- 4 映画、スライド、ビデオ、パネル等の活用
- 5 学校教育、社会教育を通しての普及

- 6 出前講座、講演会等の開催
- 7 各種防災訓練の参加普及
- 8 その他

第4 普及・啓発を要する事項

- 1 防災計画の概要
- 2 防災に対する一般的知識
- 3 防災予防措置
 - (1) 自助（備蓄）の心得
 - (2) 防災の心得
 - (3) 火災予防の心得
 - (4) 台風襲来時の家庭の保全方法
 - (5) 農作物の災害予防事前措置
 - (6) その他
- 4 災害の応急措置
 - (1) 災害対策の組織、編成、分掌事項
 - (2) 災害の調査及び報告の要領・方法
 - (3) 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
 - (4) 災害時の心得
 - ア 家庭内、組織内の連絡体制
 - イ 気象情報の種別と対策
 - ウ 避難時の心得
 - エ 被災世帯の心得
- 5 災害復旧措置
 - (1) 被災農作物に対する応急措置
 - (2) その他
- 6 その他必要な事項

第5 学校等教育関係機関における防災思想の普及・啓発

- 1 学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- 2 児童生徒等に対する防災教育の充実を図るため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実等に努める。
- 3 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実体に応じた内容のものとして実施する。
- 4 社会教育においては、PTA、白寿大学、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

第6 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選

んで行うものとする。

第2節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練は本計画の定めるところによる。

第1 訓練実施機関

訓練は、町をはじめとする災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。

また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた住民等、地域に係る多様な主体と連携した訓練を実施するよう努める。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、それを踏まえた体制の改善について検討する。

第2 訓練の種類

訓練実施機関は、それぞれ災害応急対策の万全を期するため、次に掲げる訓練を実施するものとする。

- 1 水防訓練
- 2 消火訓練
- 3 救難救助訓練
- 4 情報通信訓練
- 5 非常招集訓練
- 6 総合訓練
- 7 防災図上訓練
- 8 その他災害に関する訓練

第3 道防災会議が主唱する訓練

次の訓練については、道防災会議が主唱し、町及び防災会議構成機関の協働により実施するものとする。

1 防災総合訓練

災害救助、水防活動、大規模火災を想定した応急対策活動を中心に総合的に実施する。

2 災害通信連絡訓練

通信障害時における災害情報の収集及び報告の訓練を実施する。

3 防災図上訓練

各種災害に対処する応急対策訓練を図上において実施する。

第4 相互応援協定に基づく訓練

町、道及び防災関係機関等は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施する。

第5 民間団体等との連携

町、道及び防災関係機関等は、防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、相互応援協定を締結している民間団体、ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施する。

第6 自主防災組織等が行う訓練への支援

町は、消防団及び消防職員等と連携しながら、自主防災組織等が行う防災訓練への支援を行う。

第7 複合災害に対応した訓練の実施

町及び防災関係機関は、地域の特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努める。

第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

町及び道は、災害時において住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努める。

第1 食料その他の物資の確保

1 町及び道は、あらかじめ関係機関及び保有業者と食料品や日用品等の調達に関する協定を締結するなど、食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等の備蓄・調達体制を整備し、災害時における応急生活物資の確保に努める。

また、町長は、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備（備蓄）に努める。

2 町及び道は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、3日間分の食料及び飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄に努めるよう啓発を行う。（資料13）

第2 防災資機材の整備

町及び道は、災害時に必要とされる資機材の整備充実に努めるとともに、町は、積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、非常用発電機、暖房器具等の整備に努める。

本町の防災資機材の保有状況は、資料12のとおりとなっている。

第3 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定の締結の推進

平常時の物資備蓄にかかる空間的および金銭的コストを抑制し、かつ災害時における住民生活の早期安定を図るため、民間事業者等との災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定の締結を進めていく。（資料28）

資料編〔物資・資機材〕	・防災資機材保有状況（資料12） ・救援備蓄物資等（資料13）
資料編〔条例・協定等〕	・比布町備蓄計画（資料28） ・災害時における応急復旧・物資供給等の協力に関する協定（資料29）

第4節 相互応援（受援）体制整備計画

町をはじめとする災害予防責任者が、その所掌事務又は業務について災害応急対策若しくは災害普及の実施に際し、他の者を応援し、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。また、町、道及び指定地方行政機関は、災害時におけるボランティアによる防災活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする。

第1 基本的な考え方

町をはじめとする災害予防責任者は、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等を実施できるよう、平常時から相互に協定を締結するなどの連携強化に努める。

また、企業やNPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用にも努める。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積、輸送体制等について必要な準備を整えるよう努めるものとする。併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援計画や受援計画を策定し、それぞれ防災業務計画や防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。

第2 相互応援（受援）体制の整備

- 1 町は、道や他の市町村への応援要請又は他都府県に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整える。
- 2 町は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

第3 災害時におけるボランティア活動の環境整備

町、道及び指定地方行政機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会やボランティア団体等との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

第5節 自主防災組織の育成等に関する計画

災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもとに住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。

その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

第1 自主防災組織

町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、住民が一致団結して、消防団との連携を図り、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

また、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする。

第2 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など、育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

第3 自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分に発揮するために、あらかじめ組織内の役割分担を定めておくこととする。

なお、組織の編成にあたっては、地域の実情に応じて次の点に留意する。

- 1 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとする。
- 2 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。

第4 自主防災組織の活動

1 平常時の活動

(1) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

(2) 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練があり、個別訓練として次のようなものが考えられる。訓練を計画する際には、地域の特性を考慮したものとする。

ア 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確、かつ、迅速に住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

イ 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

ウ 避難訓練

避難の要領を熟知し、避難場所や避難所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

エ 救出救護訓練

家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

オ 図上訓練

町の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見だし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践すべく、図上訓練を実施する。

(3) 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

(4) 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるように日頃から点検を行う。

2 非常時及び災害時の活動

(1) 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握し、町へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、あらかじめ次の事項を決めておくようにする。

ア 連絡をとる防災関係機関

イ 防災関係機関との連絡手段

ウ 防災関係機関の情報を地域に伝達する責任者及びルート

また、避難場所や避難所へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止にあたる。

(2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努めるようにする。

(3) 救出救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、町等に通報するとともに、二次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とするもの

があるときは、救護所等へ搬送する。

(4) 避難の実施

町長等から避難指示や避難行動に時間を要する要配慮者・支援者などに対する避難準備情報が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、火災、崖崩れ、地滑り等に注意しながら迅速かつ円滑に避難場所や避難所等へ誘導する。

なお、避難行動要支援者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させる。

(5) 指定避難所の運営

指定避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら指定避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム北海道版（D o はぐ）等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。

(6) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、町等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

第5 防災リーダーとの連携

自主防災組織の設置若しくはその活動において、防災知識や技術を身につけた指導的役割を果たす人材が必要不可欠であることから、町及び道は、「北海道地域防災マスター」等の防災リーダーとの緊密な連携、協力体制の確立を図る。また、地域における自主防災活動の中心となる人材の養成に努める。

第6節 避難体制整備計画

災害から住民の生命・身体を保護するための避難路、避難場所、避難所の確保及び整備等については、本計画の定めるところによる。

第1 避難誘導體制の構築

- 1 大規模火災、風水害、地震等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難場所、避難所及び避難路の整備を図るとともに避難路、避難場所及び避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。
- 2 町及び道は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定や、被災者の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、具体的な手順を定めるとともに、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。
- 3 町及び道は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。
- 4 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所の施設間と町との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。
- 5 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保できる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

第2 避難場所の確保

1 町は災害の危険が緊迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、次の異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害発生時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。

その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮する。

異常な現象		崖崩れ ・ 土石流 ・ 地滑り	大規模な 火事	洪水	内水氾濫 (※1)	地震
基準						
管理の基準		居住者等に解放され、居住者等受入用部分等(※)について物品の設置又は地震による落下、転倒、移動等の事由により避難上の支障を生じさせないもの ※ 下記a2の場合、居住者等受入用部分等には、当該部分までの避難上有効な階段等の経路が含まれる				
施設の構造の基準又は立地の基準	構造(A)	想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等受入部分が配置され、かつ、当該居住者等受入部分までの避難上有効な階段等の経路がある(a2)				施設が地震に対して安全な構造のものとして地震に対する安全性に係る建築基準法等(※2)に適合するもの(a3)
	施設の基準が複数ある場合は、その全てを満たすこと	異常な現象による水圧、波力、振動、衝撃等が作用する力によって、施設の構造耐力上支障のある事態(損壊、転倒、滑動、沈下等)を生じない構造のもの(a1)				
(A)・(B)いずれに該当	立地(B)	安全区域内(人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内)にある				当該場所又はその周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物・工作物等がない

※1 一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道等の排水施設又は河川等の公共の水域に雨水を排水できないことによる浸水

※2 建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定

- 2 学校を避難場所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることを配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- 3 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該緊急指定避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- 4 町は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。

- 5 町長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消した時は、知事に通知するとともに公示しなければならない。

第3 避難所等の確保

- 1 町は、災害が発生した場合に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定する。

規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構造	速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

- 2 町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定する。

- (1) 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
- (2) 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
- (3) 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

- 3 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

- 4 町は、避難所の指定にあつては、次の事項について努めるものとする。

- (1) 避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市区町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておく。
- (2) 一般の避難所では生活することが困難な要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を指定する。
- (3) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

- 5 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に必要な変更を加えようとするときは、町長に届出を出さなければならない。

- 6 町は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定避難所の指定を取り消すものとする。

- 7 町は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示するものとし、当該通知を受けた知事は、その旨を内閣総理大臣に報告する。

第4 町における避難計画の策定等

- 1 避難指示等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知

町は、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等への周知に努めるものとする。そして、躊躇なく避難指示等

を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。要配慮者・支援者に対しては、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難情報等について、河川管理者、水防管理者、気象庁等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や具体的な判断基準、迅速、的確な避難行動に結びつける伝達内容、方法を明確にしたマニュアル等の作成に努めるものとする。

2 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民への周知

町長は、住民の円滑な避難を確保するため、水防法に基づく浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 町の避難計画

町は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。

- (1) 避難指示・避難準備情報を発令する基準及び伝達方法
- (2) 避難場所・避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (3) 避難場所・避難所への経路及び誘導方法
- (4) 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制
- (5) 避難場所・避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項
 - ア 給水、給食措置
 - イ 毛布、寝具等の支給
 - ウ 衣料、日用必需品の支給
 - エ 暖房及び発電機用燃料の確保
 - オ 負傷者に対する応急救護
- (6) 避難場所・避難所の管理に関する事項
 - ア 避難中の秩序保持
 - イ 住民の避難状況の把握
 - ウ 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達
 - エ 避難住民に対する各種相談業務
- (7) 避難に関する広報
 - ア 防災行政無線等による周知
 - イ 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む。）による周知
 - ウ 避難誘導者による現地広報
 - エ 自主防災組織及び住民組織を通じた広報

4 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援が災害対策の基本となるが、発災直後は、避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や避難所への収容状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、個人データの取り扱いには十分留意しながら、災害時用の住民台帳（データベース）などを作成し、避難状況を把握することも検討する。

また、避難者台帳（名簿）を速やかに作成するため、あらかじめ様式を定め印刷の上、各避難所に保管することが望ましい。

第5 防災上重要な施設の管理等

学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、主に次の事項に留意し、あらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

- (1) 避難の場所（避難場所、避難所）
- (2) 経路
- (3) 移送の方法
- (4) 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
- (5) 保健、衛生及び給食等の実施方法
- (6) 暖房及び発電機の燃料確保の方法

第6 公共用地等の有効活用への配慮

北海道財務局、町及び道は、相互に連携しつつ、避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

災害発生時における要配慮者の安全確保に関する計画は、次のとおりであり、別に定める「災害時要配慮者避難支援プラン」により、その支援体制の整備を図る。

第1 安全対策

災害発生時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、町及び社会福祉施設等の管理者は、これらの要配慮者の安全の確保等を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

1 町の対策

町は、防災担当部局や福祉担当部局をはじめとする関係部局の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者の名簿の作成や個別避難計画を策定し定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全の確保等に支障が生じないように、電子媒体と紙媒体の両方で保管する等、名簿情報及び個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

また、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。

(1) 要配慮者の把握

町は、要配慮者について、関連する情報を整理、把握しておく。

(2) 避難行動要支援者の名簿の作成、更新及び情報共有

町は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲について、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定の上で、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿の情報について、適宜最新の状態に保つよう努めるとともに、その情報を避難支援等関係者間で共有する。

ア 避難行動要支援者名簿に記載する事項

- (ア) 氏名
- (イ) フリガナ
- (ウ) 性別
- (エ) 生年月日
- (オ) 年齢
- (カ) 区分
- (キ) 住所又は居所
- (ク) 行政区
- (ケ) 避難場所
- (コ) 電話番号
- (ク) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し、町長が必要と認める事項

イ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

以下のうち、いずれかに該当する者が在宅しており、自ら避難する事が困難である者とする。

- (ア) 身体障がい者（児）のうち障害者手帳を有する者で、障がいの程度が1級及び2級の者
- (イ) 知的障がい者（児）のうち療育手帳を有する者で、障がいの程度がA判定の者
- (ウ) 精神障がい者（児）のうち精神障害者保健福祉手帳を有する者で、障がいの程度が1級及び2級の者
- (エ) 要介護認定者で要介護3以上の者
- (オ) 一人暮らしの高齢者（75歳以上）
- (カ）高齢者のみの世帯（75歳以上）
- (キ) (ア)～(カ)以外で避難支援等関係者等が災害時の支援が必要と認める者

(3) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

町は、平常時から名簿を提供することに同意を得られた避難行動要支援者について、避難支援等関係者に名簿を提供するとともに、名簿情報の漏えいの防止等情報管理に関し、必要な措置を講ずる。

ア 名簿を提供する避難支援等関係者

- (ア) 消防機関
- (イ) 警察
- (ウ) 民生委員
- (エ) 社会福祉協議会
- (オ) 行政区長
- (カ) その他の避難支援等の実施に携わる関係者

イ 避難行動要支援者名簿を提供された者は情報管理を図るよう、次に掲げる処置を実施する。

- (ア) 避難行動要支援者名簿を提供された者は、必要以上に名簿を複製してはならない。
- (イ) 避難行動要支援者名簿を提供された者は、関係者外に情報が漏れないよう細心の注意を払うよう努めること。
- (ウ) その他必要に応じて適宜措置を講ずること。

(4) 個別避難計画の策定

町は、地域の特性や実情を踏まえつつ、避難行動要支援者名簿の情報に基づき、発災時に避難支援を行う援助者や避難支援の方法、避難場所、避難経路等、具体的な避難方法等についての個別避難計画を策定するよう努める。

(5) 情報伝達手段

避難行動要支援者に対する情報の伝達手段は、身体的特性等に応じた適切なものを選択し、迅速かつ確実に伝達する体制を構築する。

- ア 視覚障がい者…防災行政無線、町広報車、電話など
- イ 聴覚障がい者…FAX、携帯電話メール、手書き紙面など
- ウ その他…FAX、SNS等のインターネットによる表示など

(6) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援にあたっては、避難支援等関係者の安全の確保を図る。

(7) 避難行動支援に係る地域防災力の向上

町は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に自主的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(8) 福祉避難所の指定

町は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を指定する。

上記避難所だけでは不足する場合に備え、また、要配慮者の移動等の緩和を図るため、避難所の一部を福祉避難所に指定し必要な整備を図るものとする。

2 社会福祉施設等の対策

(1) 防災設備等の整備

施設管理者は、社会福祉施設等の利用者や入所者が要配慮者であるため、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、施設管理者は、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要防災資機材の整備に努める。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において、迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。

また、平常時から町との連携の下に、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の整備に努める。

(3) 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、大雪消防組比比布消防署等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、緊急連絡体制を整える。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育や防災訓練を定期的実施する。

第2 外国人に対する対策

町は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

1 多言語による広報の充実

2 避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化

第8節 情報収集・伝達体制整備計画

平常時における防災関係機関等の情報交換及び情報伝達体制の整備については、本計画に定めるところによる。

第1 防災会議構成機関

- 1 情報等の収集及び連絡を迅速かつ的確に行うため、気象等特別警報・警報・注意報及び災害情報等の取り扱い要領を定め、災害発生時に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定め、あらかじめ防災会議会長（町長）に報告する。
- 2 情報に関し、必要とする資料その他を積極的に防災会議構成員間で共有するとともに、防災計画（資料編）に掲載するよう努める。
- 3 町及び防災会議構成機関は、災害の予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が所有する計測・観測データや危険情報などの災害予測に資する情報を必要とする機関に提供する。また、これらの情報の多角的な活用に向け、関係機関は情報を共有化するための通信ネットワークのデジタル化を推進するとともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備に対応したシステムの構築に努める。

第2 町、道及び防災関係機関

町及び道は、要配慮者の早期発見等に努めるとともに、要配慮者の状況に応じた適切な援助活動を行う。

- 1 町、道及び防災関係機関は、要配慮者、災害によって孤立する危険のある地域の被災者等に対して、わかりやすく、確実に情報を伝達できるよう、必要な体制の整備を図る。
- 2 被災地における迅速かつ的確な情報収集、伝達を行うため、収集、伝達手段の多重化・多様化に努める。

特に、要配慮者に配慮した多様な手段の整備に努める。

第3 通信施設の整備の強化

町は、非常災害時の通信の確保を図るため、通信回線の複線化や代替回線の準備、非常用電源設備などの整備を推進するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置を図る。

また、防災関係機関は地震災害時において円滑な災害情報の収集、伝達が実施できるよう通信施設の整備強化を図る。

第9節 宅地・建築物災害予防計画

風水害、地震、火災等の災害から、宅地・建築物を防御するため必要な措置事項については、本計画の定めるところによる。

第1 宅地対策の整備

大規模な地震及び降雨などにより、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止して住民の安全を確保することが必要であるため、北海道と連携して被災宅地危険度判定を実施し、宅地対策を推進する。

第2 建築物対策の整備

1 建築物防災の現状

市街地には建築物が密集しており、火災の発生や延焼拡大のおそれ大きい。本町は都市計画法の適用外のため、防火地域、準防火地域の指定はないが、防火の効果を高めることを目的として、建築物の不燃化対策を講ずる。

2 予防対策

建築物が密集し火災により多くの被害が生じるおそれのある地域においては、耐火建築物の建築促進に努め、建築物の不燃化の推進を図る。

また、木造の建築物等の外壁・軒裏等を防火構造として火災の延焼の防止を図る。

第10節 消防計画

消防の任務は、その施設及び人員を活用して住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、風水害、火災、地震災害等を防御し、その被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことにある。

第1 消防体制の整備

1 消防計画整備方針

町は、消防の任務を遂行するため、防災計画の内容を踏まえ、各種災害に対し、効果的な消防活動を行えるよう消防計画の一層の充実を図る。

2 消防計画の作成

町は、上記1の方針により、火災予防及び火災防御を中核として、これに火災以外の災害防除及び発生による被害を軽減するための事項等を含めた、業務全体に係る消防計画を作成するものとする。

3 消防の対応力の強化

町は、複雑多様化、大規模化する災害に対応可能な消防体制を確立するため、「第二次北海道消防広域化推進計画」を踏まえながら、消防の対応力強化に努めるものとする。

第2 消防力の整備

町は、消防活動の万全を期するため、消防力の整備指針を参考に、実態に即応する消防施設並びに人員の整備充実を図るとともに、大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進、先端技術による高度な技術の開発に努めるものとする。

また、消防水利の基準に定める所要の水利の整備充実を図るとともに、常にこれを有効に使用できるよう維持管理の適正を図る。

第3 消防職員及び消防団員の教育訓練

町は、消防職員及び消防団員に対し、資質の向上、体力の錬成と第一線防災活動の充実強化を図るため、町及び消防学校において「消防学校における教育訓練の基準」等に基づく教育訓練を実施する。

第4 広域消防応援体制

町は、大規模な火災など単独では十分な災害応急対策を実施できない場合に備え、相互に応援できる体制を整備するとともに、災害発生時においては、必要に応じ消防機関の応援協定や「第5章 第7節 広域応援・受援計画」に基づき、他の消防機関、他市区町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

資料編〔条例・協定等〕	・北海道消防防災ヘリコプター応援協定（資料24）
資料編〔条例・協定等〕	・災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定（資料25）
資料編〔条例・協定等〕	・北海道広域消防相互応援協定（資料26）

第5 比布町消防計画

この計画は、消防組織法（昭和22年法律第220号）及び消防法に基づき、比布町において大規模な火災又は爆発が発生し、又は発生するおそれのある場合において、消防機関が十分にその機能を発揮するための組織及び運営等を定めるものである。

1 火災予防計画

火災を未然に防止するため、住民に対して広報等により随時警戒心の喚起を図るとともに、次により防火思想の普及を推進する。

(1) 諸行事による防火思想の普及

火災の防火運動を年2回実施し、街頭宣伝、防火チラシとポスターの配布、全町一斉防火訪問を行うほか、火災予防行事に協力して防火思想の普及を図る。

(2) 防火管理者の育成と防火体制の強化

消防法第8条の規定による防火管理者制度の完全実施を図り、講習会、研修会等を開催して防火知識及び技術の向上を図るとともに、防火対象物の管理体制の強化を図る。

(3) 予防査察

特殊防火対象物、危険物貯蔵所等及び独居老人宅の予防査察を計画的に実施して、火災の未然防止と焼死事故の絶滅を図る。

ア 定期査察 年1回実施する。

イ 臨時査察 強風時、乾燥時に警戒巡視を兼ねて行う。

ウ 学校査察 学校から提出される消防計画により、避難訓練を年2回、査察を年1回実施する。

エ 防火対象物 年1回実施する。

オ 危険物を対象とする査察 随時実施する。

(4) 建築確認の同意

消防法第7条の規定に基づく建築物同意調査を行い、火災予防の推進を図る。

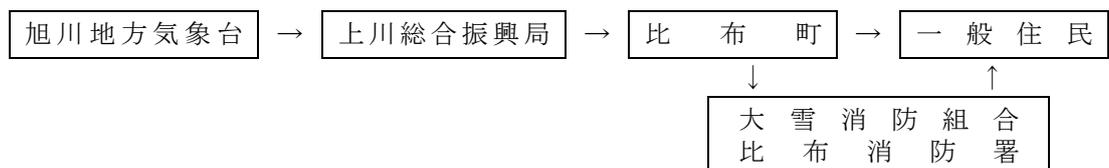
2 火災警報及び伝達計画

(1) 火災気象通報

ア 発令基準

実効湿度が60パーセント以下であって、最低湿度は30パーセント以下で最大平均風速毎秒7メートル以上の場合若しくは平均風速毎秒10メートル以上の風が1時間以上連続すると予想される場合とする。ただし、平均風速が毎秒10メートル以上であっても、降水量及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。また、基準は、旭川地方気象台が発表する「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。

イ 伝達図



(2) 火災警報

町長は、前記(1)の通報を受けた場合で、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発令することができる。

(3) 火災警報発令基準

ア 実効湿度が60パーセント以下であって、最低湿度は30パーセント以下で最大平均風速毎秒7メートル以上の場合若しくは平均風速毎秒10メートル以上の風が1時間以上連続すると予想される場合とする。ただし、平均風速が毎秒10メートル以上であって、降水量及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。

イ 伝達図

火災警報の伝達は、前記(1)火災気象通報の伝達による。

(4) 火災警報発令時の広報

火災警報を発令したときは、消防署長は次の消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第34条の規定による消防信号により一般住民に周知徹底を図らなければならない。

消防信号

方法 信号別	種 別	余 韻 防 止 付 き サ イ レ ン 信 号	その他の信号
火 災 信 号	近 火 信 号	●—● 休 止 ●—● 休 止 ●—● 約3秒 約2秒 約3秒 約2秒 約3秒	10回
	出 場 信 号 団 出 動 区 域 内	●—● 休 止 ●—● 休 止 ●—● 約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒	5回
	応 援 信 号 団 特 命 応 援 出 動 時		
林 野 火 災 信 号	出 場 信 号 団 出 動 区 域 内	●—● 休 止 ●—● 休 止 ●—● 約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒	5回
	応 援 信 号 団 特 命 応 援 出 動 時		
火 災 警 報 信 号	火災警報発令信号	●—● 休 止 ●—● 休 止 ●—● 約30秒 約6秒 約30秒 約6秒 約30秒	
	火災警報解除信号	●—● 休 止 ●—● 休 止 ●—● 約10秒 約3秒 約10秒 約3秒 約10秒	
演 習 招 集 信 号	演 習 招 集 信 号	●—● 休 止 ●—● 休 止 ●—● 約15秒 約6秒 約15秒 約6秒 約15秒	
備 考	1 火災警報発令信号及び火災警報解除信号は、それぞれの1種又は2種以上を併用することができる。 2 信号継続時間は、適宜とする。 3 消防職員又は消防団員の非常招集を行うときは、近火信号を用いることができる。		

3 招集計画

署長及び団長は、火災及びその他の災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき、その他警戒警備等のために必要があるときは、消防職員および団員の招集を行う。

(1) 招集の区分

ア 第1号招集

消防職員及び団員の全部を招集する場合、消防用サイレン吹鳴によって招集する。

イ 第2号招集

消防職員及び団員の一部を招集する場合、電話又は口頭により招集する。

(2) 参集の指定

消防職員及び団員は、前条の招集を受けたとき又は火災等のあることを認知したときは、あらかじめ指定された消防署、分団に、速やかに参集するものとする。

4 出動計画

消防団の出動は、火災、警戒、救助、水防及び応援出動とし、地域の特殊性、防火対象物の種類又は異常気象時を考慮し、あらかじめ出動計画をたて、団の出動並びに運用の適正を図るものとする。

消防署・消防団出動区域一覧表

出 動 分 団	分 団 担 当 区 域
比布消防署・比布消防団	比 布 町 全 域

消防署・消防団出動編成表

出動種別	出動区域	出動隊員	出動車両	出動要件	摘 要	
火災出動	第1種出動	比布町全域	勤務職員	比竜飛翔	1 火災初期で延焼拡大のおそれがない火災	1 先着隊長は、必要により第2種又は第3種出動を要請する
	第2種出動	比布町全域	全職員 団員の一部	指令車 比竜飛翔	1 山林、原野等で小規模火災 2 車両火災等 3 火災の様態が不明	1 職員・団員の招集は、防災行政無線、電話等による 2 必要により第3種出動を要請する
	第3種出動	比布町全域	全職員 全団員	全車両	1 延焼拡大のおそれがある火災	1 署長は、必要により各分団に特命出動を要請する 2 消防長は、必要により北海道広域消防相互応援協定に基づき応援出動を要請する
警戒出動	比布町全域	勤務職員 又は全職員	適応する車両	1 危険物及びガス漏洩等の覚知 2 風水害等の災害が予想される事象の覚知 3 火災とまぎらわしい事態の覚知	1 非番者の招集は防災行政無線、電話等による 2 車両サイレンは必要に応じて吹鳴する 3 先着隊長は、必要により応援を要請する	
特命出動	愛別町 当麻町 東神楽町 東川町 美瑛町	職員の一部 団員の一部	要請された車両 適応する車両	1 組合内の署長等から出動要請による 2 消防長が出動の必要があると認めたとき	1 出動は、消防長又は署長等の命令による 2 職員及び団員の招集は防災行政無線、電話等による 3 消防隊の編成は署長及び団長が命令する	

出動種別	出動区域	出動隊員	出動車両	出動要件	摘 要
応援出動	北海道 全域	職員の一部 団員の一部	要請された 車両	1 組合外の消防本部等からの出動要請による	1 出動は、消防長の命令による 2 詳細は北海道広域消防相互応援協定マニュアル等による 3 職員及び団員の招集は防災行政無線、電話等による 4 消防隊の編成は別に定める特命及び応援出動の体制による
その他の 出動	比布町 全域	全職員 必要により団員の一部又は 全団員	適応する 車両	1 火災以外の災害等	1 職員及び団員の招集は、防災行政無線、電話等による 2 署長は、必要により各分団に特命出動を要請する 3 消防長は必要により北海道広域消防相互応援協定に基づき応援出動を要請する

注 1 出動区域の区分は出動区域一覧表のとおりとする。

注 2 署長及び団長は、必要により出動する消防隊の組替え及び増減をする。

注 3 地震（震度4以上と思われる場合）が発生した場合、職員は自主的に消防署に集合し出動体制をとる。

5 消防相互応援計画

町内で発生した火災、その他の災害を鎮圧するため隣接市町村から応援を必要とするときは、北海道広域消防相互応援協定（資料26）に基づき出動を要請する。

6 救急計画

別に定める救急業務実施規定に基づき、救助、救急体制の強化と救出及び救急活動に必要な機器の整備に努めるとともに、警察、医師会及び関係機関との連携を図り、救助、救急活動の万全を期する。

資料編〔消防組織〕	・消防職（団）員の配置状況（資料4）
資料編〔条例・協定等〕	・北海道広域消防相互応援協定（資料26）

第11節 水害予防計画

水害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るための予防対策上必要な措置等については、本計画に定めるところによる。

なお、水防活動実施にあたっては、町、道及び消防機関、消防団、水防協力団体等、各機関相互の円滑な連携のもと実施する。

第1 水防区域

町内河川のうち、水防区域は、資料9のとおりである。

第2 予防対策

町は、次のとおり予防対策を実施するものとする。

なお、融雪出水に係る水害の予防対策は、「第4章 第14節 融雪災害予防計画」による。

1 基本方針

洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため、河川改修事業等の治水事業を推進するものとする。

また、特に水防上警戒を要する区域などについて、河川監視を随時実施するなど河川の管理に万全を期するとともに、必要に応じて水防拠点を整備するものとする。

2 予防対策

- (1) 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等を迅速に住民に伝達するために関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、SNS等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、水防上警戒を要する区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図る。
- (2) 浸水想定区域の指定のあったときは、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - ア 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
 - イ 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
 - ウ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - (ア) 要配慮者利用施設(主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設)でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの。
- (3) 上記(2)ウに掲げる事項を定めるときは、防災計画において、次に定めるものへ洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。
 - ア 要配慮者利用施設 所有者又は管理者(自衛水防組織が置かれたときは、所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員)
- (4) 町長(以下、この節において「水防管理者」という。)は、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項並びに洪水時

の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある要配慮者利用施設の名称及び所在地について、住民に周知させるための必要な措置を講じる。

第3 国の水防活動（特定緊急水防活動）について

国土交通大臣は、洪水等により著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動を行うことができる。

- (1) 当該災害の発生に伴い侵入した水の排除
- (2) 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

第4 水防計画

本計画は、水防法第32条第1項の規定に基づき、本町における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水に際し、水災の警戒、防御により被害を軽減し、公共の安全を保持することを目的とする。

1 水防の責務

水防法に定める関係機関及び住民等に対する水防上の責務の大綱は次のとおりとする。

(1) 水防管理者の責務

水防管理者は、水防法第3条の規定に基づき、水防管理団体として、町の区域内における水防を十分果たす責任を有する。

(2) 北海道開発局長の協力

北海道開発局長は、水防管理者が行う水防のための活動に必要な次の事項について自らの業務等に照らし可能な範囲で協力を行う。

- ア 水防管理者に対して、河川に関する情報（石狩川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像）の提供
- イ 重要水防箇所の合同点検の実施
- ウ 水防管理者が行う水防訓練等への参加
- エ 水防管理者及び水防協力団体の備蓄資機材で不足するような緊急事態に際して、応急復旧資機材又は備蓄資機材の貸与
- オ 洪水等により甚大な災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合に、水防管理者と河川管理者（北海道開発局長）間の水防活動に関する情報の共有を行うための職員の派遣（リエゾンの派遣）

(3) 上川総合振興局 旭川建設管理部の責務

「第1章 第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に準じ、水防管理団体の行う水防活動が十分に効果を発揮できるよう努める。

(4) 住民等の責務

水防管理者又は消防機関の長（消防署長）から、水防に従事することを求められたときは、これに協力する。

2 水防組織

「第3章 第1節 組織計画」に定めるところに準じ、水防本部により水防に関する事務を処理するものとする。

3 水防本部の所轄事務

水防本部による水防に関する事務は、「第3章 第1節 組織計画」に定めるところに準じ所轄するものとする。

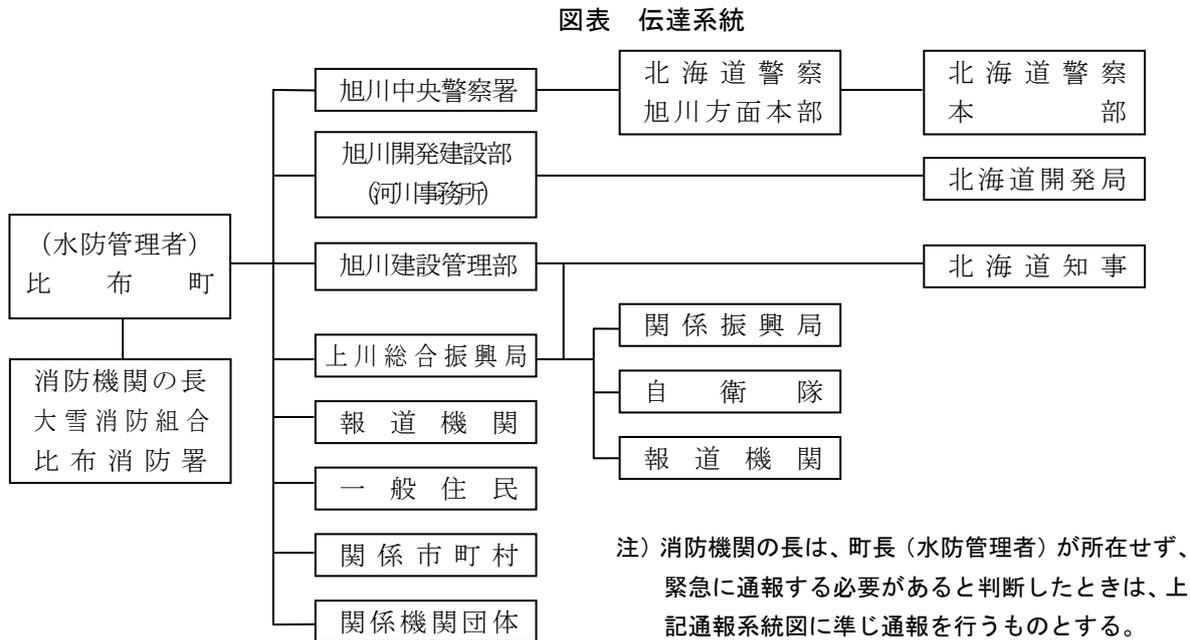
4 雨量、水位観測所

迅速かつ的確な水防活動を行うため、相当の雨量があると認めたときは観測機関又は観測担当者と連絡をとり、その状況を把握しておくものとする。

5 決壊通報

堤防又はダム等が決壊した場合は、水防管理者又は消防機関の長は、直ちに次の系統図により通報するものとする。

(1) 堤防等の決壊通報

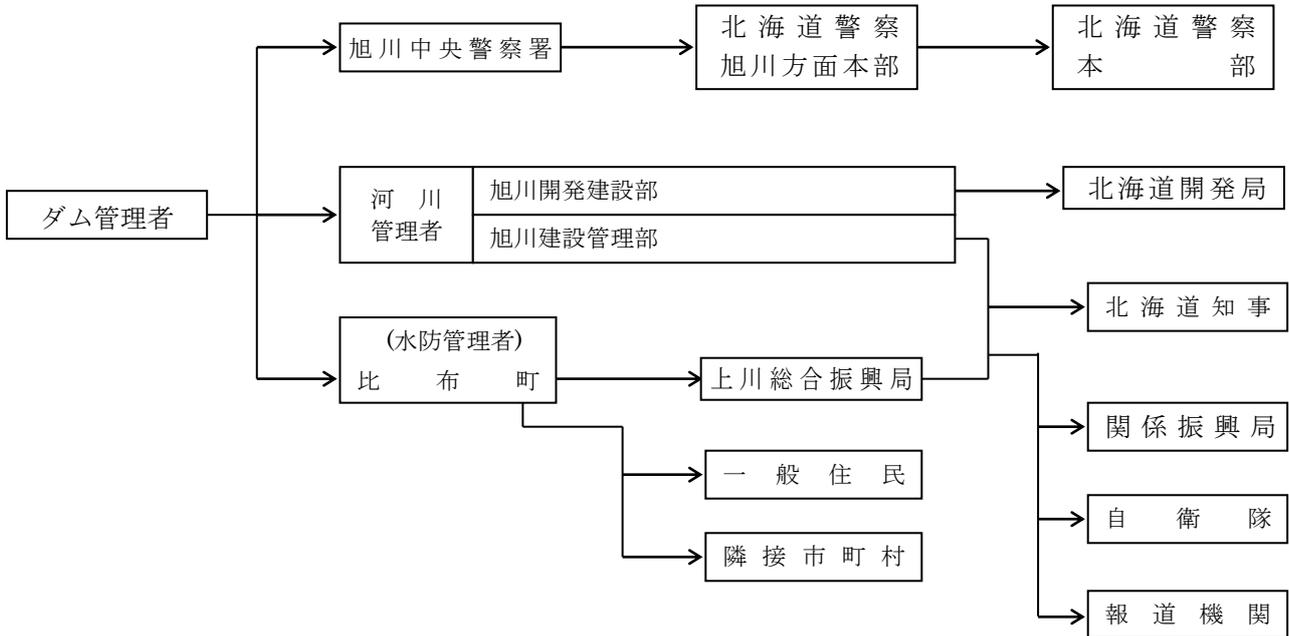


(2) 決壊後の措置

堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、消防機関の長及び消防団はできる限りはん濫による被害が拡大しないよう努める。

(2) ダム決壊通報

図表 伝達系統



6 洪水警戒情報の伝達

警戒情報及び避難指示等の情報は、ラジオやテレビ、防災行政無線、広報車、サイレン等によって行う。なお、水防活動に用いる水防信号は、次によるものとする。

図表 水防信号

区分	方法	サイレン	摘 要
警戒信号		●—休止 ●—休止 ●—休止 5秒—15秒 5秒—15秒 5秒—15秒	はん濫注意水位に達したことを知らせる信号。
出動 第1信号		●—休止 ●—休止 ●—休止 5秒—6秒 5秒—6秒 5秒—6秒	水防団及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせる信号。
出動 第2信号		●—休止 ●—休止 ●—休止 10秒—5秒 10秒—5秒 10秒—5秒	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせる信号。
危険信号 (避難・立ち退き)		●—休止 ●—休止 1分—5秒 1分—5秒	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くことを知らせる信号。

(備考) 1信号は、適宜の時間継続すること

2 危険が去ったときは口頭、電話、防災行政無線、広報車等により周知すること

7 主要資機材の備蓄

町の主要資機材は、資料12のとおりである。

なお、町の備蓄資機材に不足が生じたときは、必要に応じ、調達するものとする。

8 非常監視及び警戒

水防管理者は町内の水防区域を巡視し、監視警戒を厳重に行い、異常を発見したときは直ちに当該河川管理者に連絡するものとする。

監視警戒にあたり、特に留意する事項は、次のとおりである。

- (1) 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び崖崩れ
- (2) 川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂及び崖崩れ
- (3) 上面の亀裂又は沈下
- (4) 堤防の水があふれる状況
- (5) 取・排水門の両そで又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- (6) 橋梁とその他構造物と堤防の取付部分の異常
- (7) ため池等については、(1)～(6)までのほか、次の事項について注意するものとする。
 - ア 取入口の閉塞状況
 - イ 流域の山崩れの状態
 - ウ 流入水及び浮遊物の状況
 - エ 余水及び放水路付近の状況
 - オ 樋管の漏水による亀裂及び崖崩れ

9 非常配備体制

- (1) 水防管理者は、次に掲げる場合に非常配備の体制をとるものとする。非常配備の体制は、「第3章 第1節 組織計画」による。
 - ア 水防警報指定河川について水防警報の伝達を受けたとき。
 - イ 町長が水防活動を必要と判断したとき。
 - ウ 知事から指示があったとき。
- (2) 非常配備体制を指令したときは、水防関係機関に通知するとともに、巡視員を増員して重要水防区域の監視を厳重にし、異常を発見したときは直ちに関係機関に報告するとともに、速やかに水防作業を実施しなければならない。

10 警戒区域の設定

- (1) 消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場合に警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立ち入りを禁止若しくは制限をし、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

この場合には、速やかに警察署その他の関係機関に連絡し、消防職員又は警察官により危険防止対策を行うものとする。
- (2) 前記(1)に定める区域において、町及び消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要請があったときは、警察官は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

11 水防作業

水防工法を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防、構造、護岸の状態等を考慮して、最も適切な工法を選択し迅速・的確に作業を実施するものとする。

その工法はおおむね次のとおりとする。

- (1) 土のうの積み上げ
- (2) 木流し、三基枠等による増破防止
- (3) 土木用重機械による河床整理及び堤防築設

- (4) 流木、堆積物等障害物の除去
- (5) 決壊部へのビニールシート等の被覆

12 水防解除

水防管理者は、水位が警戒水位以下となり、かつ災害発生の危険がなくなったときは、水防の警戒体制を解除し、これを住民に周知するものとする。

13 水防報告

(1) 水防報告

水防管理者は、次に定める事態が発生したときは、速やかに上川総合振興局長に報告するものとする。

- ア 消防機関を出動させるとき。
- イ 他の水防管理団体に応援を要請したとき。
- ウ その他報告が必要と認める事態が発生したとき。

(2) 水防活動実施報告

水防活動が終結したときは、速やかに記録を整理するとともに、資料編に掲載する水防活動実施報告（別記第7号様式）を翌月5日までに上川総合振興局長に2部提出するものとする。

資料編〔災害危険箇所〕	・水防区域（資料9）
資料編〔物資・資機材〕	・防災資機材保有状況（資料12）
資料編〔様式〕	・水防活動実施報告（別記第7号様式）

第12節 風害予防計画

風による公共施設、農用地、農作物の災害の予防については、本計画の定めるところによる。

第1 予防対策

- 1 台風による風害の予防は、その経路等により予想し得る気象状況を早期に把握して、臨機に対応できる措置を講じるものとする。
- 2 学校及び保育所や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮する。
また、家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて町は施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図る。(家屋、その他建築物の倒壊防止、緊急措置の方法等。)
 - (1) 戸、窓、壁等には、すじかい、支柱等の補強材による応急的な補強工事を行う。
 - (2) 倒壊のおそれがある建物は、ひかえ柱の取り付け、ロープ張り、大きなすじかいの打ち付け等をする。
 - (3) 煙突、看板、塀、立木等を針金等で補強する。
 - (4) 電灯引き込み線がたるんでいないか点検し、破損したものは直ちに電力会社に連絡する。
- 3 台風による農産物等の風害防止のため、農業施設等の管理者や農業生産者に対して、風害防止のための管理方法の周知指導を実施する。

第13節 雪害予防計画

異常降雪等により予想される豪雪、暴風雪及びなだれ等の災害（以下、「雪害」という。）に対処するための予防対策及び応急対策は、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ防災関係機関の相互の連携のもとに、次に定めるところにより実施する。

第1 町の体制

町は、雪害対策を積極的に実施するため、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ、所要の対策を講じるとともに、特に次の事項につき十分留意する。

- 1 雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 雪害情報の連絡体制を確立すること。
- 3 災害警戒区域等の警戒体制を確立すること。
- 4 積雪時における消防体制を確立すること。
- 5 雪害時に適切な避難指示ができるようにしておくこと。
- 6 雪害発生時における避難、救出、給水、食料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。
- 7 孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずること。
 - (1) 食料の供給対策
 - (2) 医療助産対策
 - (3) 応急教育対策
- 8 除雪機械、通信施設の整備点検を行うこと。
- 9 雪捨場の設定にあたっては、交通障害及び溢水災害等が発生しないよう十分な配慮をすること。

第2 予防対策

1 除雪路線実施区分

- (1) 除雪路線は、特に交通確保を必要と認める主要路線について、次の区分により分担して除雪を実施するものとする。
 - ア 一般国道については、北海道開発局旭川開発建設部が行う。
 - イ 一般道道については、上川総合振興局旭川建設管理部が行う。
 - ウ 町道については、比布町が行う。
 - エ 高速道路については、東日本高速道路株式会社が行う。
- (2) 除雪作業の基準は、資料7のとおりである。

2 町道除雪要領

町道の除雪は、次の要領で実施するものとする。

- (1) 除雪路線は、交通量、消防対策等を検討して決定する。
- (2) 常時1車線の確保に努める。
- (3) 大量の除雪がある場合は、民間車両の借上げを行い、路線を確保する。
- (4) 常に気象予報に注意して、配車に万全を期する。

3 除雪実施目標

除雪対策の目標は、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ、次のとおり設定する。

- (1) 第1次目標
期 間 11月
目 標 除雪機械車両等の整備点検及び防雪施設、スノーポール等の設置
- (2) 第2次目標
期 間 12月から3月まで
目 標 雪害に対処する除雪・排雪の推進

4 出動基準

降雪量が10 cm以上になった場合又は吹きだまり、路面融雪等通行に支障が生じた場合。

5 排雪

排雪に伴う雪捨場の設定にあたっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 雪捨場は、交通の支障のない場所を選定すること。
- (2) 河川等を利用して雪捨場を設定する場合は、河川管理者と十分協議の上、決定するものとし、投下に際しては溢水災害の防止に努めなければならない。

6 建築物雪害対策

積雪による建物の倒壊、破損及び落雪による災害（事故）を防止するため、屋根の雪降りし作業の励行等、住民への周知に努めるものとする。

7 警戒体制

旭川地方気象台の発表する気象等特別警報・警報・注意報並びに現地情報を勘案し、必要と認める場合は警戒体制に入るものとする。

- (1) 住民生活に重大な支障を及ぼすおそれがある大雪の場合、町長は、次の状況を勘案し、必要と認めたときは災害対策本部設置基準に基づき災害対策本部を設置するものとする。
 - ア 大規模な雪害の発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
 - イ 雪害による交通まひ、交通渋滞等によって人命にかかわる事態が発生し、その規模等から応急措置を要するとき。

第14節 融雪災害予防計画

融雪による河川等からの出水の災害（以下、「融雪災害」という。）に対処するための予防対策及び応急対策は、「北海道融雪災害対策実施要綱」に準じ防災関係機関の相互の連携のもとに、次に定めるところにより実施する。

第1 町の体制

町は、融雪災害対策を積極的に実施するため、「北海道融雪災害対策実施要綱」に準じ所要の措置を講じるとともに、特に次の事項に十分留意する。

- (1) 融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- (2) 気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること。
- (3) 出水、なだれ、崖崩れ、地滑り発生予想箇所の警戒体制を確立すること。
- (4) 出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図ること。
- (5) 融雪災害時に適切な避難指示ができるようにしておくこと。
- (6) 融雪災害の発生又は発生のおそれのある場合における連絡体制及び出動体制並びに避難救助体制を確立すること。
- (7) 水防資機材等の整備点検を行うこと。
- (8) 融雪災害に際し、住民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること。

第2 予防対策

1 気象情報及び積雪状況の把握

町は、融雪期においては旭川地方气象台と緊密な連絡をとり、地域内の降積雪の状況を的確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況又は降雨及び気温の上昇等気象状況に留意し、融雪出水の予測に努めるものとする。

2 融雪出水対策

- (1) 町は、「第4章 第1 重要警戒区域及び整備計画」に定める重要警戒区域及びその他の地区の融雪による危険を事前に察知し、被害の拡大を防ぐため、次により万全の措置を講ずるものとする。

ア 町及び大雪消防組合比布消防署は、住民の協力を得て、既往の被害箇所その他の予想される危険区域を中心に巡視警戒を行うものとする。

イ 町は、警察その他関係機関と緊密な連絡をとり、危険区域の水防作業及び避難救出方法等を事前に検討しておくものとする。

また、河川管理者は、河川が融雪、結氷、捨雪及びじん芥等により河道が著しく狭められ出水による災害が予想される場合は、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、あわせて、樋門、樋管等河川管理施設の整備点検を十分行うとともに、堰、水門等河川工作物の管理者並びに河川の上流部に集積している木材の搬出等について関係者に指導を行い、流下能力の確保を図るものとする。

ウ 町は、被災地における避難場所を住民に十分周知させるとともに、避難について収容施設の管理者と協議しておくものとする。

- (2) 水防上重要な施設の管理者は、融雪出水前に管理施設の整備点検を十分行うとともに、下流に急激な水位の変動を生じないように留意し、関係機関及び地域住民への伝達が的確かつ迅速に行われるよう、通報体制の確立を図るものとする。

3 なだれ等対策

- (1) 道路管理者は、なだれ発生の可能性が想定される箇所については、パトロールを実施するとともに、気象情報を把握し、なだれの発生が予想される場合は、関係機関との緊密な連絡を保ち、迅速に当該道路の交通規制等の措置を講ずるものとする。
- (2) 崖崩れ及び地滑りの発生が予想される箇所については、パトロールを強化するものとする。

4 交通の確保

- (1) 道路管理者は、積雪、結氷、滞留水等により道路交通が阻害されるおそれがあるときは、道路の除排雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、道路の効率的な活用を図るものとする。
- (2) 道路管理者は、積雪、捨雪及びじん芥等により道路側溝の機能が低下し、^{いっすい}溢水災害が発生するのを防止するため、融雪出水前に道路側溝内の障害物の除去に努め、排水能力の確保を図るものとする。

5 広報活動

町及び関係機関は、融雪災害に際し、住民の水防に対する協力が十分得られるよう、あらゆる広報媒体を通じ、水防思想の普及徹底に努めるものとする。

第3 応急対策

防災関係機関は、融雪災害が発生した場合は、お互いに緊密な連携を保ち、所要の措置を講ずる。また、必要に応じ住民の避難等の応急対策を行う。

第15節 土砂災害予防計画

土砂災害等の予防については、本計画の定めるところによる。

第1 現況

「第4章 第1 重要警戒区域及び整備計画」の定めによる。(資料10 参照)

第2 予防対策

町は、道との連携のもと、地滑り危険箇所等における山地治山、防災林造成、地滑り防止施設の整備を行うとともに、次のとおり予防対策を実施するものとする。

- 1 土砂災害警戒区域等の指定区域においては、避難指示などの避難情報の発令基準を防災計画に定め、住民の安全を確保するものとする。
- 2 防災計画において、土砂災害警戒区域内に主として要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。
- 3 防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

第3 形態別予防計画

土地の高度利用と開発に伴い、地滑りや崖崩れ等土砂災害が多発する傾向にあり、ひとたび、土砂災害が発生すると、多くの住家、耕作地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるおそれがあるため、次のとおり地滑り等防止の予防対策を実施するものとする。

1 地滑り・崖崩れ等予防計画

町及び防災関係機関は、住民に対し、地滑り防止区域及び急傾斜地崩壊危険箇所等の周知に努めるとともに、地滑り防止工事、急傾斜地崩壊防止工事、治山事業等を計画的に行うよう努めるものとする。

また、定期的な巡回を行い、斜面等の異常・急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）が発生した場合は、速やかに住民に周知し、避難を呼びかける。さらに、住民自身による防災措置（異常報告、自主避難、不安定な土壌・浮石等の除去、水路の清掃等）などの周知・啓発を図るものとする。

2 土石流予防計画

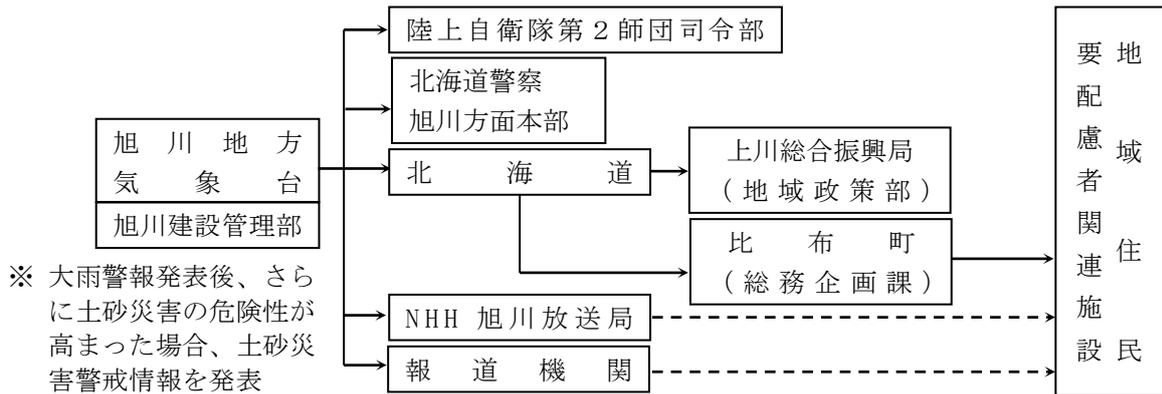
町及び防災関係機関は、土石流危険溪流等に係る砂防・治山事業を計画的に行うよう努め、定期的に点検するものとする。また、土石流危険溪流等の周知に努めるとともに、河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り等）が発生した場合は、速やかに住民に周知し、避難を呼びかけるとともに、住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図るものとする。

第4 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、町長が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、住民の自主避難を支援することを目的とする気象情報のひとつであり、気象業務法第11条及び基本法第55条に基づき、市町村単位で発表される。

なお、土砂災害警戒情報の連絡系統・情報提供は次のとおりである。

図表 土砂災害警戒情報の連絡系統・情報提供



第5 土砂災害等にかかる町の防災対策について

町内の土砂災害等による避難指示等の発令にあたって、町長は、個別の溪流・斜面の状況、気象状況等を合わせて総合的に判断を行う。

1 避難情報発表の基準

崖崩れの発生は、一般的に1時間当たり雨量20mm以上、降り始めてからの雨量が100mm以上となったら危険性が増すと言われている。また、気象庁より大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村に対しては土砂災害警戒情報が発表されることとなっている。以上のことから避難情報の発表を行う時期については、下表のとおりとする。

なお、巡回中の職員等が土砂災害の前兆現象を確認した場合は、下記基準によらず、直ちに避難情報の発表を行うものとする。

図表 避難情報発表の基準

避難情報	基準降雨量
高齢者等避難開始	ア 近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁り、量の変化等）が発見されたとき。
避難指示（早期）	ア 降り始めてからの雨量が100mmを超え、以後も同等以上の雨が降り続けると予想される場合。 イ 近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生等）が発見される時。
避難指示（緊急）	ア 避難指示（早期）発令後、継続して雨が降り続けている場合。 イ 近隣で土砂災害が発生しているとき。 ウ 近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見される時。

2 避難情報の周知方法

住民への避難情報の伝達は、防災行政無線及び広報車の巡回等により周知を行う。

3 土砂災害等に対する防災意識の高揚

行政区と連携を取りながら、土砂災害等の危険のある地区の住民等に対して防災講座等を実施し、土砂災害等に対する認識や防災意識を高めていく。

資料編〔災害危険箇所〕 ・地すべり危険区域（資料10）

第16節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、町、道及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。

第1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、町、道及び防災関係機関は、「北海道雪害対策実施要綱」及び「第4章 第13節 雪害予防計画」に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

第2 避難救出措置等

1 比布町

町は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、「北海道雪害対策実施要項」に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項に十分留意する。

- (1) 積雪・寒冷期に適切な避難指示ができるようにしておくこと。
- (2) 災害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。

2 北海道

- (1) 災害の発生により応急対策を実施する場合は、町と緊密な連絡をとり、北海道地域防災計画の定めるところにより、避難、救出、給水、食料、燃料供給及び防疫等に万全の措置を講ずる。
- (2) 災害の状況により必要があると認める場合は、自衛隊の災害派遣を要請する。

3 旭川中央警察署

- (1) 災害により住民の生命身体に危険が及ぶことが予想されるときは、自主避難を勧めるとともに、急を要するときで、町長が避難を指示できないと認めるとき、又は町長から要請のあったときは、避難を指示して誘導する。
- (2) 災害による被害者の救出、行方不明者の捜査を実施する。

第3 交通の確保

1 道路交通の確保

災害発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、町、道及び北海道開発局の道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

(1) 除雪体制の強化

ア 道路管理者は、一般国道、道道、町道及び高速自動車道の整合のとれた除雪体制を

強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

イ 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

(2) 積雪寒冷地に適した道路整備の推進

ア 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備を推進する。

イ 道路管理者は、なだれや地吹雪等による交通障害を予防するため、なだれ防止柵や防雪柵等防雪施設の整備を推進する。

第4 雪に強いまちづくりの推進

1 家屋倒壊の防止

町及び道は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法（昭和25年法律第201号）等の遵守の指導に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

2 積雪期における避難所、避難路の確保

町、道及び防災関係機関は、積雪期における避難所、避難路の確保に努める。

第5 寒冷対策の推進

1 被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。

2 避難所対策

町は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（毛布、スノーダンプ、スコップ等）の備蓄と協定による確保に努める。

また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。

3 避難所の運営

町は、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮する。

4 住宅対策

町及び道は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供に努めるほか、積雪のため応急仮設住宅の早期着工が困難となる場合を想定し、公営住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難所の早期解消に努める。

また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための長期化した場合の対策を検討する。

第6 スキー客等に対する対策

多数のスキー客が集中するスキー場で大規模な災害が発生した場合、リフト、施設等の損壊やなだれの発生等により多数のスキー客・関係者の被災が懸念されることから、スキー場の施設管理者は、なだれ等の災害が発生しないよう、常に安全性の確保に努めておくものとする。

第17節 複合災害に関する計画

町、道及び防災関係機関は、複合災害発生の可能性を認識し、備えを充実するための対策は、次のとおりである。

第1 予防対策

- 1 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し、後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることを留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実及び防災関係機関相互の連携強化に努める。
- 2 防災関係機関は、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努める。（「第4章 第2節 防災訓練計画 第7 複合災害に対応した訓練の実施」の再掲）
- 3 町及び道は、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

第5章 災害応急対策計画

基本法第50条第1項の趣旨を達成するため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、災害応急対策計画を定める。

災害応急対策実施責任者は、可能な限りの確に災害の状況把握に努め、人材、物資その他の必要な資源を適切に配分しつつ、生命及び身体の安全を守ることを最優先して災害応急対策を実施するものとする。

また、その実施にあたっては、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応するものとする。

なお、災害応急対策実施責任者は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

第1節 災害情報収集・伝達計画

災害予防対策及び災害応急対策等の実施のため、必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び通報等については、本計画に定めるところによる。

第1 情報及び被害状況報告の収集、連絡

災害情報及び被害状況報告（以下、「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、地理空間情報の活用などにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めるものとする。

町、道及び防災関係機関は、それぞれが有する情報通信施設及び伝達手段を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換する。

また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うための情報の収集・連絡システムの構築に努める。

1 町の災害情報等収集及び連絡

- (1) 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況を上川総合振興局長に報告する。
- (2) 町長は、気象等特別警報・警報・注意報をはじめとする各種災害情報等の取扱要領を定め、災害の発生等緊急事態に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定めておく。

2 災害時の内容及び通報の時期

- (1) 防災関係機関への通報
 - ア 災害対策本部を設置したときは、その設置状況及びその他の情報等について、関係

する防災関係機関へ通報する。

イ 防災関係機関は、上記アの通報を受けたときは、災害情報等について密接な相互連絡を図るため、必要に応じて災害対策本部に連絡要員を派遣するものとする。

(2) 道への通報

町及び防災関係機関は、発災後の情報等について、次により上川総合振興局を通じて道（危機対策課）に通報する。

ア 災害の状況及び応急対策の概要・・・発災後速やかに

イ 災害対策本部等の設置・・・・・・・・・・災害対策本部等を設置した時直ちに

ウ 被害の概要及び応急復旧の見通し・・・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時

エ 被害の確定報告・・・・・・・・・・被害状況が確定したとき

(3) 国への通報

ア 町は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国（消防庁）に報告する。

イ 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報を道及び国（消防庁）へ報告するよう努める。

3 被害状況報告

災害が発生した場合、町長及び上川総合振興局長は、別に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき知事に報告するものとし、知事は、「災害報告取扱要領」及び「火災・災害等即報要領」に基づき国（消防庁経由）に報告するものとする。

ただし、町長は消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報については、直接消防庁に報告するものとする。なお、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。

また、町長は通信の途絶等により知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告するものとする。

また、確定報告については、応急措置完了後 20 日以内に、内閣総理大臣あて及び消防庁長官あての文書を消防庁へ提出する。

消防庁への直接即報基準

区分		直接即報基準
火災等即報	交通機関の火災	○ 列車、自動車の火災で次に掲げるもの。 ア トンネル内車両火災 イ 列車火災
	危険物等に係る事故	○ 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの。 ○ 負傷者が5名以上発生したもの。 ○ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で当該工場等の施設内又は周辺で500㎡程度以上の区域に影響を与えたもの。 ア 河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの。 イ 500kl以上のタンクからの危険物等の漏えい等。 ○ 市街地等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの。
救急・救助事故即報		○ 死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの。 ア 列車、航空機の衝突等による救急・救助事故 イ バスの転落等による救急・救助事故 ウ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 エ 不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 オ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの
武力攻撃即報		○ 武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害。 ○ 武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態。
災害即報		○ 被害の有無は問わず、当該市町村の区域内で震度5強以上の地震を記録したもの。

被害状況等の報告【消防庁報告先（通常時）】

時間帯	平日（9：30～18：15）	平日（左記時間帯以外）・休日
報告先	消防庁応急対策室	消防庁宿直室 （消防防災・危機管理センター内）
NTT 回線	03-5253-7527 03-5253-7537（FAX）	03-5253-7777 03-5253-7553（FAX）
北海道総合行政情報ネットワーク（道防災無線）	町、道出先機関は衛星専用電話機（FAX）より 6-048-500-7527 6-048-500-7537（FAX）	町、道出先機関は衛星専用電話機（FAX）より 6-048-500-7782 6-048-500-7789（FAX）

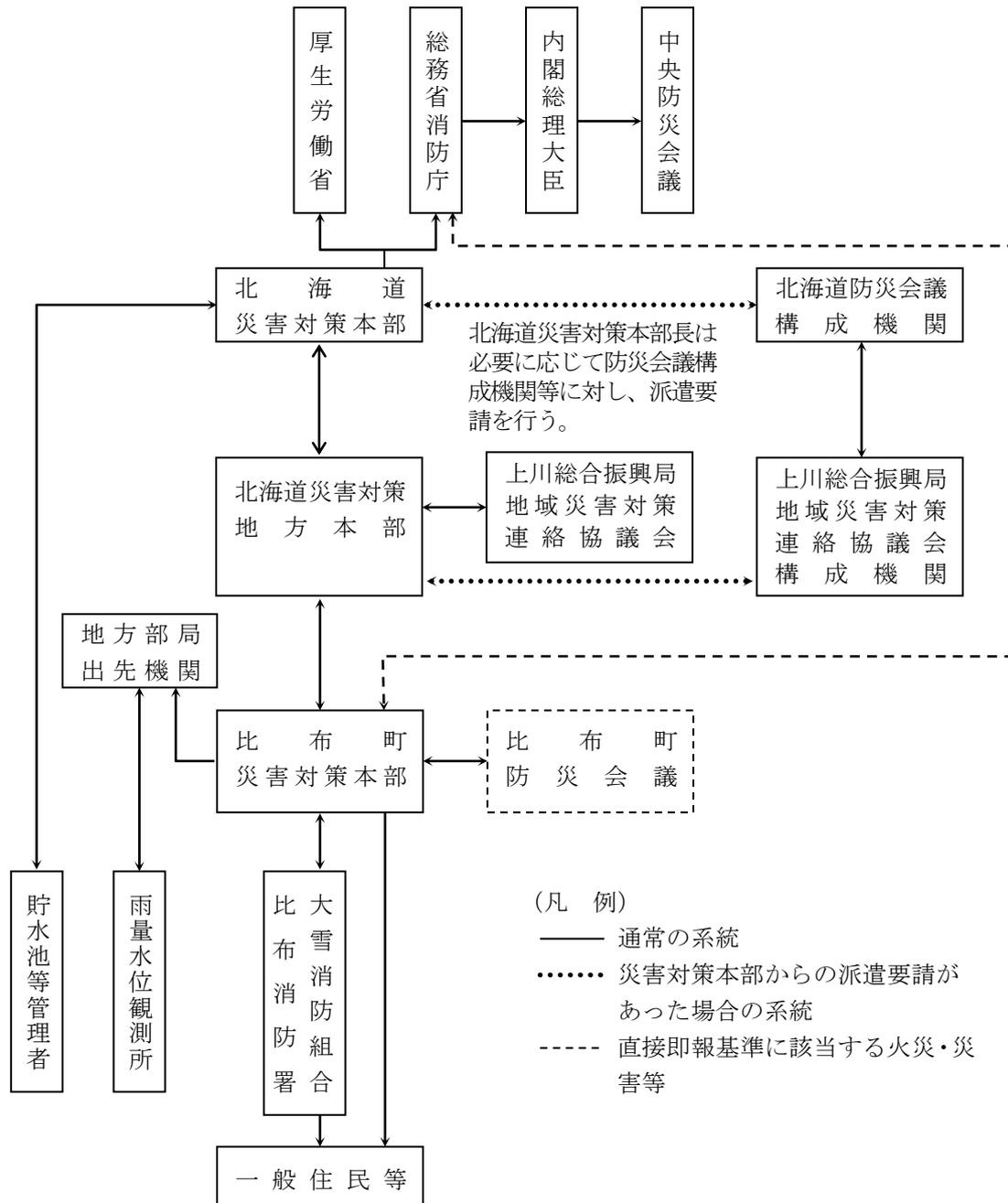
（注）北海道総合行政情報ネットワークの衛星専用電話は、全ての市町村と道出先機関の一部に設置されている。

被害状況等の報告【消防庁報告先（消防庁災害対策本部設置時）】

回線	区分	平日（9：30～17：45） 消防庁応急対策室	休日・夜間（左記以外） 消防庁宿直室
報告先		消防庁災害対策本部・情報集約班（消防防災・危機管理センター内）	
NTT 回線		03-5253-7514 03-5253-7553（FAX）	

4 災害情報等連絡系統図

図表 災害情報等連絡系統



災害情報等報告取扱要領

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報等を上川総合振興局長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で町の被害が軽微であっても地域全体から判断して報告を要すると認められるもの
- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの
- (7) その他特に指示があった災害

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害情報（別記第8号様式）により速やかに報告すること。

この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く。）については除くものとする。

ア 速報

被害発生後、直ちに被害状況報告（別記第9号様式）により件数のみ報告すること。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、被害状況報告（別記第9号様式）により報告すること。

なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に被害状況報告（別記第9号様式）により報告すること。

(3) その他の報告

災害の報告は、上記（1）及び（2）によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、資料19のとおりとする。

資料編〔応急・復旧〕	・被害状況判定基準（資料19）
資料編〔様式〕	・災害情報（別記第8号様式）
資料編〔様式〕	・被害状況報告（速報・中間・最終）（別記第9号様式）

第2節 災害通信計画

災害予防対策及び災害応急対策等の実施のため、必要な災害情報等の収集及び通報等については、本計画に定めるところによる。

なお、災害によりそれらの通信設備が使用できない場合は、次の方法により通信連絡を行う。

第1 通信手段の確保

町及び防災関係機関は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を直ちに確保するため情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が生じた施設の復旧を行う。

また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話(株)等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線を活用する。

なお、電気通信事業者は災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保する。

第2 電話及び電報の優先利用並びに通信途絶時等における措置等

上記第1における、通信設備等が使用できない場合は、次の方法により通信連絡を行う。

1 電話による通信

災害時における非常通話又は緊急通話の取り扱いは、契約約款の規定により電話通信事業者の承認を受けた番号の加入電話（災害時優先電話）を使用するものとする。

なお、災害時優先電話は、発信は優先扱いされるが、着信については通常電話と同じ扱いとなることに留意すること。

(1) 電気通信事業法及び東日本電信電話(株)の契約約款に定める通信内容、機関等

ア 非常扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関が行う場合に限り取り扱う。

通 話 の 内 容	機 関 等
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
2 洪水等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警告若しくは予防のための緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防・消防機関相互間
3 災害の予防又は救援のための緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防・災害救助機関相互間
4 鉄道その他の交通施設（道路等を含む。）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力供給の確保に直接関係がある機関相互間
7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察・防衛機関相互間

8 災害の予防又は救援に必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある事を知った者と前各欄に掲げる機関との間
-------------------	---

イ 緊急扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に取り扱う。

通話の内容	機関等
1 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その人命の安全に係わる事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの通話を取り扱う機関相互間(上記8に掲げるものを除く。) (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と上記(1)の機関との間
2 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
3 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
4 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するために緊急を要する事項	(1) 水道・ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (3) 国又は地方公共団体(上記アの表及び本表1~4(2)に掲げるものを除く。)相互間

2 電報による通信

(1) 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報。

(2) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報。

(3) 非常・緊急電報の利用方法

ア 115番(局番なし)をダイヤルしNTTコミュニケーターを呼び出す。

イ NTTコミュニケーターが出たら

(ア) 「非常又は緊急扱いの電報の申込み」と告げる。

(イ) あらかじめ指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる。

(ウ) 届け先、通信文等を申し出る。

(4) 電気通信事業法の契約約款に定める電報内容、機関等

ア 非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電報の内容	機関等
非常扱いの通話と同じ	非常扱いの通話と同じ

イ 緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電報の内容	機関等
緊急扱いの通話と同じ	緊急扱いの通話と同じ

3 公衆通信設備以外の通信

公衆通信設備以外の通信として災害時緊急に利用できる通信施設は、おおむね次のとおりである。

(1) 町の通信施設

ア 北海道総合行政情報ネットワーク

- (ア) 地上系無線と衛星系無線の2ルート
- (イ) 端末局、ファクシミリは、役場本庁舎に設置
- (ウ) 本庁内線電話により受発信可能

イ 防災行政無線

- (ア) 親局 1局 (比布町役場内)
- (イ) 子局 2局 (大雪消防組合比布消防署・比布町農業協同組合内)
- (ウ) 基地局 1局 (比布町役場建設課)
- (エ) 移動局 29局 (比布町役場建設課・農林課・商工観光課)

ウ 消防無線

- (ア) 基地局 1局 (大雪消防組合比布消防署内)
- (イ) 移動局 8局 (消防車両内)
- (ウ) 携帯局 4局 (携帯用)
- (エ) 固定局 1局

(2) 陸上自衛隊の通信施設

北部方面総監部、師団、駐屯部隊等の有線及び無線通信電話を経て行う。

(3) 警察の通信施設

ア 警察電話による通信

専用電話をもって通信相手機関に最も近い警察署等を経て行う。

イ 警察無線電話装置による通信

北海道警察本部及び各方面本部、警察署、同移動局(パトロールカー)等を経て行う。

(4) 北海道旅客鉄道電話による通信

鉄道所属の電話により最寄りの駅又は保線所から通信相手機関に最も近い駅、保線所等を経て行う。

(5) 北海道電力株式会社の専用電話による通信

北海道電力株式会社本店・支店、営業所、電力センター等を経て行う。

(6) 北海道地方非常通信協議会加入無線局等による通信

上記(1)から(5)までに掲げる各通信系を使用して通信を行うことができないとき、若しくは通信を行うことが著しく困難であるときは、北海道地方非常通信協議会加入無線局及びアマチュア無線局等による通信を利用して行う。

4 通信途絶時等における連絡方法

上記1～3までに掲げる各通信系をもって通信を行うことができないとき、又は通信を行うことが著しく困難であるときは、車両及び徒歩等により連絡員を派遣し、口頭により連絡するなど、臨機の措置を講ずるものとする。

なお、北海道総合通信局による臨機の措置は次のとおりである。

(1) 北海道総合通信局の対応

ア 貸与要請者あて、通信移動機器の貸出

イ 無線局の免許等の臨機の措置（無線局の免許等に必要な申請手続き及び当該申請に係る処分について、口答又は電話等迅速な方法で行い、所定の様式による手続きは、後刻可及的速やかに遡及処理する措置）

(2) 町の対応

町は（1）の措置を希望する場合は、次に掲げる事項を北海道総合通信局に連絡する。

ア 移動通信機器の借受を希望する場合

（ア）借受申請者の氏名又は名所及び住所

（イ）借受希望機種及び台数

（ウ）使用場所

（エ）引渡場所及び返納場所

（オ）借受希望日及び期間

イ 臨機の措置による手続きを希望する場合

（ア）早急に免許又は許可等を必要とする理由

（イ）上記（ア）に係る申請の内容

(3) 連絡先

総務省北海道総合通信局防災対策推進室（直通電話）011-747-6451

第3節 災害広報・情報提供計画

町及び防災関係機関が行う、被災者等への的確な情報伝達のための災害広報等は、本計画の定めるところによる。

第1 災害広報及び情報等の提供の方法

町は、防災関係機関との連絡を密にし、住民に対して広報活動を実施する。その際は、要配慮者への伝達に十分配慮する。

なお、災害現場における住民懇談会等によって、一般住民並びに、被災者の意見、要望、相談等を公聴し、災害対策に反映させるものとする。

また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

1 災害情報等の収集方法

災害情報等の収集については、「第5章 第1節 災害情報収集・伝達計画」によるほか、次の収集方法によるものとする。

- (1) 情報収集派遣による災害現場の取材及び記録写真の収集
- (2) 報道機関その他防災関係機関への取材による資料の収集
- (3) その他災害の状況に応じ、職員の派遣による資料の収集

2 災害情報等の発表及び広報の方法

(1) 発表責任者

災害情報等の発表及び広報は、町長の承認を得て、総務企画課長がこれにあたる。

(2) 報道機関に対する情報の発表

収集した災害情報等に基づき、報道機関に対して次の事項を発表する。

また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、新聞・テレビ・ラジオ放送等報道機関が行う独自の取材活動に対して、情報・資料を提供し協力する。

- ア 災害の種別（名称）及び発生年月日
- イ 災害発生場所又は被害激甚地域
- ウ 被害状況
- エ 町における応急対策の状況
- オ 住民及び被災者に対する注意及び協力要請
- カ 災害対策本部の設置又は廃止
- キ 救助法適用の有無

(3) 住民に対する広報の方法及び内容

ア 住民及び被災者に対する広報活動は、災害時の状況を見極めながら、次の方法により行うものとする。

- (ア) 町広報車の利用

- (イ) 新聞、テレビ及びラジオの利用
- (ウ) 町広報紙の利用
- (エ) 町ホームページの利用
- (オ) チラシ等印刷物の利用
- (カ) 防災行政無線の利用
- (キ) SNSの利用
- (ク) 登録制のメールサービス
- (ケ) 公共情報コモンズの活用

イ 広報事項の内容

- (ア) 災害の種別・名称及び発生日時
- (イ) 災害発生場所
- (ウ) 被害状況
- (エ) 応急対策の状況
- (オ) 住民に対する避難指示の状況
- (カ) 避難場所・避難所の状況
- (キ) 一般住民並びに被災者に対する協力及び注意事項
- (ク) 本部の設置及び廃止に関すること。
- (ケ) その他必要な事項

(4) 庁内連絡

総務企画部は、災害対策本部業務の適切な遂行のため、災害情報等を庁内放送及び庁内LAN等を利用して職員に周知するものとする。

3 災害情報速報の作成及び活用

総務企画部は、広報活動の効率的な実施のため、災害情報速報（別記第10号様式）を作成し、活用を図るものとする。

4 各関係機関に対する周知

総務企画部は、必要に応じて防災関係機関・公共的団体及び重要な施設の管理者等に対して、災害情報を提供する。

5 広聴活動（被災者相談所の開設）

総務企画部生活安全班及び保健福祉部福祉班は、災害対策本部の指示により、被災者のための相談窓口を開設し、被災者家族等の住民からの問い合わせに対応する体制を整えるほか、住民からの災害に関する要望事項を関係対策部及び防災関係機関に連絡し、迅速、適切な処理に努めるものとする。

第2 防災関係機関の広報

防災関係機関は、相互に連携し、それぞれの広報計画に基づき、住民への広報を実施する。特に、住民生活に直結した機関（道路、交通、電気、上下水道、ガス、通信等）は、応急対策活動とこれに伴う復旧状況を住民に広報するとともに、北海道災害対策（連絡）本部に対し情報の提供を行う。

第3 災害対策現地合同本部等の広報

災害対策現地合同本部等が設置されたときは、必要に応じて、各防災機関の情報をとりまとめて広報を実施する。

第4 安否情報の提供

1 安否情報の照会手続

- (1) 安否情報の照会は、町又は道に対し、照会者の氏名・住所（法人、その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにさせて行う。
- (2) 安否情報の照会を受けた町又は道は、当該照会者に対して、運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード等の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認すること。
- (3) 安否情報の照会を受けた町又は道は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができるものとする

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
ア	・被災者の同居の親族 (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)	・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
イ	・被災者の親族（上記アに掲げるものを除く） ・被災者の職場の関係者その他の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況
ウ	・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められるもの	・被災者について保有している安否情報の有無

- (4) 町又は道は、上記(3)にかかわらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供できるものとする。

2 安否情報を回答するにあたっての対応

町又は道は安否情報を回答するときは、次のとおり対応するものとする。

- (1) 被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努めるものとする。
- (2) 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために内

部で利用することができるものとする。

- (3) 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。
- (4) 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第5 災害時の氏名等の公表

町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

資料編〔様式〕 ・ 災害情報速報（別記第10号様式）

第4節 避難対策計画

災害時において、住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置については、本計画に定めるところによる。

第1 避難実施責任者及び措置内容

風水害、火災、山（崖）崩れ、地震等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、町長等避難実施責任者は、次により避難の指示を行う。

また、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化し、避難指示のほか、避難行動要支援者の避難に資する避難準備情報を必要に応じて伝達する。

1 町長（基本法第60条）

(1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったときは、直ちに必要と認める地域の居住者等に対し、次の指示を行う。

ア 避難のための立退きの指示

イ 必要に応じて行う立退き先としての指定緊急避難所等の避難場所の指示

ウ 屋内での待避等の安全確保措置の指示

(2) 町長は、避難のための立退きの指示、避難場所の指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官にその指示を求める。

(3) 町長は、上記の指示を行ったときは、その旨を速やかに上川総合振興局を通じて知事に報告を行うこととする（これらの指示等を解除した場合も同様とする。）。

2 水防管理者（水防法第29条）

(1) 水防管理者は、洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立退き指示を行うことができる。

(2) 水防管理者は、上記の指示を行ったときは、その旨を速やかに上川総合振興局を通じて知事に報告を行うとともに、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。

3 知事又はその命を受けた職員

（基本法第60条・72条、水防法第29条、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第25条）

(1) 知事又は知事の命を受けた職員は、洪水若しくは地滑りにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立退きの指示をすることができる。

また、知事は、洪水、地滑り以外の災害の場合においても、町長が行う避難、立退きの指示について必要な指示を行うことができる。救助法が適用された場合、避難所の開設、避難者の収容等については町長に委任する。

(2) 知事は、災害発生により町長が避難のための立退きの指示に関する措置ができない場

合は、町長に代わって実施する。

- (3) 上川総合振興局長は、町長から避難のための立退き指示、立退き先の指示及び避難所の開設等について報告を受けた場合は、町長と情報の交換に努めるとともに、速やかに知事にその内容を報告しなければならない。

4 警察官（基本法第61条、警察官職務執行法(昭和23年法律第36号)第4条)

- (1) 町長が指示できないと認めるとき又は町長からの要請があったときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要なと認めるときには、その立退き先について指示することができる。その場合、直ちにその旨を、町長に通知するものとする。
- (2) 警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は所属の公安委員会にその旨報告するものとする。

5 自衛隊（自衛隊法(昭和29年法律第165号)第94条)

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長、警察官がその場にいないときに限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

- (1) 住民の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条の準用）
- (2) 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項の準用）
- (3) 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
- (4) 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
- (5) 住民への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）

第2 避難措置における連絡、助言、協力及び援助

1 連絡

町長、知事（上川総合振興局長）、北海道警察本部長（旭川中央警察署長）及び自衛隊は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡するものとする。

2 助言

(1) 比布町

町は、避難のための立退き指示又は屋内での待機等の安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している旭川气象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。

町は、避難指示等を行う際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関とのホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。

さらに、町は避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

(2) 国や道の関係機関

町から助言を求められた国や道の関係機関は、その所掌する事務に関する助言を行うものとする。

3 協力、援助

北海道警察（旭川中央警察署）

町長が行う避難措置について、関係機関と協議し、避難者の誘導や事後の警備措置等に必要な協力を行うものとする。

第3 避難の指示又は避難準備情報の周知

町長は、避難準備情報の提供、避難のための立退き指示又は屋内での待避等の安全確保措置の指示にあたっては、大雪消防組合比布消防署等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難指示等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、防災行政無線、北海道防災情報システム、サイレン、広報車両など複数の手段を有機的に組み合わせ、迅速かつ的確に当該地域住民に対して伝達し、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいるから、障がいの状態に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

- 1 避難の指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示又は避難準備情報の理由及び内容
- 2 避難場所及び経路
- 3 火災、盗難の予防措置等
- 4 携行品等その他の注意事項

ア 携行品は、必要最小限にする。

（食料・水筒・タオル・ちり紙・着替え・救急薬品・懐中電灯・携帯ラジオ等）

イ 避難する場合は、戸締りに注意するとともに、火気危険物等の始末（器具消火、ガスの元栓の閉め等）を徹底し、火災が発生しないようにする。

ウ 服装は軽装とし、帽子・頭巾・雨合羽・防寒用具を携行する。

警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報
		避難情報等
警戒レベル5	指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。	緊急安全確保 <small>※必ず発令される情報ではない</small>
警戒レベル4	危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示
警戒レベル3	・高齢者等は危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難
警戒レベル2	災害に備え自らの避難行動を確認する。	大雨・洪水・高潮注意報
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報

2 伝達方法

次に掲げるもののうち、災害の状況及び地域の実情に応じ、最も迅速かつ的確に伝達することができる方法により行うものとする。場合によっては、2つ以上の方法を併用するものとする。

(1) 防災行政無線による伝達

(2) 登録制メール、SNSによる伝達

(3) 広報車による伝達

町・大雪消防組合比布消防署・警察等の広報車を利用し、関係地区を巡回して伝達する。

(4) ラジオ、テレビ放送等による伝達

NHK・民間放送局に対し指示を行った旨を連絡し、関係住民に伝達すべき事項を提示するとともに放送するよう協力を依頼する。

(5) 電話による伝達

電話等により、住民組織、官公署、会社等に連絡する。

(6) 伝達員による個別伝達

避難の指示が夜間、停電時、風雨が激しい場合等のため、全家庭に対する周知が困難であると予想されるときは、消防職員、消防団員等で班を編成し、個別に伝達するものとする。

(7) 行政区長等による個別伝達

行政区長、自主防災組織の会長等に対して、電話等により伝達を依頼する。

(8) 避難信号による伝達

水防計画に定める危険信号によるものとする。

図表 危険信号

区分	方法	サイレン	摘要	
危険信号 (避難・立退き)		●—休止 1分—5秒	●—休止 1分—5秒	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くことを知らせる信号。

3 避難準備情報又は避難の指示の基準

避難準備情報又は避難の指示の基準は、次のとおりとする。

(1) 避難準備（要配慮者避難）情報

災害時要配慮者など避難行動に時間を要する者及び避難所までの距離が遠い者が避難を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況で、その基準は次によるものとする。

区 分		判 断 基 準
風 水 害	石狩川 比布川	ア 水位観測所の水位が水防団待機水位（石狩川：180.10m、比布川：159.59m）に達し、一定時間後には、はん濫注意水位（石狩川：180.70m、比布川：160.28m）を超えると予想されるとき。
	その他の河川	ア 河川が一定時間後にははん濫注意水位に達すると予想されるとき。 イ 町域における大雨注意報（1時間雨量30mm）発表後も引き続き降雨が予想され、河川に著しい増水がみられたとき。 ウ 町域における洪水注意報発表後も引き続き降雨が予想され、河川に著しい増水がみられたとき。 エ 上記ア～ウの状況等を総合的に判断し、災害時要配慮者等について事前に避難させておく必要があると認められるとき。
土砂災害		ア 近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁り、量の変化等）が発見されたとき。
その他の災害		ア 災害の状況から、災害時要配慮者等について事前に避難させておく必要があると認められるとき。

(2) 避難指示（早期）

通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況や、気象警報等が発表又は災害が発生するおそれがある場合に、事前の避難基準又は安全な場所へ避難させるための基準は、次によるものとする。

区 分		判 断 基 準
風 水 害	比布川	ア 水位観測所の水位が避難判断水位（比布川：160.34m）に到達し、一定時間後には、はん濫危険水位（比布川：161.60m）に到達すると予想される時。 イ 河川はん濫のおそれがあるとき。 ウ その他諸般の状況から、避難準備又は事前に避難させておく必要があると認められるとき。
	その他の河川	ア 河川がはん濫注意水位を越え、なお水位が上昇するおそれがあるとき。 イ 町域における大雨警報（1時間雨量50mm）発表後も引き続き降雨が予想され、河川にいちじるしい増水がみられたとき。 ウ 町域における洪水警報発表後も引き続き降雨が予想され、河川にいちじるしい増水がみられるとき。 エ ア～ウの状況を総合的に判断し、住民に安全な場所へ避難させておく必要があると判断される時。
土砂災害		ア 降り始めてからの雨量が100mmを超え、以後も同等以上の雨が降り続けると予想される場合。 イ 近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生等）が発見される時。
その他の災害		ア 地震等により火災が延焼拡大のおそれがあるとき。 イ 災害の状況から、避難準備又は事前に避難させておく必要があると認められるとき。

(3) 避難指示（緊急）

被害の危険が切迫している場合、急を要する事態に発令し、指示（早期）よりも拘束力が強く、住民を直ちに避難させるものであり、その基準は次によるものとする。

なお、事前避難のいとまのない場合は、至近の安全な場所に緊急避難させること。

区 分		判 断 基 準
風 水 害	比布川	ア はん濫危険水位（比布川：161.60m）に到達するとき。 イ 堤防が決壊するおそれがあるとき。 （堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見される時。）
	その他の河川	ア 洪水等による被害の危険が、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が高いと判断される時。
土砂災害		ア 避難指示（早期）発令後、継続して雨が降り続けているとき。 イ 近隣で土砂災害が発生しているとき。 ウ 近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見される時。
その他の災害		ア 地震、火災等、災害による被害の危険が目前に切迫していると判断される時。

第 4 避難方法

1 避難誘導

避難誘導は、町職員（主に総務企画部及び保健福祉部）、消防職員、消防団員、警察官及びその他指示権者の命を受けた職員があたり、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

また、町職員、消防職員、消防団員、警察官など避難誘導にあたる者の安全の確保に努めるものとする。

2 移送の方法

(1) 避難は、避難者が各個に行くことを原則とするが、避難者の自力による避難が不可能な場合は、町において車両等によって移送する。

なお、車両による集団輸送が必要と認められる場合は、「第 5 章 第 14 節 輸送計画」に準じ、災害時輸送の担当である総務企画部が担当にあたる。

(2) 町は、避難者移送の実施が困難な場合、他の市町村又は道に対し、応援を求める。

第 5 避難路及び避難場所等の安全確保

住民の避難にあたっては、町職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避難場所の安全確保のため支障となるものの排除を行う。

第 6 被災者の生活環境の整備

災害応急対策実施責任者、公共団体、防災上重要な施設の管理者は、速やかな避難所の供与及び避難所における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により難所所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第 7 避難所

1 避難所及び避難場所の開設

(1) 指定避難所、避難場所は、資料 14 に定めるとおりとする。

ただし、緊急を要する場合で、これらの場所を使用することができないときは、管理者の同意を得て、最寄りの民間施設・公園・空き地等を使用するものとし、地域全体が災害のため使用不能のときは、他地域の避難所又は避難場所を使用するものとする。

また、避難者の避難生活を想定した環境整備等の対策については、要配慮者に配慮した施設の整備など多様な避難所又は避難場所の確保について検討することとする。

(2) 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

(3) 町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして、当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第 17 条の規定の適用除外措置が

あることに留意する。

- (4) 町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に道に報告する。

2 避難所及び避難場所の運営管理等

- (1) 町は、各避難所等の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。
- (2) 町は、避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努め、国等への報告を行うものとする。
- (3) 町は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、専門家等との情報交換等により、必要な対策を講じるものとする。

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

- (4) 町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行う
- (5) 町は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。
- 特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保等女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。
- (6) 町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。
- (7) 町及び道は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- (8) 町及び道は、災害の規模等に鑑みて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- (9) 町は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間

の寒さ対策など健康への配慮を行うものとする。また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努めるものとする。

(10) 町は避難所における夏場の暑さ対策としてスポットクーラー10台、災害時の避難者の日常生活の環境改善を目的に電源確保のためのポータブル電源2台を設置する。

(11) その他避難所の管理・運営にあたっては、次の要領で行う。

ア 避難所には、災害対策本部長の指名する運営管理者及び補助者を配置するものとする。

イ 運営管理者は、災害対策本部及び当該施設の管理者との連絡、避難者の収容等に当たるものとする。

ウ 運営管理者は、避難所における収容状況及び「第5章 第17節 衣料・生活必需品供給計画」に定める物資等の受払いを明確にするため、必要な帳簿類を備えるものとする。

(ア) 避難者世帯名簿（別記第12号様式）

(イ) 避難所収容台帳（別記第13号様式）

(ウ) 避難所設置及び収容状況（別記第14号様式）

(エ) 救助種目別物資受払簿（別記第15号様式）

(オ) 当該施設の管理者は、災害対策本部長あるいはその命を受けた職員の指示に従い、速やかに避難所の開設及び管理運営に協力するものとする。

3 避難場所の周知方法

住民に対し、平常時から避難場所を周知するため、広報紙、ハザードマップ等を活用して、周知するものとする。

第9 知事（上川総合振興局長）に対する報告

1 町長が、避難の指示を発令したときは（町長以外の者が発令したときは、町長経由）、次の事項を記録して知事（上川総合振興局長）に報告する。

(1) 発令者 (2) 発令日時 (3) 発令理由 (4) 避難の対象区域 (5) 避難先

2 避難所を開設したときは、次の事項を記録して知事（上川総合振興局長）に報告する。

(1) 開設場所及び日時の把握

(2) 開設箇所数及び収容人員（避難所の名称及び当該収容人員）の把握

(3) 開設期間の見込み及び炊き出し等の状況

第10 広域一時滞在

1 道内における広域一時滞在

(1) 町長は、災害発生により被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、この節において「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときには、道内の他の市町村長（以下、本節において「協議先市町村長」という。）に被災住民の受け入れについて協議を行う。

(2) 道内広域一時滞足を協議する場合、町長は、あらかじめ上川総合振興局長を通じて知事に報告する。

ただし、あらかじめ報告することが困難な場合は協議開始後、速やかに知事へ報告する。

- (3) 他の市町村又は知事より、道内広域一時滞在の協議を受けた場合は、被災住民を受入れないことについて、正当な理由がある場合を除き、避難所を提供し、被災住民を受入れるものとし、受入決定をしたときは、直ちに避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知するとともに、速やかに、町長に通知する。

なお、町長は必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。

- (4) 町長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときはその内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに、知事に報告する。

- (5) 町長は、道内広域一時滞在の必要がなくなると認めるときは、速やかにその旨を協議先市町村長及び避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知し、内容を公示するとともに、知事に報告する。

- (6) 知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在の必要があると認める場合は、町長の実施すべき措置を代わって実施する。

また、町が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに町長との事務の引き継ぎが行われるものとする。

なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、町長に通知する。

2 道外への広域一時滞在

- (1) 災害発生により、被災住民について、道外における一時的な滞在（以下、この節において「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認める場合、町長は、知事に対し他の都府県知事（以下、この節において「協議先知事」という。）に対し、被災住民の受け入れについて協議することを求めることができるものとする。

- (2) 町長は、知事より受入れ決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知する。

- (3) 町長は、道外広域一時滞在の必要がなくなると認めるときは、速やかにその旨を知事に報告し、公示するとともに、避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知する。

3 広域一時滞在避難者への対応

町及び道は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と避難先の市区町村における連携に配慮する。

4 内閣総理大臣による協議等の代行

内閣総理大臣は、災害の発生により、町及び道が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について、道内広域一時滞在又は道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長又は知事の実施すべき措置を代わって実施するが、町長又は知事が必要な事務を遂行できる状態になったと認めるときは、速やかに町長又は知事との事務の引き継ぎが行われるものとする。

資料編〔避難所〕	・避難所（資料14）
資料編〔様式〕	・避難者世帯名簿（別記第12号様式）
資料編〔様式〕	・避難所収容台帳（別記第13号様式）

資料編〔様式〕	・避難所設置及び収容状況（別記第 14 号様式）
資料編〔様式〕	・救助種目別物資受払簿（別記第 15 号様式）

第5節 応急措置実施計画

災害時において、町長及び防災関係機関の長が実施する応急措置については、この計画に定めるところによる。

第1 応急措置

1 実施責任者

法令上の実施責任者として定められている者は、次のとおりである。

- (1) 町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員
- (2) 水防管理者（町長）、消防機関の長（消防長）等
- (3) 警察官等
- (4) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官
- (5) 知事
- (6) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長
- (7) 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長

第2 従事命令等の実施

基本法第71条の規定に基づき、従事命令等を発し、応急措置を実施する場合は、「資料編別記第11号様式 公用令書等（別表 第1～6号様式）」を交付して行うものとする。

また、救助法に基づく従事命令等の場合にあつては、災害救助法施行細則第9条、第11条及び第17条に定める公用令書等を交付して行うものとする。

この場合、施設及び土地、家屋若しくは物資の保管する場所に立ち入ろうとする職員は、公用令書等に定める証票を携帯しなければならないものとする。

第3 町等の実施する応急措置

- 1 町長及びその所轄の下に行動する水防団長、消防機関の長及び防災に関係ある施設の管理者等は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令及び防災計画等に定めるところにより、消防、水防、救助等の災害の発生の防御又は災害の拡大を防止するための所要の措置を講ずるものとする。
- 2 町長は、応急措置をはじめとする災害応急対策を実施するため、必要に応じて、道及び他の市町村、関係機関等の協力を求めることができる。

第4 警戒区域の設置

1 町長（基本法第63条、地方自治法第153条）

町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

2 消防職員又は消防団員（消防法第28条・第36条）

火災又は水災を除く他の災害現場においては、消防職員又は消防団員は、警戒区域を設定し、救護従事者その他総務省令で定めるものに対して、当該区域からの退去を命じ又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。

3 水防団長、水防団員又は消防機関に属する者（水防法第21条）

水防上緊急の必要がある場合においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

4 警察官（基本法第63条、地方自治法第153条、消防法28条・36条、水防法第21条）

- (1) 警察官は、町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定することができるとともに、直ちに警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域の立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。その場合、直ちに、警戒区域を設定した旨を町長へ通知することとする。
- (2) 警察官は、火災（水災を除く他の災害に準用する。）の現場において、消防職員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又は消防職員又は消防団員の要望があったときは、消防警戒区域を設定して、消防警戒区域内にある消防対象物、居住者及びその親族でこれらに対して救援をしようとする者、その他総務省令で定める者以外に対して、その区域からの退去を命じ又はその区域への出入を禁止若しくは制限することができる。また、火災現場の上席消防職員の指揮により消防警戒区域を設定する場合、現場の警察官は、これを援助することとする。
- (3) 警察官は、水防上緊急の必要がある場合において、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への出入を禁止若しくは制限、又はその区域からの退去を命ずることができる。

5 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（基本法第63条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知するものとする。

6 北海道（基本法第73条）

知事は、災害が発生した場合、当該災害により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長に代わって警戒区域を設定することとする。

第5 他人の土地、物件等の一時使用等（基本法第64条第1項）

町長は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本町区域内の他人の土地、建物その他工作物（以下、この節において「工作物」という。）を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件（以下、この節において「物件」という。）を使用し、若しくは収用するものとする。この場合において、基本法施行令（昭和37年政令第288号）第24条及び基本法第82条の規定に基づき次の措置をとるものとする。

(1) 応急公用負担に係る手続

町長は、工作物又は物件を使用し、若しくは収用したときは、速やかに工作物及び物件の占有者、所有者その他当該工作物又は物件について権原を有する者（以下、「占有者等」という。）に対し、次の事項を通知するものとする。この場合において、当該工作物及び物件の占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その通知事項を公告式条例（昭和25年比布町条例第9号）を準用して、役場前の掲示場に掲示する等の措置をとるものとする。

ア 名称又は種類

イ 形状及び数量

ウ 所在した場所

エ 処分の期間又は期日

オ その他必要な事項

(2) 損失補償

町は、当該処分により通常生ずべき損失を補償するものとする。

第6 災害現場の工作物及び物件の除去、保管等の実施（基本法第64条第2項～第6項）

町長は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの（以下、この節において「工作物等」という。）の除去その他必要な措置をとるものとする。この場合において、工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管するものとする。

(1) 町長は、当該工作物等の占有者等に対し、当該工作物等を返還するため必要事項を公示するものとする。（基本法施行令第25条、第26条）

(2) 町長は、保管した工作物等が滅失若しくは破損のおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管するものとする。（基本法施行令第27条）

(3) 工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第5条及び第6条の規定を準用する。

(4) 公示の日から起算して6か月を経過してもなお工作物等を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、町に帰属する。

第7 他の市町村長等に対する応援の要求（基本法第67条、資料25・27）

(1) 町長は、本町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し応援を求めるものとする。

(2) 町長は、他の市町村長等から応援を求められた場合は、正当な理由がない限り、応援を拒むことはできない。

(3) 応援に従事する者は、応急措置の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

第8 知事に対する応援の要求等（基本法第68条）

町長は、本町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し応援又は応急措置の実施を要請するものとする。

第9 北海道開発局に対する応援の要求等

町長は、本町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、「北海道地方における災害時の応援に関する申合せ」（資料29）に基づき、北海道開発局長に対し応援又は応急措置の実施を要請するものとする。

第10 住民等に対する緊急従事指示等

- (1) 町長は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本町の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。（基本法第65条第1項）
- (2) 町長及び消防署長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、本町の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者に対し、水防に従事させるものとする。（水防法第24条）
- (3) 消防職員又は消防団員は、緊急の必要があるときは、火災の現場付近にある者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。（消防法第29条第5項）
- (4) 救急隊員は、緊急の必要があるときは、傷病者の発生した現場付近にある者に対し、救急業務に協力することを求めることができる。（消防法第35条の10）
- (5) 町長は、上記(1)から(4)までにより、本町の区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。（基本法第84条第1項）

第11 救助法の適用

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動は、「第5章第34節 災害救助法の適用と実施」に定めるところによる。

資料編〔様式〕	・ 公用令書等（別記第11号様式、別表第1号様式～第6号様式）
資料編〔条例・協定等〕	・ 災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定（資料25） ・ 「かみかわの絆19」～上川管内町村広域防災に関する決議～（資料27）
資料編〔条例・協定等〕	・ 北海道地方における災害時の応援に関する申合せ（資料30）

第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

天災、地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要がある場合には、知事及びその他の災害派遣要請権者は、自衛隊（指定部隊等の長）に対し自衛隊法第83条の規定により部隊等の災害派遣を要請することができる。

第1 災害派遣要請

1 派遣要請権者

知事（上川総合振興局長）

2 要請先

陸上自衛隊第2師団長

3 要請手続等

- (1) 町長等は、災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書（別記第38号様式）をもって要請権者に依頼する。

この場合において、町長等は、必要に応じてその旨及び町域に係る災害の状況を要請先である指定部隊等の長に通知するものとする。

また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により依頼し、速やかに文書を提出するものとする。

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ 派遣部隊が展開できる場所

オ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

- (2) 要請権者は、上記(1)の要請手続により派遣要請を受理し、その適否を審査して必要と認めた場合は、速やかに指定部隊等の長に部隊の派遣を要請するものとする。

- (3) 町長等は、人命の緊急救助に関し、要請権者に依頼するいとまがないとき、又は通信の途絶等により要請権者と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に通知することができる。

ただし、この場合、速やかに要請権者に連絡し、上記(1)の手続きを行うものとする。

なお、緊急の場合の連絡先は、次のとおりである。

部隊名	所在地	電話番号
陸上自衛隊第2師団	旭川市春光町国有無番地	0166-51-6111 内線 2793（業務課内）

4 受入体制

町長は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう町担当者、連絡先を明確にするとともに、避難支援など大部隊の派遣を受ける場合に備え、多数の車両、施設等が展開できる場所をあらかじめ定めておくものとする。

5 調整

知事（上川総合振興局長）は、町の行う派遣部隊の受け入れについて、必要に応じて使用する施設、場所等について調整を行うものとする。

6 経費

- (1) 次の費用は、派遣部隊の受入側（施設等の管理者、町等）において負担するものとする。
 - ア 資材費及び機器借上料
 - イ 電話料及びその施設費
 - ウ 電気料
 - エ 水道料
 - オ くみ取料
- (2) その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上、定めるものとする。
- (3) 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

7 撤収要請

町長は、災害派遣の目的を達成したとき又はその必要がなくなったときは、速やかに文書（別記第39号様式）をもって知事（上川総合振興局長）に撤収要請を依頼するものとする。ただし、文書による要請に日時を要するときは、電話等で依頼し、その後文書を提出するものとする。

第2 派遣活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

- 1 被害状況の把握
- 2 避難の援助
- 3 遭難者の捜索救助活動
- 4 水防活動
- 5 消防活動
- 6 道路又は水路の啓開（障害物等の除去）
- 7 応急医療、救護及び防疫
- 8 人員及び物資の緊急輸送
- 9 炊飯及び給水
- 10 物資の無償貸付又は譲与
- 11 危険物の保安及び除去
- 12 その他

第3 自衛隊との情報交換

自衛隊は、収集した情報を必要に応じ関係機関に伝達するとともに、知事等においても災害情報等について自衛隊に提供するものとする。

第4 知事等の要請を待つかとまがない場合の自衛隊の災害派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待つかとま

がない場合は、自主的に部隊等を派遣する。この場合、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

災害に対し、自衛隊が自主的に派遣を行う場合の基準は、次のとおりである。

- 1 関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- 2 知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- 3 航空機事故の発生等を探知した場合、又は近傍等での災害発生に際し、直ちに人命救助の措置をとる必要があると認められること。
- 4 その他上記1～3に準じ、特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないと認められること。

第5 自衛隊との連携強化

1 総合調整

知事は、自衛隊の災害派遣計画と連携して、適切な役割分担の調整等を行い自衛隊の活動が円滑に行なわれるよう調整を行うものとする。

2 連絡体制の確立

知事（上川総合振興局長）及び町長等は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、あらかじめ要請（通報）手順、連絡調整窓口、連絡方法を定めるなど、情報収集・連絡体制の確立に努めるものとする。

3 連絡調整

知事（上川総合振興局長）及び町長等は、災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に行れるよう、災害派遣を要請した指定部隊等の長と密接な連絡調整を行うものとする。

第6 災害派遣時の権限

災害派遣時の自衛官の権限行使は、自衛隊法及び基本法並びにこれに基づく政令、内閣府令及び訓令の規定による。知事等の要請により派遣された自衛隊は、警察官等職権を行う者がその場にいない場合に限り、次の措置を行うことができる。

なお、職権を行う場合、指揮官の命令によるものとする。ただし、緊急を要し指揮官の命令を待ついとまがない場合にはこの限りではない。

- 1 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）
- 2 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）
- 3 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
- 4 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
- 5 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）
- 6 自衛隊用緊急運行車両の通行確保のための車両等の移動等の措置命令等（基本法第76条の3第3項）

資料編〔様式〕	・自衛隊災害派遣要請の依頼について（別記第38号様式）
資料編〔様式〕	・自衛隊災害派遣撤収要請の依頼について（別記第39号様式）

第7節 広域応援・受援計画

大規模災害発生時など町単独では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策については、本計画の定めるところによる。

なお、広域応援・受援のうち広域一時滞在については、「第5章 第4節 避難対策計画 第10」による。

第1 国、道及び市町村間の応援・受援活動

1 比布町に対する応援（受援）

- (1) 大規模災害等が発生し、町単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」（資料25）のほか、市町村間の各種相互応援協定等に基づき、応援・受援の実施を図る。
- (2) 町長は、災害応急対策を実施するにあたり、必要があると認めるときは、他の市町村長及び知事（上川総合振興局長）に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならないものとする。
- (3) 知事（上川総合振興局長）は、町の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、町長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、市町村相互間の応援について必要な指示又は調整・要求を行う。
- (4) 知事（上川総合振興局長）は、町長等から応援を求め又は災害応急対策の実施を要請されたときは、適切に応援又は災害応急対策を実施する。この場合において、道は正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならないものとする。
- (5) 知事（上川総合振興局長）及び町長は、被災市町村と連絡が取れない又は緊急を要する場合であって必要と認めるときは、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。

2 道から指定行政機関等に対する応援の要求

北海道において大規模災害が発生し、災害応急活動を的確かつ円滑に実施するため必要があると認めるとき、知事は指定行政機関の長に対し、応援を求め又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、正当な理由がない限り応援又は災害応急対策の実施を拒んではならないこととされている。

3 他の都府県等からの応援要求への対応

- (1) 知事は、災害発生都府県知事又は内閣総理大臣から災害発生市区町村の応援を求められた場合、必要と認める事項について応援協力に努める。
また、知事は、特に必要があると認められた場合、市町村長に対し、当該災害発生市区町村長の応援を求めるものとする。
- (2) 町長は、知事が、災害発生都府県知事又は内閣総理大臣から、他の都府県の災害発生市区町村長の応援を求められたことに伴い、知事から当該災害発生市町村長の応援について求められた場合、必要と認める事項について応援協力に努める。

第2 消防機関（大雪消防組合比布消防署）

- (1) 大規模災害が発生し、被災地域の消防機関単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」（資料26）に基づき他の消防機関に応援を要請するとともに、必要に応じ、町長を通じ、道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。（資料18）
- (2) 他の消防機関等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておく。
- (3) 緊急消防援助隊を充実強化するとともに実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

第3 北海道警察

北海道公安委員会は、大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救助救出活動等を実施できない場合は、他都府県公安委員会に広域緊急援助隊の部隊、装備資機材等の援助要求を行う。

第5 国

大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するために、国に設置される緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の現地活動拠点施設を定める

また、国の食料・物資支援チームによる、支援物資の受入れ体制を確保する。

資料編〔通信・輸送〕	・ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領（資料18）
資料編〔条例・協定等〕	・北海道消防防災ヘリコプター応援協定（資料24）
資料編〔条例・協定等〕	・災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定（資料25）
資料編〔条例・協定等〕	・北海道広域消防相互応援協定（資料26）

第8節 ヘリコプター等活用計画

災害時におけるヘリコプター等の活用については、本計画の定めるところによる。

第1 基本方針

道内において災害が発生し、迅速な救急・救助活動やヘリコプター等を活用した災害応急対策を実施するため、各機関が保有する広域かつ機動的に活動できるヘリコプター等を活用する。

第2 ヘリコプター等の活動内容

1 災害応急対策活動

- (1) 被災状況調査などの情報収集活動
- (2) 救援物資、人員、資機材等の搬送

2 救急・救助活動

- (1) 傷病者、医師等の搬送
- (2) 被災者の救助・救出

3 火災防御活動

- (1) 空中消火
- (2) 消火資機材、人員等の搬送

4 その他

ヘリコプター等の活用が有効と認める場合

第3 ヘリコプター等保有機関の活動等

1 北海道

北海道災害対策本部等の指示又は町の要請により、災害応急対策等の活動を行う。

災害が大規模で、所管ヘリコプターで対応できない場合には、自衛隊への災害派遣や「第5章 第7節 広域応援・受援計画」の定めるところにより他都府県及び他の市町村へのヘリコプターの応援要請などを行う。

2 北海道開発局、北海道警察

所管に係る災害応急対策等を実施するとともに、それらの活動で収集した情報を必要に応じ、関係対策本部等に提供する。

また、災害対策合同本部等の要請により、対策機関の実施する災害応急対策等を支援する。

3 自衛隊

知事の災害派遣要請に基づき、災害応急対策等を実施する。

第4 ヘリコプター等保有機関の活動体制

大規模災害が発生した際には、全国各地から消防機関をはじめ、自衛隊、海上保安庁、警察、北海道開発局などから多数のヘリコプター等の航空機が被災地に派遣され、様々な災害

対策活動が行われることとなる。

このため、「北海道ヘリコプター等運用調整会議」において、ヘリコプター等を保有する防災関係機関の相互連携を図り、安全かつ効果的な災害応急対策等の活動を行うものとする。

第5 町の対応等

1 緊急運航の要請

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」（資料 24）に基づき知事に対し要請するものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) 町の消防力等では災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

2 要請方法

知事（危機対策局危機対策課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票（別記第 35 号様式）を提出するものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

3 要請先

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室

- ・TEL：011-782-3233
- ・FAX：011-782-3234

4 報告

町長は、災害が収束した場合には、北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書（別記第 36 号様式）により、総括管理者（北海道総務部危機管理監）に報告するものとする。

5 緊急患者の緊急搬送手続等

(1) 応援要請

ア 町長（大雪消防組比布消防署長）は、知事に対して救急患者の緊急搬送のために消防防災ヘリコプターの運航を要請する場合は、「ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」（資料 18）に基づき行うものとする。

(2) 救急患者の緊急搬送手続

ア 町長は、医療機関等から救急患者の緊急搬送のためヘリコプターの出動要請を受けた場合、又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、知事（危

機対策局危機対策課防災航空室) に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請し、その後、上川総合振興局及び旭川中央警察署にその旨を連絡するものとする。

イ 消防防災ヘリコプターの要請は、電話により行うとともに、ファクシミリにより救急患者の緊急搬送情報伝達票（別記第37号様式）を提出するものとする。

ウ 町長は、消防防災ヘリコプターの離着陸場を確保し、その安全対策を講ずるとともに、救急車等の手配を行うものとする。

エ 町長は、知事（危機対策局危機対策課防災航空室）から運航の可否、運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼医療機関等に連絡するものとする。

6 受け入れ体制等の確保

町長はヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等の確保を整えるとともに、活動に係る安全対策等を講ずるものとする。

(1) 離着陸場の確保

安全対策等の措置が常時なされている場所又は災害発生時において迅速に措置できる離着陸場を確保する。

(2) 安全対策

ヘリコプターの離発着に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制等を講ずるものとする。

資料編〔通信・輸送〕	・ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領（資料18）
資料編〔条例・協定等〕	・北海道消防防災ヘリコプター応援協定（資料24）
資料編〔様式〕	・北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票（別記第35号様式）
資料編〔様式〕	・北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書（別記第36号様式）
資料編〔様式〕	・救急患者の緊急搬送情報伝達票（別記第37号様式）

第9節 救助救出計画

災害によって生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出については、本計画の定めるところによる。

なお、町をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動にあたっては各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど円滑な連携の下に実施する。

また、被災地の住民等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

第1 実施責任

1 比布町（大雪消防組合比布消防署）

町長（救助法を適用された場合を含む。）は、災害により生命、身体が危険となった者をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関、又は日本赤十字社北海道支部の救護所に収容する。

また、町の救助力が不足すると判断した場合には、隣接市町村や北海道等の応援を求める。

第2 救助救出活動

1 被災地域における救助救出活動

町及び大雪消防組合比布消防署、旭川中央警察署は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携の下に被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

2 救出対象者

被災地域における救助救出活動を実施するときは、災害のために現に生命、身体が危険な状態にある者及び生死不明の状態、おおむね次に該当するときとする。

- (1) 火災の際、火中に取り残された場合
- (2) 台風・地震等により倒壊家屋の下敷きになった場合
- (3) 水害の際、家屋とともに流され、又は孤立地点に取り残された場合
- (4) 山崩れ、地滑り等により生き埋めとなった場合
- (5) 自動車等の大事故が発生した場合

3 救出状況の記録

被災者を救出した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。

- (1) 被災者救出用機械器具燃料受払簿（救助種目別物資受払簿）（別記第15号様式）
- (2) 被災者救出状況記録簿（別記第16号様式）

4 現地災害対策本部

被災者の救助・救出等の応急対策を迅速かつ適切に実施するため必要と認められる場合は、「第3章 第1節 組織計画」の定めるところにより、現地災害対策本部を設置する。

資料編〔様式〕	・救助種目別物資受払簿（別記第 15 号様式）
資料編〔様式〕	・被災者救出状況記録簿（別記第 16 号様式）

第10節 医療救護計画

災害のため、その地域の医療機関の機能がなくなり又は著しく不足、若しくは医療機構が混乱した場合における医療救護の実施については、本計画の定めるところによる。

第1 基本方針

- 1 医療救護活動は、原則として町又は道が設置する救護所において、救護班により実施するが、災害急性期（発災後おおむね48時間以内）においては、必要に応じて災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）を被災地に派遣する。
- 2 救護班は、医師、薬剤師、看護師その他の要員により組織し、その編成は災害の状況に応じたものとする。
- 3 災害派遣医療チーム（DMAT）は、研修を受講した災害拠点病院等の医師、看護師等により組織する。
- 4 救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の業務内容は、次のとおりとする。
 - (1) トリアージ
 - (2) 傷病者に対する応急処置及び医療
 - (3) 傷病者の医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
 - (4) 助産救護
 - (5) 被災現場におけるメディカルコントロール（災害派遣医療チーム（DMAT）のみ）
- 5 災害派遣精神医療チーム（DPAT）は、災害時におけるこころの対応が可能な医師、看護師、臨床心理技術者等により組織する。

なお、業務内容は、次のとおりとする。

 - (1) 傷病者に対する精神医療
 - (2) 被災者及び支援者に対する精神保健活動

第2 医療救護活動の実施

1 比布町

- (1) 町は、災害の程度により医療救護活動を必要と認めたときは、自ら救護班を編成するとともに、必要に応じ、上川郡中央医師会に救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

要請する場合は、次の項目を通知するものとする。

 - ア 災害発生の日時、場所、原因及び状況
 - イ 出動の時期及び場所
 - ウ 出動を要する人員及び資機材
 - エ その他必要な事項
- (2) 町は、災害の程度により歯科医療救護活動を必要と認めたときは、旭川歯科医師会に救護班の編成及び派遣を要請するものとする。
- (3) 町は、災害の規模に応じ、道、その他の関係機関に協力を要請する。
- (4) 町は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。

2 北海道

- (1) 道は、災害発生時に市町村等からの支援要請による救護班の派遣、受入れ等を円滑に実施するため、救護班の派遣等についての調整を行う「救護班派遣等調整本部」を設置し、円滑な医療提供体制の構築に努める。
- (2) 道は、救助法を適用した場合、又は町から医療救護に関する協力要請があった場合で、医療救護活動を必要と認めるときは、適時適切な場所に救護所を設置する。
また、避難所の設置が長期間にわたる場合には、必要に応じて避難所に救護センターを併設する。
- (3) 道は、被災地等の医療機関の診療状況等の情報を北海道救急医療・広域災害情報システム等により迅速に把握する。
- (4) 道は、道立医療機関の所属医師等により編成する救護班を派遣するとともに、派遣に関する調整を行う。
- (5) 道は、必要に応じて精神科病院等に災害派遣精神医療チーム（DPAT）の編成に必要な医師、薬剤師、看護師、臨床心理技術者等の派遣を要請するとともに、派遣に係る調整を行う。
- (6) 道は、被災者ニーズ等に的確に対応した健康管理（こころのケアを含む）を行うため、医師、薬剤師、保健師、管理栄養士等による保健指導及び栄養指導を実施する。
また、被災したことによるこころの健康のために、「災害時こころのケア活動ハンドブック」を関係機関に配布し、有効な活用を図るとともに、支援者向けの研修会等を開催する。

3 応急救護所の設置

応急救護所は町内の医療機関等を使用することとするが、全町的な大災害の場合は、他の公共施設等を使用するものとする。

応急救護所として指定する施設

施設名	所在地	電話番号	収容人員
比布中央学校（前期課程）	比布町寿町4丁目1番1号	85-2269	700
比布中央学校（後期課程）	比布町寿町4丁目1番1号	85-2145	600
比布町体育館・農村環境改善センター	比布町南町3丁目3番1号	85-2513	1,500

4 災害拠点病院

- (1) 道の要請に基づき救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）を派遣し、医療救護活動を行う。
- (2) 被災患者を収容するとともに、医薬品・医療材料等の応急用資材の貸出等により地域の医療機関を支援する。

5 協力機関等

- (1) 独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所
独立行政法人国立病院機構各病院の救護班の連絡調整並びに派遣及び医療救護活動を行う。
- (2) 独立行政法人労働者健康福祉機構
道の要請に基づき、所属医療機関の救護班を派遣し、医療救護活動を行う。
- (3) 日本赤十字社北海道支部

道の要請に基づき、赤十字病院の救護班を派遣し医療救護活動を行う。

(4) その他の公的医療機関の開設者

医療法（昭和23年法律第205号）第31条の規定による公的医療機関の開設者（上記(3)を除く。）は、道の要請に基づき、所属医療機関の救護班を派遣し、医療救護活動を行う。

(5) 北海道医師会

道の要請に基づき、救護班を派遣し、医療救護活動を行う。

なお、救護班の業務内容は、第1の4に掲げるもののほか、「災害時の医療救護活動に関する協定書」の定めるところによる。

(6) 北海道歯科医師会

道の要請に基づき、救護班を派遣し、歯科医療救護活動を行う。

なお、救護班の業務内容は、「災害時の歯科医療救護活動に関する協定書」の定めるところによる。

(7) 北海道薬剤師会

道の要請に基づき、救護班を派遣し、医療救護活動を行う。

なお、救護班の業務内容は、「災害時の医療救護活動に関する協定書」の定めるところによる。

(8) 北海道看護協会

道の要請に基づき、看護職を派遣し、看護職医療救護活動を行う。

なお、看護職の業務内容は、「災害時の看護職医療救護活動に関する協定書」の定めるところによる。

第3 輸送体制の確保

1 救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）

救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の移動手段については、それぞれの機関等で行うものとするが、道路の損壊などにより移動が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道等が所有するヘリコプター等により行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

2 重症患者等

重症患者等の医療機関への搬送は、原則として大雪消防組比布消防署が実施する。

ただし、大雪消防組比布消防署の救急車両が確保できないときは、町、道又は救護班が確保した車両により搬送する。道路の損壊などにより搬送が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道等が所有するヘリコプター等により行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

第4 医薬品等の確保

町は、医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材、暖房用燃料等については、備蓄医薬品等の活用又は町内薬局等からの調達により確保する。ただし、医薬品等の不足が生じたときは、道又は関係機関にその確保について要請する。

第5 広域的な医療救護活動の調整

道は、必要に応じ、他県等に対して医療救護活動の応援を要請するとともに、他県等の医

療救護班及び医療ボランティア等の受入れに係る調整を行う。

第6 臨時の医療施設に関する特例

町及び道は、著しく異常かつ激甚な非常災害により臨時の医療施設が著しく不足し、被災者の対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして、当該災害が政令で指定されたときは、臨時の医療施設の設置について病床等に関する医療法の規定の適用除外措置があることに留意する。

第7 医療救護活動実施の記録

医療救護活動を実施したときは、次によりその状況を記録しておくものとする。

- (1) 救護班活動状況（別記第24号様式）
- (2) 病院診療所医療実施状況（別記第25号様式）
- (3) 助産台帳（別記第26号様式）
- (4) 医薬品及び衛生材料等物資受払状況（救助種目別物資受払簿）（別記第15号様式）

資料編〔様式〕	・救助種目別物資受払簿（別記第15号様式）
資料編〔様式〕	・救護班活動状況（別記第24号様式）
資料編〔様式〕	・病院診療所医療実施状況（別記第25号様式）
資料編〔様式〕	・助産台帳（別記第26号様式）

第11節 防疫計画

災害時における被災地の防疫については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

町及び道は、被災地域及び被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して対策方針を定め、防疫体制の具体的な確立を図る。

1 比布町

- (1) 防疫は保健福祉部が担当し、防疫活動を迅速かつ的確に実施する。
- (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号以下、「感染症法」という。）に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を知事の指示に従い実施する。
- (3) 上川総合振興局保健環境部の指導の下、避難所等において住民に対する保健指導等を実施する。

2 北海道

- (1) 感染症の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要と認めるときは、感染症法に基づく防疫措置を実施する。
- (2) 町が実施する防疫に関する業務を指導、支援し、かつ、その総合調整を行う。

第2 防疫の実施組織

災害防疫実施のための各種作業実施組織として、町長及び知事は、次の班等を編成しておくものとする。

1 検病調査班の編成

- (1) 知事は、検病調査等のため検病調査班を編成するものとする。
- (2) 検病調査班は、医師1名、保健師（又は看護師）1名、その他職員1名をもって編成するものとする。

ただし、知事は検病調査班の稼働能力を考慮し、緊急度に応じ必要と認められるときは、保健師（又は看護師）1名、その他の職員1名等をもって編成する複数の班を医師が統括することができるものとする。

2 防疫班の編成

- (1) 町長は、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の実施のための防疫班を編成するものとする。
- (2) 防疫班は、おおむね衛生技術者1名、事務職員1名、作業員2～3名をもって編成するものとする。

第3 感染症の予防

- 1 知事は、感染症予防上必要があると認めるときは、町における災害の規模、態様に応じ、その範囲、期間を定めて次の事項について指示及び命令を行うものとする。

- (1) 消毒方法の施行に関する指示（感染症法第 27 条第 2 項）
- (2) ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示（感染症法第 28 条第 2 項）
- (3) 生活の用に供される水の使用制限等に関する指示（感染症法第 31 条第 2 項）
- (4) 物件に係る措置に関する指示（感染症法第 29 条第 2 項）
- (5) 公共の場所の清潔方法に関する指示
- (6) 臨時予防接種に関する指示（予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 6 条及び第 9 条）

2 検病調査及び保健指導等

検病調査班は、次の要領により検病調査及び保健指導等を実施するものとする。

- (1) 検病調査は、滞水地域においては通常 2 日に 1 回以上、集団避難所においては、町等と連携し、少なくとも 1 日 1 回以上行うこと。
- (2) 町内の衛生組織、その他関係機関の協力を得て防疫情報の早期把握に努めること。
- (3) 検病調査の結果、必要があるときは、当該者に対し医療機関受診指導等の保健指導を実施すること。

3 予防接種

知事は感染症予防上必要なときは、対象者の範囲及び期日を指定して予防接種を実施し、又は町長に実施させるものとする。

4 清潔方法

家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施するものとし、知事は必要に応じ、町長に道路溝渠、公園等の公共の場所を中心に実施させるものとする。

(1) ごみ

収集したごみ、汚染その他の汚物は焼却、埋立等衛生的に処分させる。この場合の取扱いとは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下、「廃棄物法」という。）に規定するところによる。

(2) し尿

し尿は、できる限りし尿処理施設又は下水道終末処理施設を利用させる等の方法により不衛生にならないよう処分する。

5 消毒方法

町長は、感染症法第 27 条第 2 項の規定に基づく知事の指示のあったときは、感染症法施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号）第 14 条及び平成 16 年 1 月 30 日付け健感発第 0130001 号「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」の規定に基づき薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施するものとする。

6 ねずみ族、昆虫等の駆除

町長は、感染症法第 28 条第 2 項の規定に基づく知事の命令があったときは、感染症法施行規則第 15 条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施するものとする。

7 生活用水の供給

町長は、感染症法第 31 条第 2 項の規定による知事の指示があったときは、その期間中継続して容器により搬送、ろ水機によりろ過給水等実情に応じ、特に配水器具等は衛生的に処

理して実施するものとする。なお、供給量は1日1人当たり約20リットルとすることが望ましい。

8 一般飲用井戸等の管理等

飲用水に飲用井戸等を利用している場合において、町長は、当該井戸等の設置者等に対し、北海道飲用井戸等衛生対策要領に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について十分指導徹底するものとする。

第4 患者等に対する措置

知事は、感染症法に規定する一類～三類感染症が発生した場合、又は四類感染症等の発生动向に通常と異なる傾向が認められる場合等必要があるときは、速やかに感染症法に基づく調査その他の防疫措置を実施するものとする。

第5 避難所等の防疫指導

町長は、避難所等の応急施設については、次により防疫指導等を実施するものとする。

1 健康調査等

避難所等の管理者、町内の衛生管理組織等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

2 清潔方法、消毒方法等の実施

上川総合振興局保健環境部等の指導の下、避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。また、必要があるときは、消毒薬等により便所、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

3 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもってあて、できるだけ専従するものとする。

また、配膳時の衛生保持及び残廃物、じん芥等の衛生的処理についても十分指導徹底させるものとする。

4 飲料水等の管理

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底させるものとする。

第6 家畜防疫

1 実施責任者

被災地の家畜防疫は知事が行うものとする。

2 実施の方法

家畜保健衛生所長は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づき、家畜防疫上必要があると認めたときは、家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止のため、被災地域の立入検査・消毒等、防疫体制の整備等を行う。

第12節 災害警備計画

住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために、警察が実施する警戒、警備については、本計画の定めるところによる。

第1 災害に関する警察の任務

警察は、関係機関との緊密な連携の下に災害警備諸対策を推進するほか、風水害等各種災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、早期に警備体制を確立して、災害情報の収集及び住民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域における社会秩序の維持にあたることを任務とする。

第2 災害警備体制の確立

風水害等各種災害が発生した場合、その災害の規模、態様に応じて、別に定めるところにより災害警備本部を設置する。

第3 応急対策の実施

1 町への通報

(1) 警察官は、基本法第54条第1項の規定に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した旨の通報を受けた場合は、速やかに町長に通報するものとする。

2 事前措置に関する事項

(1) 町長が行う警察官の出動要請

町長が基本法第58条の規定に基づき、警察官の出動を求める等、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、又は求める場合は、警察署長を経て北海道警察本部長に対して行うものとする。

(2) 町長の要請により行う事前措置

警察署長は、町長からの要請により基本法第59条の規定に基づき事前措置について指示を行ったときは、直ちにその旨を町長に通知するものとする。この場合において、町長は、当該措置の事後処理を行うものとする。

3 災害時における災害情報の収集に関する事項

警察署長は、災害警備活動に必要な情報を収集するとともに、収集した情報を町長及び防災関係機関と共有する。

4 災害時における広報に関する事項

警察署長は、地域住民に対して警備措置上必要と認められる場合は、災害の種別、規模及び態様に応じ、避難措置、犯罪の予防、交通の規制その他の警察活動について広報を行うものとする。

5 避難に関する事項

(1) 警察官が基本法第61条又は警察官職務執行法第4条により、避難のための立退きの警告又は指示を行った場合は、町長に連絡するものとする。

- (2) 警察官が基本法第61条又は警察官職務執行法第4条により、避難のための立退きの警告又は指示を行う場合は、「第5章 第4節 避難対策計画」に定める避難先を示すものとする。ただし、災害の規模、現場の状況等により本計画により難しい場合は、適宜の措置を講ずるものとする。この場合において、警察署長は、速やかに町長に対して通知するものとし、当該避難先の借上げ、給食等は、町長が行うものとする。
- (3) 避難の誘導にあたっては、町、大雪消防組合比布消防署等と協力し、安全な経路を選定して誘導するものとする。また、被災した地域に対しては無人化した住宅街、商店街等においてパトロールを行い、犯罪の予防及び取締り等にあたる。

6 救助に関する事項

警察署長は、町長に協力して被災者の救出、負傷者及び疾病にかかった者の応急的救護並びに遺体の検分に努めるとともに、状況に応じて町長の行う災害応急活動に協力するものとする。

7 応急措置に関する事項

- (1) 警察署長は、警察官が基本法第63条第2項に基づき警戒区域の設定を行った場合は、直ちに町長に通知するものとする。この場合において、町長は、当該措置の事後処理を行うものとする。
- (2) 警察署長は、警察官が基本法第64条第7項及び同法第65条第2項の規定に基づき応急公用負担（人的及び物的公用負担）を行った場合は、直ちに町長に通知するものとする。この場合において、町長は、当該措置による損失補償等の事後処理を行うものとする。

8 災害時における通信計画に関する事項

- (1) 警察署長は、現有通信施設及び設備の適切な運用により、災害時における通信連絡の確保を図るものとする。
- (2) 警察署長は、災害が発生し、孤立が予想される地域その他必要と認められる地域に対しては、移動無線局、携帯無線機等の必要な通信施設又は資材の活用について計画し、その運用については、町長と協議をするものとする。

第13節 交通応急対策計画

災害時における道路及び航空交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保については、本計画の定めるところによる。

第1 交通応急対策の実施

1 比布町（大雪消防組合比布消防署）

(1) 町が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にして交通の確保に努める。

また、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

(2) 消防職員は、警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

(3) 消防職員は、上記(2)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

2 北海道公安委員会（北海道警察）

(1) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、道路（高速道路を含む。）における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるとき、また、災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。

(2) 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

(3) 上記(2)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

3 東京航空局道内各空港事務所

(1) 航空機に対し、運航に影響を与える災害情報を提供するとともに、空港基本施設及び保安施設の損壊等により航空機の運航に危険がある場合には、必要に応じ空港の使用を禁止又は制限するほか、飛行計画、飛行経路等の調整を行う。

(2) 緊急輸送に従事する航空機の運航を優先する。

4 北海道開発局

国道及び高速道路（直轄区間）の路線に係る道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、交通の確保を図る。

5 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社が管理している道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止、又は制限し、交通の確保を図る。

6 北海道

- (1) 道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険箇所等を把握するとともに、障害物の除去に努めるものとする。
- (2) 交通の危険を防止するため、必要と認めるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしながら、交通の確保に努める。
- (3) 道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとするとともに、ガソリン等について、町長等の要請に基づきあっせん及び調達を行うものとする。

7 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長、警察官等がその場にはいない時に次の措置をとることができる。

- (1) 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置を実施すること。
- (2) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去を命ずること。
- (3) 現場の被災工作物等の除去等を実施すること。

8 一般社団法人北海道警備業協会

社団法人北海道警備業協会及び支部は、災害時における交通誘導業務及び避難所の警備について「災害時における交通誘導業務等に関する協定」等により関係機関の支援を行う。

第2 道路の交通規制

1 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び北海道公安委員会(北海道警察)は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

- (1) 損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間
- (2) 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点
- (3) 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

2 交通規制の実施

道路管理者及び北海道公安委員会は、次の方法により交通規制を実施するものとする。

- (1) 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。

- (2) 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

3 関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通して広報の徹底を図る。

第3 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

1 通知

北海道公安委員会は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、あらかじめ当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。

なお、緊急を要し、あらかじめ通知できない場合は、事後、直ちに通知する。

2 緊急通行車両の確認手続

- (1) 知事（上川総合振興局長）又は北海道公安委員会は、車両の使用者等の申出により当該車両が、応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行うものとする。

(2) 確認場所

緊急通行車両の確認は、道（上川総合振興局）又は警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

(3) 証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると確認したものについては、各車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」、「標章」（資料15・16）を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

(4) 緊急通行車両

ア 緊急通行車両は、基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で次の事項について行うものとする。

(ア) 特別警報・警報の発令及び伝達並びに避難の指示に関する事項

(イ) 消防、水防その他の応急措置に関する事項

(ロ) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項

(ハ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

(ニ) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項

(ホ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項

(ヘ) 犯罪の予防、交通の規制その他被災地における社会秩序の維持に関する事項

(ト) 緊急輸送の確保に関する事項

(チ) その他災害の発生への防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

イ 指定行政機関等が保有若しくは指定行政機関等との契約等により、常時指定行政機関等の活動のため専用で使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

(5) 事前届出制度の普及等

町、道及び地方行政機関は発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう、輸送協定を締結した事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度の周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

3 通行禁止又は制限から除外する車両

北海道公安委員会は、業務の性質上、住民の日常生活に欠くことのできない車両若しくは公益上又は社会生活上通行させることがやむを得ないと認められる車両等については、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない限り、規制対象除外車両として通行を認める。

(1) 確認手続

ア 使用者等の申出

北海道公安委員会は、車両の使用者等の申出により、当該車両が規制対象除外車両であることの確認を行うものとする。

イ 確認場所

規制対象除外車両の確認は、警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

ウ 証明書及び標章の交付

規制対象除外車両であると確認したものについては、各車両ごとに「規制対象除外車両通行証明書」及び「緊急通行車両標章」（資料15・16）を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

(2) 規制対象除外車両等

ア 傷病者の救護又は医師の緊急患者の診断、治療のため現に使用中の車両

イ 報道機関の緊急取材のために使用中の車両

ウ 他の都府県公安委員会又は知事の標章及び証明書の交付を受け、緊急輸送のため現に使用中の車両

エ 次に掲げる車両のうち規制対象除外車両として、標章の交付を受け、かつ、当該目的のため使用中の車両

(ア) 道路維持作業用自動車

(イ) 通学通園バス

(ウ) 郵便物の収集又は配達のため使用する車両

(エ) 電報の配達のため使用する車両

(オ) 廃棄物の収集に使用する車両

(カ) 伝染病患者の収容又は予防のため使用する車両

(キ) その他公益上又は社会生活上、特に通行させる必要があると認められる車両

第4 緊急輸送道路ネットワーク計画

地震をはじめとする災害発生時においては、緊急輸送を円滑かつ確実に実施できる道路が必要であり、それらの道路については耐震性が確保されているとともに、ネットワークとして機能することが重要である。

このため、北海道開発局、北海道、東日本高速道路㈱北海道支社等の道路管理者と北海道警察等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な道路（以下、この節より「緊急輸送道路」という。）を定め、緊急輸

送道路のネットワーク化を図る北海道緊急輸送道路ネットワーク計画を策定している。

各道路管理者は、この計画に基づき緊急輸送道路の整備を計画的に推進することとしている。
北海道緊急輸送道路ネットワーク計画の概要は次のとおりである。

1 計画内容

(1) 対象地域

道内全域

(2) 対象道路

既設道路及びおおむね平成 27 年度までに供用予定の道路を基本としながら、必要に応じて緊急河川敷道路、臨港道路等を含めている。

2 緊急輸送道路の区分及び指定

道では、災害時に輸送路を確定するため、第1次輸送確保路線（広域的な輸送に必要な主要幹線道路）、第2次輸送確保道路（市町村役場等の主要な拠点と接続する幹線道路）及び第3次緊急輸送道路を指定している。

本町においては、次の路線が緊急輸送道路となっているため、災害時において優先的に早期復旧が図られることとなる。（資料 17）

(1) 町内の輸送確保路線

- | | |
|----------|---------------|
| ・比布中央学校前 | 8号道路（甲線） |
| ・比布消防署前 | 北2線道路 |
| ・役場庁舎前 | 7号道路 道道比布停車場線 |
| ・くるみ保育園前 | 南4丁目道路 |
| ・多目的広場前 | 百年道路 |

3 町の対応

町は、災害時の応急対策活動を円滑に行うため、町内の防災活動拠点（役場庁舎、自衛隊指定のヘリポート）、防災備蓄拠点を有機的に結ぶ道路網を主体とした安全性、信頼性の高い緊急輸送ネットワーク整備を推進する。

また、災害時における円滑な避難、救急、消火活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から、旭川中央警察署と連携のもと、「第5章 第25節 障害物除去計画」により、該当する緊急輸送道路の障害物等の除去を早急に行い、適切な幅員の確保に努める。

資料編〔通信・輸送〕	・緊急通行車両確認証明書（資料 15）
資料編〔通信・輸送〕	・緊急通行車両標章（資料 16）

第14節 輸送計画

災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下、この節より「災害時輸送」という。）を迅速かつ確実にを行うために必要な措置事項については、本計画の定めるところによる。なお、町は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。その際、町は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

第1 実施責任

1 比布町

災害時輸送は、町長が防災関係機関の協力を得て行うものとする。

2 北海道運輸局

鉄道、軌道及び自動車輸送並びに海上又は港湾運送の調整及び確保を図る。

3 北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社北海道支社

鉄道又はこれに関連する自動車による輸送を実施する。

4 東京航空局道内各空港事務所

航空機の運搬方法、時期などの調整を行い、安全な航空輸送の確保を図る。

5 日本通運株式会社札幌支店

自動車による輸送を実施する。

6 北海道

災害の救助その他公共の福祉を維持するため必要があるときは、運輸局、空港事務所又は第一管区海上保安本部に輸送の措置を要請する。

7 北海道バス協会、北海道トラック協会、運送事業者等

北海道運輸局長からの要請又は災害事態が急迫し、北海道運輸局長からの輸送の措置を待ついとまのない場合において、知事から要請のあったとき、緊急輸送を実施する。

第2 輸送の方法

災害時輸送は、災害応急対策実施責任機関が保有する車両、船艇、航空機等を使用し、又は他の災害応急対策実施責任機関の協力を得て実施する。

1 比布町

(1) 車両等による輸送

災害時輸送は、一次的には公用車を使用するが、被災地までの距離、被害の状況等により公用車では不足する場合若しくは他機関の所有する輸送施設等を活用した方が効率的である場合は、他の機関に応援を要請、又は「災害時における応急復旧・物資供給等の協力に関する協定」（資料29）による民間の車両の借上げを行うなど輸送に支障のないよう

に行うものとする。

(2) 人力輸送

災害の状況により車両による輸送が不可能となったときは、民間等の協力による人力輸送を行うものとする。

(3) 空中輸送

陸上輸送のすべてが不可能な事態が生じた場合、又は山間へき地などで緊急輸送の必要がある場合は、「第5章 第8節 ヘリコプター等活用計画」及び「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に定めるところにより、航空機等を利用した輸送を行うものとする。

2 北海道運輸局

災害応急対策実施責任者からの要請があった場合において、災害の救助その他公共の福祉を維持するため必要があり、かつ、その輸送を実施する者がいない場合、又は著しく不足する場合は、自動車運送事業者に対し、輸送を命じる等必要な措置を講ずる。

3 北海道

知事は、災害の救助その他の公共の福祉を維持するため必要があると認めるときは、北海道運輸局及び道内各空港事務所に対し、輸送の措置及び第一管区海上保安本部に輸送を要請する。

その他特別な理由がある場合は、鉄道事業者、自動車運送事業者、港湾運送事業者又は海運送事業者に対し、輸送を命じるための必要な措置を講ずる。

4 運送事業者等

鉄道事業者及び自動車運送事業者は、天災事変その他やむを得ない理由により運送に着手し、又はこれを継続することができない場合を除き、災害応急対策実施責任者の輸送に協力するものとする。

第3 輸送費用の支払

災害時輸送に要する経費の負担関係については、原則として次によるものとする。

1 国の機関が保有する輸送手段を用いて行う災害時の輸送

国の機関が行う災害時輸送に要する費用については、当該国の機関が負担する。

2 要請により運送事業者が行う災害時輸送

輸送計画に基づき、知事からの要請により運送事業者が行う災害時輸送に要する経費については、当該災害時輸送を要請した知事が支払うものとする。

なお、道路運送法等の法令に基づく運送命令等による損失補償については、各法令の定めるところによる。

3 実施状況の記録

緊急輸送を実施した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。

- (1) 輸送記録簿 (別記第17号様式)
- (2) 輸送関係物資受払簿 (救助種目別物資受払簿) (別記第15号様式)

資料編〔条例・協定等〕	・災害時における応急復旧・物資供給等の協力に関する協定 (資料29)
資料編〔様式〕	・救助種目別物資受払簿 (別記第15号様式)
資料編〔様式〕	・輸送記録簿 (別記第17号様式)

第15節 食料供給計画

災害による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料供給については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

1 比布町

被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達、配給及び給付対策を実施する。

2 農林水産省北海道農政事務所

農林水産省が調達及び供給した応急食料等の供給状況に係る確認等を実施する。

3 北海道

必要に応じて、食料の調達・供給の決定と調整を図る。

第2 食料の供給

1 主要食料

(1) 比布町

被災者及び災害応急対策従事者に対して、炊き出し等の給食に米穀を必要とする場合は、町内業者及び「災害時における応急復旧・物資供給等の協力に関する協定」（資料 29）締結業者等から調達するものとするが、必要量が確保できないときは、上川総合振興局長を通じて知事に要請する。

(2) 農林水産省北海道農政事務所

北海道及び被災市町村と十分連絡を取りつつ、応急用食料等の需給状況に関する情報収集を行うとともに、農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等を行う。

(3) 北海道

知事は、町から要請があったときは、食料を調達し、町に供給するとともに、供給すべき食料が不足するときは、政府対策本部（内閣府）に対し、食料の調達を要請する。

また、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまのないと認められるときは、その要求を待たず食料を確保し輸送する。その際には、被災地域に過不足なく食料が供給されるよう十分な配慮を行う。

なお、米穀については必要に応じ、別記「災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例」により、農林水産省政策統括官と協議の上、政府米を応急用米穀として確保し、町に供給するとともに、その受領方法について指示する。

2 副食及び調味料

副食、調味料その他主食以外の食料は、原則として町が直接、町内業者及び「災害時における応急復旧・物資供給等の協力に関する協定」締結業者（資料 29）等から調達するものとするが、調達が不可能なとき、又は必要量が確保できないときは、上川総合振興局長を通じて知事にあつせんを依頼するものとする。

なお、道は副食及び調味料を取り扱う業者等と迅速に調達できるよう、事前に連絡調整を行う。

第3 食料の供給対象者及び需要の把握等

1 供給対象者

食料の供給対象者は、次のとおりである。

- (1) 避難指示等に基づき避難場所に収容された者
- (2) 住家が被害を受け、炊事が不可能な者
- (3) 旅行者、町内通過者などで、他に食料を得る手段のない者
- (4) 施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者
- (5) 災害応急活動従事者

2 需要の把握

- (1) 被災者等に対する食料の需要は、保健福祉部が把握、調達を行う。

なお、特に要配慮者に配慮して需要を把握することに努める。

- (2) 災害応急活動従事者に対する食料の需要は、各部各班が把握し、総務企画部がとりまとめて調達を行う。

3 食料の配給

被災者に対する食料の配給は、必要に応じ他の部の応援を受け、保健福祉部が次のとおり行うものとする。

- (1) 配給は、原則として避難所において行う。
- (2) やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しては、最寄りの避難所において配給する。
- (3) 被災者に対する配給は、行政区長、自主防災組織等の協力を得て、公平かつ円滑に実施できるよう配慮する。

4 炊き出し計画

- (1) 現場責任者

炊き出しを実施する場合、保健福祉部長は、当該部員の中から現場の責任者を指定し、指揮監督にあたらせるものとする。

- (2) 炊き出しの方法

炊き出しは、日本赤十字社北海道支部、比布町日赤奉仕団、ボランティア団体等の協力を得て、給食施設を有する事業所等を利用して行うものとする。

なお、町において直接炊き出しすることが困難で、町内の弁当業者等に発注することが実情に即すると認められるときは、当該業者等を利用するものとする。

また、必要がある場合は、上川総合振興局長に対して自衛隊の派遣要請を依頼するものとする。

- (3) 炊き出し給与状況の記録

炊き出しを実施した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。

ア 炊き出し給与状況（別記第18号様式）

イ 炊き出し等による食品給与物品受払簿（救助種目別物資受払簿）（別記第15号様式）

第4 食料輸送計画

食料の輸送にあたって、車両等の輸送施設及び民間等の協力を必要とする場合は、「第5章 第14節 輸送計画」及び「第5章 第32節 労務供給計画」により措置するものとする。

第5 食料の備蓄

町は、災害時の初期応急対策に対応できる一定の食料を備蓄するものとする。

資料編〔条例・協定等〕	・災害時における応急復旧・物資供給等の協力に関する協定（資料29）
資料編〔様式〕	・救助種目別物資受払簿（別記第15号様式）
資料編〔様式〕	・炊き出し給与状況（別記第18号様式）

（参考）

災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例（「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」
妙）

1 災害救助用米穀の引渡し体制整備

(1) 農林水産省農産局長は、次に掲げる法律が発動された場合に、被災地等を管轄する知事又は市町村長からの政府所有米穀の緊急の引渡し要請を踏まえ対応する。

ア 災害救助法（昭和22年法律第118号）が発動され、救助を行う場合

イ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が発動され、救助を行う場合

(2) (1)の具体的な内容は、次のとおりとする。

ア 局長が、知事又は市町村長の要請に応じて引渡しする米穀（以下、「災害救助用米穀」という。）は、国内産米穀とする。

イ 知事は災害救助用米穀を局長から全量買い受ける。

ウ イの米穀を販売する価格は、原則として法律が発動される直前の受託事業体に指示した予定価格等を基準に決定する。

エ 代金の納付期間は、次のとおりとし、担保及び金利を徴しない。

(ア) (1)のアの場合は、30日以内（次に掲げる要件をすべて満たす場合は、3か月以内。）であって、局長と知事が協議して決定した期間とする。

a 大規模な災害が発生し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと。

b 自衛隊の派遣が行われていること。

c 知事から30日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、局長がやむを得ないと認めること。

(イ) (1)のイの場合は、3か月以内であって局長と知事が協議し決定した期間とする。

2 災害救助用米穀の引渡し方法

局長は、知事からの要請に応じて災害救助用米穀を知事に販売するときは、以下により販売手続きを行う。

(1) 局長は、災害救助用米穀を知事又は市町村長の要請に応じて、引渡す時は、知事と売買契約書により契約を締結する。

- (2) 局長は、契約の締結を受けて受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引渡すよう指示する。

第16節 給水計画

災害発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない者に対する生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

1 比布町

給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確認するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

(1) 個人備蓄の推進

飲料水をはじめとする生活用水を3日間分程度、個人において準備しておくよう、住民に広報していくものとする。

(2) 緊急貯水槽の整備

災害時の生活用水の水源として、緊急貯水槽の整備の促進に努めるものとする。

(3) 給水資機材の確保

災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ、給水車（給水タンク車・散水車・消防タンク車等）を調達して、給水にあたるものとする。

2 北海道

町の水道施設等が被災し広範囲にわたって断水となったときは、自衛隊その他関係機関の応援を得て応急給水についての調整を図るとともに、復旧資機材の調達の調整、給水開始の指導を行う。

第2 給水の実施

1 給水の方法

(1) 輸送による給水

被災地の近隣地域に適当な補給水源がある場合は、給水車（給水タンク車・散水車・消防タンク車等）により補給水源から取水し、被災地域内へ輸送の上、住民に給水するものとする。

この場合、散水車、消防タンク車等の使用にあたっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行う。

(2) 応急給水栓の設置による給水

給配水管施設に災害が少なく、応急給水栓の設置による給水が適当と判断された場合は、適宜設置し、給水するものとする。

(3) 浄水装置による給水

輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置その他必要な資機材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給するものとする。

(4) 受水槽設置者等の利用協力

災害時における飲料水の供給源として、町内の受水槽設置者及び井戸水の保有者に利用協力を要請するものとする。なお、井戸水については、飲料水としての適否について事前に水質検査を行うものとする。

2 給水量

1人1日あたりの給水量は、おおむね3リットルとする。

3 応援の要請

町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は道へ飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請するものとする。

なお、知事は、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず町に対する応急給水について必要な措置を講ずる。

4 給水の記録

給水を実施した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。

- (1) 飲料水の供給簿（別記第19号様式）
- (2) 給水関係物資受払状況（救助種目別物資受払簿）（別記第15号様式）

資料編〔様式〕	・救助種目別物資受払簿（別記第15号様式）
資料編〔様式〕	・飲料水の供給簿（別記第19号様式）

第17節 衣料・生活必需物資供給計画

災害時における被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の給与並びに物資の供給については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

1 比布町

救助法を適用した場合の被災者に対し衣類・生活必需物資の給与又は貸与は、知事が実施する。ただし、救助法第13条第1項の規定により委任された場合は、町長が行う。

なお、救助法が適用されない場合の被災者に対する衣類・生活必需物資の供給は、町長が行うものとする。

(1) 物資の調達、輸送

ア 地域内で調達できる生活必需物資の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。

イ 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。

ウ 生活必需物資を取り扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておく等、迅速に調達できる方法を定めることとする。

2 北海道

知事は、災害時における災害救助用物資について、町長の要請に基づき、あっせん及び調達を行う。

なお、町における物資が不足し、災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず物資を確保し輸送する。

また、災害時に備え、生活必需物資を取り扱う業者等と迅速に調達できるよう事前に連絡調整を行う。

町に物資を配分速達するときは、配分計画表を作成し、この計画表に基づいて給与又は貸与するよう指導する。

(1) 要配慮者に配慮した物資の備蓄

社会福祉施設に対し、要配慮者に配慮した物資の備蓄を促進するよう啓発を行う。

ア 生活物資は、必需品を中心に品目を選定する。

イ 被災施設への応援、地域での支援活動を考慮して確保する。

3 指定地方行政機関

法令等の定めるところにより、被災者への物資供給を図る。

経済産業省が救援物資の供給・確保を緊急に行う必要が生じた場合は、町等と十分連絡をとりつつ被災地の物資調達状況を、供給・確保後はその到着状況等について確認する。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

法令等の定めるところにより、被災者への物資供給を実施する。

第2 物資供給の要領

被災者の生活を確保するため、災害応急対策として実施する物資供給の範囲は、おおむね次のとおりとする。

なお、給与又は貸与する物資は、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮しながら行う。

- (1) 寝具（毛布、布団、タオルケット等）
- (2) 外衣（洋服、作業衣、子供服等）
- (3) 肌着（シャツ、パンツ等）
- (4) 身の回り品（タオル、手拭き、靴下、傘等）
- (5) 炊事道具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）
- (6) 食器（茶碗、皿、箸等）
- (7) 日用品（石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉等）
- (8) 光熱材料（マッチ、ロウソク等）

第3 実施の方法

町長は、災害により日常生活に必要な衣料、生活必需物資等を失った者に対し、被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのご程度の衣料、生活必需物資等を支給又は貸与するものとする。なお、支給等に際しては、要配慮者に優先的に配分するなどの配慮をする。

第4 生活必需物資の確保

1 調達方法

世帯構成員別被害状況を把握した上で物資購入（配分）計画表を作成し、これに基づき必要数量を次により調達するものとする。

- (1) 生活必需物資の調達は、町内業者及び「災害時における応急復旧・物資供給等の協力に関する協定」（資料29）締結業者等から調達するものとする。
- (2) 日本赤十字社北海道支部が被災者の救助用物資として備蓄している毛布及び日用品セットについて、必要に応じ提供を要請するものとする。
- (3) その他必要とする生活必需物資の調達が困難な場合には、近隣市町村又は北海道に要請し、調達するものとする。
- (4) 調達までの時間等を考慮して、応急的に対応できるだけの一定数量を町で備蓄保管するものとする。

2 給与又は貸与の方法

町長は、調達物資の受払状況を明確にし、給与又は貸与については、物資購入の際作成する物資購入（配分）計画表に基づき、行政区長、自主防災組織等の協力を得ながら、迅速かつ的確に行うものとする。

3 要配慮者への配慮

生活必需物資の供給に際しては、紙おむつ、介護用品、スプーン、哺乳びん等の確保に努め、要配慮者に優先的に配分するなどの配慮を行う。

4 給与又は貸与に係る実施状況の記録

物資の給与又は貸与を実施した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。

- (1) 世帯構成員別被害状況（別記第20号様式）
- (2) 物資購入（配分）計画表（別記第21号様式）
- (3) 物資の給与状況（別記第22号様式）
- (4) 物資給与及び受領簿（別記第23号様式）
- (5) 衣料・生活必需物資等受払簿（救助種目別物資受払簿）（別記第15号様式）

5 費用の限度及び期間

救助法の基準によるものとする。

第5 日本赤十字社北海道支部における災害救助物資の備蓄

1 被災者の救助用物資として備蓄しているものは次のとおりである。

- (1) 毛布
- (2) 緊急セット
- (3) 拠点用日用品セット
- (4) 安眠セット

2 救助物資の緊急輸送を円滑に行うため、別に定める「赤十字災害救助物資備蓄要綱」及び「拠点における赤十字災害救援物資備蓄要綱」によりあらかじめ地区に備蓄するものとする。

資料編〔条例・協定等〕	・災害時における応急復旧・物資供給等の協力に関する協定（資料29）
資料編〔様式〕	・救助種目別物資受払簿（別記第15号様式）
資料編〔様式〕	・世帯構成員別被害状況（別記第20号様式）
資料編〔様式〕	・物資購入（配分）計画表（別記第21号様式）
資料編〔様式〕	・物資の給与状況（別記第22号様式）
資料編〔様式〕	・物資給与及び受領簿（別記第23号様式）

第18節 石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料（LPGを含む）の供給については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

1 比布町

町長は、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設における暖房用燃料の確保に努めるものとする。

ア 地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。

イ 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。

ウ 地域の卸売組合、協同組合、主要業者と事前に協定を締結しておく等、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定めることとする。

エ LPGについては、北海道エルピーガス災害対策協議会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。

2 北海道

知事は、道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、災害時における石油類燃料について、町の要請に基づきあっせん及び調達を行うものとする。

また、町の要請に備え、北海道石油業協同組合連合会と迅速に調達できるよう連絡調整を行うとともに、石油の備蓄の確保に関する法律の規定に基づく経済産業大臣からの勧告がなされた場合、石油連盟に対し、道が指定する重要施設への円滑な供給が行われるよう要請を行う。

第2 石油類燃料の確保

1 災害応急対策実施責任者は、石油類燃料の確保を図るものとし、卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請し、又はあっせんを求めるものとする。

2 知事は、石油類燃料の確保を図るため、卸売組合、協同組合、主要業者に対し、物資確保のための協力要請又はあっせん依頼を行う。

また、北海道石油業協同組合連合会との協定に基づき、石油類燃料の安定供給体制の確立を図る。

第19節 電力施設災害応急計画

災害時の電力供給のための応急対策については、本計画の定めるところによる。

第1 電力施設の状況

- 1 本町に該当する北海道電力株式会社の施設は、次のとおりである。
 - (1) 水力発電設備
 - (2) 火力発電設備
 - (3) 原子力発電設備
 - (4) 変電設備
 - (5) 送電設備
 - (6) 配電設備
 - (7) 通信設備
- 2 電源開発株式会社東日本支店北海道事務所の施設は、次のとおりである。
 - (1) 水力発電設備
 - (2) 送変電設備
 - (3) 通信設備

第2 電力供給区域

北海道電力株式会社の供給区域は、北海道一円である。

第3 応急対策

電力施設を防護し、被災地に対する電力供給を確保するため、北海道電力株式会社及び電源開発株式会社は、それぞれ次の対策を講ずるものとする。

1 北海道電力株式会社

電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって次の対策を講ずるものとする。

- (1) 活動態勢
発令基準に従い準備態勢、警戒態勢及び非常態勢を発令し、体制を整備するものとする。
- (2) 情報収集・提供
所定の系統に従い、社内外の情報を収集し、復旧対策を樹立するとともに、停電、復旧見込みなどの状況について、町及び道に連絡するものとする。
- (3) 通信確保
本部（本店）、支部（支店及び重要発電所）相互間の主要通信回線に対しては、迂回ルート構成を考慮するとともに、通信機器用予備電源の正常運転に十分な注意を払い、通信の確保を図るものとする。
なお、災害地域の現業機関には、臨時電話の仮設などを考慮する。
- (4) 広報
災害による停電及び使用制限にあたっては、停電状況及び復旧見込等を直接又は報道機

関を通じて速やかに周知を図るものとする。

(5) 要員の確保

各支部（支店）は被害の状況により、要員が不足した場合は、本部（本店）に要員の確保を要請し、本部は要員を融通するものとする。

なお、自衛隊の派遣を必要とするときは、各支部長が町長を経て知事（上川総合振興局長）に要請するものとする。

(6) 資材等の調達

社内における調達を図り、なおかつ不足するときは、関連工事会社及び東地域の電力各社からの融通等により調達を図るものとする。

なお、必要により指定地方行政機関、地方公共団体等に対し、労務施設、設備又は物資の確保について応援を求めるものとする。

(7) 応急工事

災害時において、復旧順位、難易及び人員、資材の動員等を考慮して応急工事を行い、極力送電の確保に努めるものとする。

2 電源開発株式会社東日本支店北海道事務所

災害に対処して遺漏のないよう応急措置及び復旧を図るための災害対策組織等を定め、災害対策に必要な措置を講ずるものとする。

第20節 ガス施設災害応急計画

災害時のガス供給のための応急対策については、本計画の定めるところによる。

第1 応急対策

ガス事業者は、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第24条第1項に基づき保安規程を定め、技術上の基準に適合するよう工作物の維持を図るほか、非常災害の事前対策、災害発生時の応急対策等個々の実態に応じた応急対策を講ずるものとする。

1 非常災害の事前対策

(1) 情報連絡

ア 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等については新聞、ラジオ、テレビ等に注意し、その動静を把握するとともに当該地域の風速、降水量、その他気象状況について各関係機関と緊密に連絡をとる。

イ 災害発生前の情報交換、その他の連絡をかねて一定時間ごとに関係機関と確認しておく。

(2) 火災、中毒事故防止対策

広報車、ビラ、ラジオ、テレビその他適切な方法により、下記事項の住民に対する啓発宣伝を行い事故防止に努める。

ア 無断ガス工事を禁止する。

イ ガス漏洩等の不良箇所を発見した場合、直ちにガス事業者へ通報を依頼する。

ウ 災害の発生が予想されるときは、前もってメーターコックの閉止をする。

2 災害発生時の対策

災害発生時において、町は、「災害等の発生時における比布町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定」（資料29）のほか、旭川中央警察署・大雪消防組比布消防署、事業者等と連携を密にし、二次災害の防止に努めるものとする。

資料編〔条例・協定等〕 ・災害時における応急復旧・物資供給等の協力に関する協定（資料29）

第21節 上下水道施設対策計画

災害時の上水道及び下水道施設の応急復旧対策については、本計画の定めるところによる。

第1 上水道

1 応急復旧

大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な支障が生ずるものであるため、水道事業者は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては、次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

なお、町単独では十分に災害応急対策を実施できない場合は、他の水道事業者等の協力を求める。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資材の確保等復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- (4) 住民への広報活動を行う。

2 広報

水道事業者は、水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

第2 下水道

1 応急復旧

下水道管理者は、災害時における下水道施設の被害に対し、雨水・汚水の疎通に支障のないよう排水の万全を期するため、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資材の確保等復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- (4) 管渠施設については、土砂の除去、可搬式ポンプや仮水路等の設置により排水機能の回復に努める。
- (5) 処理場・ポンプ場施設については、非常用電源の確保や仮設ポンプ、仮配管等の設置により、処理機能の回復に努める。
- (6) 住民への広報活動を行う。

2 広報

下水道管理者は、下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み、応急復旧までの対処法等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

第22節 応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設（以下、「土木施設」という。）の災害応急土木対策については、本計画に定めるところによる。

第1 災害の原因及び被害種別

1 災害の原因

- (1) 暴風、竜巻、洪水、地震その他の異常な自然現象
- (2) 豪雨、豪雪、融雪、なだれ及び異常気象等による出水
- (3) 地滑り
- (4) 土石流
- (5) 崖崩れ
- (6) 地震

2 被害種別

- (1) 道路路体の地形地盤の変動及び崩壊
- (2) 盛土及び切土法面の崩壊
- (3) 道路上の崩土推積
- (4) トンネル、橋梁及び道路と一体となって効用を全うする付属施設の被害
- (5) 河岸、堤防、護岸、水制、床止め及びその他施設の被害
- (6) 河川、砂防堰堤の埋塞
- (7) 砂防、地滑り及び急傾斜地の崩壊を防止する施設の被害
- (8) 溜池等えん堤の流失及び決壊
- (9) 下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場施設の被害

第2 応急土木復旧対策

1 実施責任

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者又はその他法令による当該施設の管理者以外の者により実施する。

2 応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めるところによるものとする。

(1) 応急措置の準備

- ア 所管の施設につき、あらかじめ防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法を定めておくものとする。
- イ 災害の発生が予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期するものとする。

(2) 応急措置の実施

所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、また、当該施設が災害を受ける

ことにより、被害が拡大して、他の施設に重大な影響を与え、又は住民の民生の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し、又は町、道、関係機関、自衛隊等の協力を求めるものとする。

(3) 応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により上記(2)に定めるところに準じ、応急復旧を実施するものとする。

3 関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び防災業務計画並びに北海道防災計画に定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確かつ円滑に実施されるよう協力するものとする。

また、土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と（協定を結ぶなど）連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が的確かつ円滑に実施されるよう協力体制の確立を図る。

第23節 被災宅地安全対策計画

町において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下、この節において「判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下、この節において「危険度判定」という。）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民の安全を図る。

第1 実施責任

1 危険度判定の実施の決定

町長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置し、知事に対し支援を要請する。

2 危険度判定の支援

知事は、町長から支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災宅地危険度連絡協議会（以下、この節において「道協議会」という）等に対し、判定士の派遣等を依頼する。

3 判定士の業務

判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- (1) 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。
- (2) 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- (3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区 分	表 示 方 法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

4 危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下、この節において「実施マニュアル」という。）に基づき、危険度判定実施本部は次の業務を行う。

- (1) 宅地に係る被害情報の収集
- (2) 判定実施計画の策定
- (3) 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- (4) 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- (5) 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

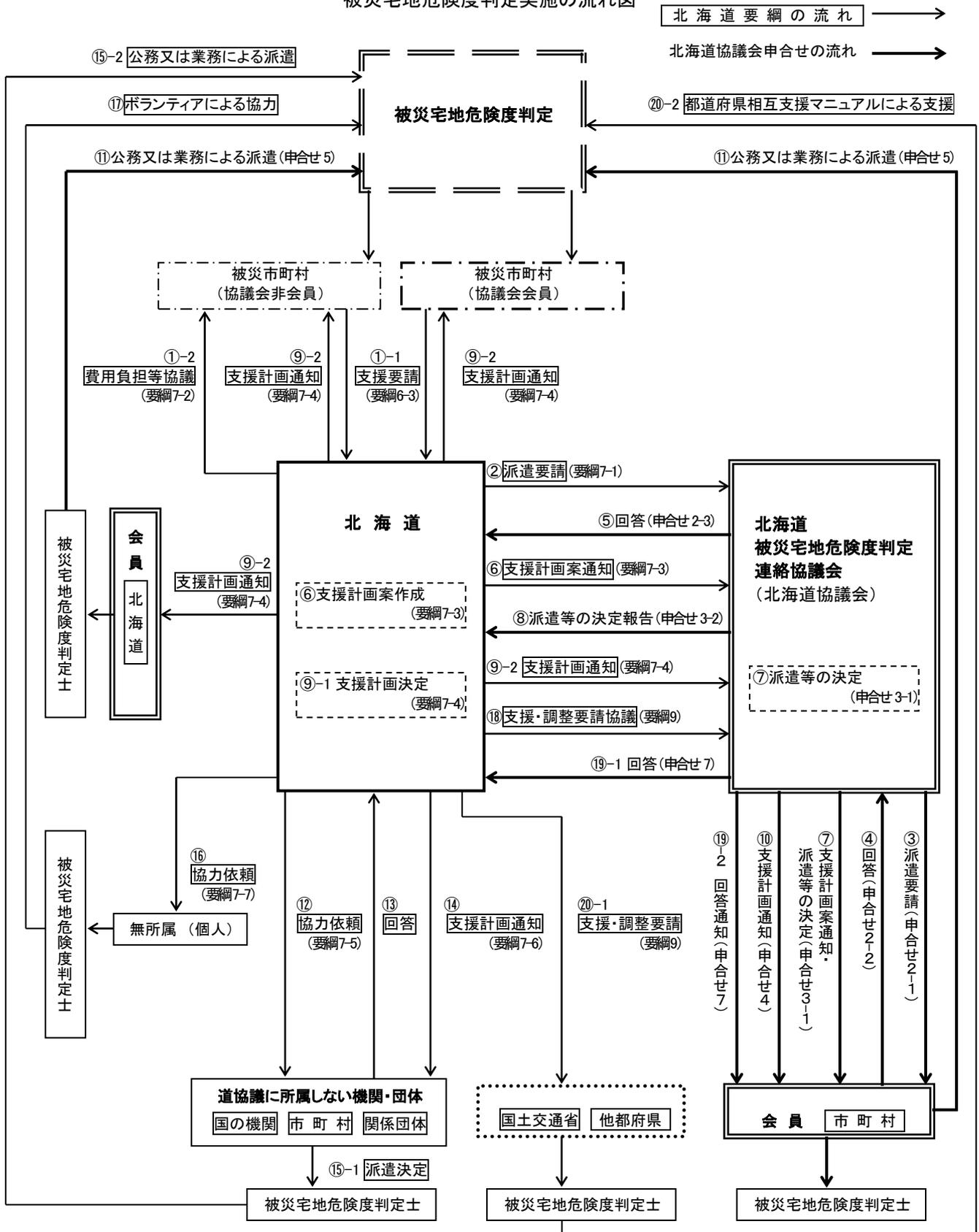
5 事前準備

町及び道は、災害の発生に備え、実施マニュアルに基づき次の事項の対応に努める。

- (1) 町と道は相互支援体制を構築し、連絡体制を整備する。

- (2) 道は国、近隣県、被災宅地危険度判定連絡協議会（全国協議会）及び道協議会との相互支援体制を確保するため、連絡調整体制を整備する。
- (3) 道は町及び関係機関の協力を得て、被災宅地危険度判定実施要綱（全国要綱）で定める土木・建築又は宅地開発の技術経験を有する者を対象とした、判定士の養成、登録及び更新等に関する事務を行う。
- (4) 町は、道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行う。

被災宅地危険度判定実施の流れ図



第24節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

1 比布町

災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施するものとする。

なお、救助法が適用された場合、避難所の設置及び住宅の応急修理を実施する。

また、町長が応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に知事からの委任を受けて実施することができる。

2 北海道

救助法を適用し、応急仮設住宅の設置（賃貸住宅の居室の借上げを含む。）が必要な場合、その設置は原則として知事が行う。

第2 実施の方法

1 避難所

町長は、災害により住家が被害を受け居住の場所を失った者を収容保護するため、「第5章 第4節 避難対策計画」に定めるところにより、公共施設等を利用し、避難所を開設するものとする。

2 公営住宅等のあっせん

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家をあっせんするものとする。

3 応急仮設住宅

(1) 入居対象者

次の条件に該当していなければならない。

ア 住宅が全壊、全焼又は流出した者であること。

イ 居住する住家がない者であること。

ウ 自らの資力では住宅を確保できない者で、次に該当する者であること。

(ア) 生活保護法（昭和25年法律第44号）の被保護者及び要保護者

(イ) 特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者、勤労者、小規模企業者等

(2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選考にあたっては、選考委員会等を設け、被災者の資力、その他の生活条件を十分調査の上、町が決定するものとする。

(3) 応急仮設住宅の建設

原則として応急仮設住宅の設置は、知事が行う。

(4) 応急仮設住宅の建設用地

町及び道は、災害時に応急仮設住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。

(5) 建設戸数（借上げを含む。）

道は、町長からの要請に基づき設置戸数を決定する。

(6) 規模、構造、存続期間及び費用

ア 応急仮設住宅の標準規模は、一戸（室）につき 29.7 平方メートルを基準とする。

構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による 2～6 戸の連続建て、若しくは共同建てとし、その仕様は、応急仮設住宅仕様基準のとおりとする。ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建て又は木造住宅により実施する。

イ 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事（又は、借上げに係る契約を締結）完了後、3 か月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2 年以内とすることができる。

ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号）に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。

ウ 費用は救助法及び関係法令の定めるところによる。

(7) 着工時期

救助法が適用された場合は、災害発生の日から 20 日以内に着工しなければならない。

また、同法が適用されない場合においても、適用の場合に準ずるものとする。

(8) 維持管理

知事が設置した場合、その維持管理は、町長に委任する。

(9) 運営管理

応急仮設住宅の運営管理にあたっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

4 平常時の規制の適用除外措置

町及び道は、著しく異常かつ激甚な災害被害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して居住を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして、当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第 17 条の規定の適用の除外措置があることに留意する。

5 住宅の応急修理

(1) 応急修理を受ける者

ア 住宅が半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者であること。

イ 自らの資力で応急修理ができない者であること。

(2) 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

(3) 修理の実施期間

救助法が適用された場合は、災害発生の日から1か月以内に完了するものとする。また、同法が適用されない場合においても、適用の場合に準ずるものとする。

(4) 修理の範囲と費用

ア 応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

イ 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

6 災害公営住宅の整備

(1) 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の一以上に達した場合に滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため国から補助を受けて整備し入居させるものとする。

ア 地震、暴風雨、洪水その他の異常な天然現象による災害の場合

(ア) 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき

(イ) 町の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき

(ウ) 滅失戸数がその町の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

イ 火災による場合

(ア) 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき

(イ) 滅失戸数がその町の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

(2) 整備及び管理者

災害公営住宅は町が整備し、管理するものとする。ただし、知事が道において整備する必要を認めるときは道が整備し、整備後は公営住宅法（昭和26年法律第193号）第46条の規定による事業主体の変更を行って町に譲渡し、管理は町が行うものとする。

(3) 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理はおおむね次の基準によるものとする。

ア 入居者資格

(ア) 当該災害発生の日から3年間は当該災害により住宅を失った者であること。

(イ) 月収214,000円以下（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）で事業主体が条例で定める金額を超えないこと。

(ウ) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。

(エ) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

イ 構造

再度の被災を防止する構造とする。

ウ 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度。

エ 国庫補助

(ア) 建設、買取りを行う場合は当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の3分の2。ただし、激甚災害の場合は4分の3。

(イ) 借上げを行う場合は住宅共用部分工事費の5分の2。

第3 施工及び資材等の調達

1 町長は、建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、道にあっせんを依頼するものと

する。

- 2 道は、町長から資材等のあっせん依頼があった場合は、関係機関及び関係業者等の協力を得て、積極的にあっせん、調達を行うものとする。

第4 住宅の応急復旧活動

道及び町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

第5 応急仮設住宅及び住宅応急修理の記録

応急仮設住宅の建設及び住宅応急修理を実施した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。

- (1) 応急仮設住宅台帳（別記第28号様式）
- (2) 住宅応急修理記録簿（別記第29号様式）

資料編〔様式〕	・ 応急仮設住宅台帳（別記第28号様式）
資料編〔様式〕	・ 住宅応急修理記録簿（別記第29号様式）

第25節 障害物除去計画

水害、山崩れ等の災害によって、道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図る場合に必要となる措置事項については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

1 道路、河川に障害を及ぼしているものの除去

道路、河川に障害を及ぼしているものの除去は、道路法（昭和27年法律第180号）及び河川法（昭和39年法律第167号）に定めるそれぞれの管理者が行うものとし、災害の規模及び障害の内容等により、各管理者は相互に協力し交通の確保を図るものとする。

なお、住居又はその周辺については、救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うものとする。

2 鉄道等に障害を及ぼしているものの除去

鉄道等に障害を及ぼしているものの除去は、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）その他の法律により定められている当該施設の所有者が行うものとする。

第2 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたときに行うものとするが、その概要は次のとおりである。

- 1 住民の生命財産等を保護するために速やかにその障害の排除を必要とする場合
- 2 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合
- 3 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れをよくし、^{いっすい}溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合
- 4 その他公共的立場から除去を必要とする場合

第3 障害物の除去の方法

- 1 実施責任者は、自らの応急対策器具を用い、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力を得て速やかに障害物の除去を行うものとする。
- 2 障害物除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限るものとする。

第4 除去した障害物の集積場所

- 1 除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地を利用し集積するものとする。
- 2 町は、北海道財務局及び道と相互に連携しつつ、公共用地等の有効活用に配慮する。

第5 放置車両の除去

放置車両の除去については、「第5章 第13節 交通応急対策計画」の定めるところによる。

第6 実施状況の記録

障害物を除去した場合は、障害物除去の状況（別記第33号様式）によりその状況を記録しておくものとする。

資料編〔様	式〕	・ 障害物除去の状況（別記第33号様式）
-------	----	----------------------

第26節 文教対策計画

学校施設の被災により、児童生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障をきたした場合の応急対策については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

1 学校管理者等

(1) 防災上必要な体制の整備

災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。

(2) 児童生徒等の安全確保

ア 在校中の安全確保

在校中の児童生徒等の安全を確保するため、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動をとることができるよう防災訓練等の実施に努める。

イ 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

(3) 施設の整備

文教施設、設備等を災害から防護するため、日常点検や定期点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

2 比布町・北海道

救助法を適用した場合の児童生徒に対する教科書、文房具等の給与は、町長が知事の委任により実施する。

第2 応急対象実施計画

1 施設の確保と復旧対策

(1) 応急復旧

被害程度により応急修理のできる場合は、速やかに修理をし、施設の確保に努めるものとする。

(2) 校舎の一部が使用不能となった場合

施設の一時転用などにより授業の確保に努める。

(3) 校舎の大部分又は全部が使用不能となった場合

公民館等公共施設又は最寄の学校の校舎等を利用し、授業の確保に努める。

(4) 仮校舎等の建築

上記において施設の確保ができない場合は、仮校舎、仮運動場の建築を検討するものとする。

応急教育施設の確保及び予定場所

被害の程度	応急教育実施の予定場所
校舎の一部が使用できない場合	特別教室、屋内体育館等を利用する
校舎の大部分、又は全部が使用できない場合	(1) 公民館等公共施設を利用する (2) 近隣学校の校舎を利用する
特定の地域が、全体的に相当大きな被害を受けた場合	(1) 住民の避難先である最寄りの学校、公民館等公共施設を利用する (2) 応急仮校舎を建築する

2 教育の要領

- (1) 災害状況に応じた特別教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の実施が不可能な場合にあっては家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。
- (2) 特別教育計画による授業の実施にあたっては、次の点に留意する。
 - ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないよう配慮する。
 - イ 教育活動の場所が、公民館等学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。
 - ウ 通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。
また、集団登下校の際は、地域住民、関係機関、団体、父母の協力を得るようにする。
 - エ 学校に避難所が開設された場合には、特に児童生徒の指導、管理に注意するとともに、避難収容が授業の支障とならないよう留意する。
 - オ 教育活動の実施にあたっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障がいには十分配慮する。
- (3) 災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をするものとする。

3 教職員の確保

道教育委員会及び町教育委員会は、当該学校だけで教育活動の実施が不可能なときは、連絡を密にして近隣学校の教職員を動員配置し、教育活動に支障をきたさないようにする。

4 授業料等の減免、修学・育英制度の活用援助

高等学校の生徒が被害を受けた場合は、道教育委員会は必要に応じ、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 保護者又は本人の申請に基づく授業料等の減免
- (2) 保護者又は本人の申請に基づく学資金の貸付
- (3) 日本学生支援機構に対する育英資金貸与特別枠の申請
- (4) **公益**財団法人北海道高等学校奨学会で実施する奨学金等の活用周知

5 給食等の措置

- (1) 給食施設設備が被災したときは、できる限り給食の継続が図られるよう応急措置を講ずるものとする。
- (2) 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦、脱脂粉乳及び牛乳について、関係機関と

連絡の上、直ちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努めるものとする。

- (3) 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

6 衛生管理対策

学校が避難所として使用される場合は、次の点に留意をして衛生管理をするものとする。

- (1) 校舎内、特に水飲場、便所は常に清潔にして消毒に万全を期すること。
(2) 校舎の一部に被災者を収容して授業を継続する場合、収容場所との間をできるだけ隔絶すること。
(3) 避難所として使用が終ったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに便槽のくみ取りを実施すること。
(4) 必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。

第3 文化財保全対策

文化財保護法（昭和25年法律第214号）、北海道文化財保護条例（昭和30年北海道条例第83号）による文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群）の所有者並びに管理者は、常に当該指定物件の保全、保護にあたり、災害が発生したときは、町教育委員会に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努めるものとする。

第4 実施状況の記録

学用品の支給を行った場合は、学用品の給与状況（別記第27号様式）によりその状況を記録しておくものとする。

資料編【様式】 ・学用品の給与状況（別記第27号様式）

第27節 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画

災害により行方不明になった者の搜索及び遺体の収容処理埋葬の実施については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

- 1 町長（救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うものとするが、遺体の処理のうち洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行うものとする。）
- 2 警察官

第2 実施の方法

1 行方不明者の搜索

(1) 搜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者。

(2) 搜索の実施

町長が、大雪消防組合比布消防署、警察等に協力を要請し搜索を実施する。被災の状況によっては、地域住民の協力を得て実施する。また、町において被災し、行方不明者が流出により他の市町村に漂着していると考えられる場合は、関係市町村に対し搜索を要請する。

2 遺体の処理

(1) 対象者

災害の際に死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない者。

(2) 処理の範囲

- ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理
- イ 遺体の一時保存（町）
- ウ 検案
- エ 死体検分（警察官）

3 遺体の埋葬

(1) 対象者

災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない遺体。

(2) 埋葬の方法

- ア 町長は、遺体を土葬又は火葬に付し、又は、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行うものとする。
- イ 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたるが、一定期間経過しても身元が判明しない場合は、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32

年法律第93号)の規定により処理するものとする。

ウ 埋葬の実施が町において実施できないときは、関係機関の協力を得て行う。

4 平常時の規制の適用除外措置

町及び墓地・納骨堂・火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第5条及び第14条に規定する手続きの特例を定めることができることに留意する。

5 他市町村から漂着した遺体の処理

- (1) 遺体の身元が判明している場合は、死亡した者の遺族等又は市町村長に連絡の上、引き渡すものとする。ただし、被災地域が災害発生直後において、災害による混乱のため遺族等が直ちに引き取ることができない場合は、町において処理するものとする。
- (2) 身元不明の遺体で、かつ、被災地から漂着した遺体であることが推定できない場合は、行旅病人及行旅死亡人取扱法の規定により処理するものとする。

6 実施状況の記録

行方不明者の搜索、遺体処理及び埋葬した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。

- (1) 行方不明者の搜索
 - ア 行方不明者の搜索に係る物資受払状況(救助種目別物資受払簿)(別記第15号様式)
 - イ 遺体の搜索状況記録簿(別記第30号様式)
- (2) 遺体の処理 遺体処理台帳(別記第31号様式)
- (3) 遺体の埋葬 埋葬台帳(別記第32号様式)

資料編〔様式〕	・救助種目別物資受払簿(別記第15号様式)
資料編〔様式〕	・遺体の搜索状況記録簿(別記第30号様式)
資料編〔様式〕	・遺体処理台帳(別記第31号様式)
資料編〔様式〕	・埋葬台帳(別記第32号様式)

第28節 家庭動物等対策計画

災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

1 比布町

被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。

なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め実施するものとする。

2 北海道

- (1) 上川総合振興局長は、町が行う被災地における家庭動物等の取扱いに関し、現地の状況に応じ指導を行うものとする。
- (2) 道は、町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。

第2 家庭動物等の取扱い

- 1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号。以下、この節において「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。
- 2 災害発生における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。
- 3 災害発生時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

第29節 応急飼料計画

災害に際し家畜飼料の応急対策については、本計画によるものとする。

第1 実施責任

町長

第2 実施の方法

町長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子のあっせん区分により、次の事項を明らかにした文書をもって上川総合振興局長を通じ道農政部長に応急飼料のあっせんを要請することができるものとし、道は必要に応じ農林水産省北海道農政事務所等に応急飼料のあっせんを要請するものとする。

1 飼料(再播用飼料作物種子を含む)

- ア 家畜の種類及び頭羽数
- イ 飼料の種類及び数量（再播用種子については、種類、品質、数量）
- ウ 購入予算額
- エ 農家戸数等の参考となる事項

2 転飼

- ア 家畜の種類及び頭数
- イ 転飼希望期間
- ウ 管理方法（預託、附添等）
- エ 転飼予算額
- オ 農家戸数等の参考となる事項

第30節 廃棄物処理等計画

災害時における被災地のごみ収集、し尿のくみ取り、災害に伴い生じた廃棄物の処理処分及び死亡獣畜の処理等（以下、この節において「廃棄物等の処理」という。）の業務については、本計画の定めるところによる。ただし、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去については、「第5章 第25節 障害物除去計画」によるものとする。

第1 実施責任

1 比布町

- (1) 被災地における廃棄物等の処理を行うものとする。なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め実施するものとする。
- (2) 被災地における死亡獣畜の処理は所有者が行うものとするが、所有者が不明であるとき、又は所有者が処理することが困難なときに実施するものとする。

2 北海道

- (1) 上川総合振興局長は、町が行う被災地における廃棄物等の処理に関し、現地の状況に応じ指導・助言を行うものとする。
- (2) 道は、町長から廃棄物等の処理に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。

第2 廃棄物等の処理方法

廃棄物等の処理の責任者は、次に定めるところにより廃棄物等の処理業務を実施するものとする。

1 ごみ及びし尿の収集、運搬及び処分の基準

町長は、廃棄物法第6条の2第2項及び第3項、第12条第1項並びに第12条の2第1項に規定する基準に従い所要の措置を講ずるものとする。

なお、町長は、基本法に基づき環境大臣が「廃棄物処理特例地域」に指定した場合は、基本法第86条の5の規定に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 ごみの収集、処理の方法

(1) 収集

ア 委託業者により実施するものとするが、災害の状況により現有車両によって、完全に収集することが困難な場合は、町有車両の出動又は民間業者からの車両借上げにより実施するものとする。

イ 被災地の住民に協力を要請し、感染症の源となる汚物から順に収集するものとする。一般的なごみはその後収集するものとする

(2) 処理

愛別町外3町塵芥処理組合のごみ処理施設を使用するものとする。

ただし、特別なものについては、町長が別に定める。

ごみ処理施設

施設名	所在地	処理能力
愛別町外3町塵芥処理組合 富沢衛生センター	愛別町富沢金富3区	40 t / 日

3 し尿の収集、処理の方法

し尿の収集は、大雪浄化組合が委託する業者のバキューム車で実施するものとし、便所の倒壊、^{いつすい}溢水等でし尿が他に散乱しないよう被害程度の大きな所から収集し、短時間に処理するものとする。

し尿処理施設

施設名	所在地	処理能力
大雪浄化組合 大雪浄化センター	比布町基線14号	20 t / 日

4 仮設トイレの設置

便所が倒壊、^{いつすい}溢水等の被害を受けた場合は、必要に応じて野外に仮設トイレを設置するものとするが、必要箇所に対し最小限度の設置とし、この場合恒久対策の障害にならないよう配慮するものとする。

5 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場（以下、この節において「取扱場」という。）において行うものとする。

ただし、取扱場のない場合、又は運搬することが困難な場合は、上川総合振興局保健環境部の指導を受け、次により処理する。

- (1) 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理すること。
- (2) 移動できないものについては、臨機の措置を講ずるものとする。
- (3) 上記(1)及び(2)において埋却する場合にあっては1m以上覆土するものとする。

第31節 防災ボランティアとの連携計画

災害時における奉仕団及び各種ボランティア団体・NPOとの連携については、本計画の定めるところによる。

第1 ボランティア団体・NPOの協力

町、道及び防災関係機関等は、奉仕団又は各種ボランティア団体・NPOからの協力の申入れ等により、災害応急対策の実施について労務の協力を受ける。

第2 ボランティアの受入れ

- 1 町、道及び関係団体は、防災ボランティア活動指針に基づいて相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ、調整等その受入れ体制を確保するよう努める。
- 2 町、道及び関係団体は、ボランティアの受入れにあたって、高齢者介護や、外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

第3 ボランティア団体・NPOの活動

ボランティア団体・NPOに依頼する活動の内容は、主として次のとおりとする。

- 1 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- 2 炊き出し、その他の災害救助活動
- 3 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- 4 清掃及び防疫
- 5 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- 6 被災建築物の応急危険度判定
- 7 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- 8 災害応急対策事務の補助
- 9 救急・救助活動
- 10 医療・救護活動
- 11 外国語通訳
- 12 非常通信
- 13 被災者の心のケア活動
- 14 被災母子のケア活動
- 15 被災動物の保護・救助活動
- 16 ボランティア・コーディネート

第4 ボランティア活動の環境整備

町及び道は、日本赤十字社北海道支部、社会福祉協議会及びボランティア団体・NPOとの連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティア連絡部、

防災ボランティア現地対策本部を必要に応じて設置し、その活動を支援するとともに、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保等に努める。

第32節 労務供給計画

町及び関係機関は、災害時における応急対策に必要なときは、次により一般労働者から労務の供給を受け、災害対策の円滑な推進を図るものとする。

第1 供給方法

- 1 町長又は関係機関の長は、災害応急対策の実施に労働者を必要とするときは、旭川公共職業安定所長に対し、文書又は口頭により求人申込みをするものとする。
- 2 前号により労働者の求人申込みをしようとするときは、次の事項を明らかにするものとする。
 - (1) 職業別、所要労働者数
 - (2) 作業場所及び作業内容
 - (3) 期間及び賃金等の労働条件
 - (4) 宿泊施設等の状況
 - (5) その他必要な事項
- 3 公共職業安定所長は、前各号により労働者の求人申込みを2つ以上の機関から受けた場合は、緊急度等を勘案してその必要度の高いものより紹介するものとする。

第2 賃金及びその他の費用負担

- 1 労働者に対する費用は、その求人を行ったものが負担するものとする。
- 2 労働者に対する賃金は、その地域における同種の業務及び同程度の技能に係る賃金水準を上回るよう努めるものとする。

第3 実施状況の記録

賃金作業員を雇用した場合は、賃金作業員雇用台帳（別記第34号様式）によりその状況を記録しておくものとする。

資料編〔様式〕 ・ 賃金作業員雇用台帳（別記第34号様式）

第33節 職員派遣計画

災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第29条の規定により知事又は町長等は、指定行政機関及び指定地方行政機関の長等に対し職員の派遣を要請し、又は同法第30条の規定により内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣のあっせんを求めるものとする。

第1 要請権者

1 町長

2 道知事又は道の委員会若しくは委員

なお、町長が職員の派遣を要請しようとするときは、知事又は当該市町村長にあらかじめ協議しなければならない。

第2 要請手続等

1 職員の派遣を要請しようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

2 職員の派遣のあっせんを求めようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。なお、国の職員の派遣あっせんのみでなく、地方自治法（昭和22年法律第62号）第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。

- (1) 派遣のあっせんを求める理由
- (2) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあっせんについての必要な事項

第3 派遣職員の身分取扱

1 派遣職員の身分取扱は、原則として職員派遣側（以下、この節において「派遣側」という。）及び職員派遣受入側（以下、この節において「受入側」という。）の双方の身分を有するものとし、従って双方の法令・条例及び規則（以下、この節において「関係規定」という。）の適用があるものとする。

ただし、この場合双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議の上、決定する。また、受入側はその派遣職員を定数外職員とする。

2 派遣職員の給料等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定により、また、地方公共団体

の職員については地方自治法第252条の17の規定によるものとする。

- 3 派遣職員の分限及び懲戒は派遣側が行うものとする。ただし、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議の上、決定するものとする。
- 4 派遣職員のサービスは受入側の関係規定を適用するものとする。
- 5 受入側は、災害派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。

(参考)

昭和37年自治省告示第118号（災害派遣手当の額の基準）

基本法施行令第19条の規定に基づき、災害派遣手当の額の基準を次のように定める。

派遣を受けた都道府県又は市町村の区域に滞在する期間	公用の施設又はこれに準ずる施設 (1日につき)	その他の施設 (1日につき)
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

第34節 災害救助法の適用と実施

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動については、本計画の定めるところによる。

第1 実施体制

救助法による救助の実施は、知事（上川総合振興局長）が行う。

ただし、町長は知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は自らの判断責任において実施するものとする。

第2 災害救助法の適用基準

救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条の定めにより、比布町の適用基準は次のとおりである。

被害区分 町の人口	町単独の場合	相当広範囲な場合 (全道2,500世帯以上)	被害が全道にわたり、12,000世帯以上の住家が滅失した場合
	住家滅失世帯数	区域の 住家滅失世帯数	
[比布町] 5,000人未満	30	15	町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。
適用	<p>1 住家被害の判定基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滅失：全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のももの。 ・半壊、半焼：2世帯で滅失1世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20～70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの。 ・床上浸水：3世帯で滅失1世帯に換算 床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。 <p>2 世帯の判定</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。 (2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。 		

第3 救助法の適用手続き

1 比布町

(1) 町長は、町における災害が救助法の適用基準の何れかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちに次の事項を上川総合振興局長に報告しなければならない。

- ア 災害発生の日時及び場所
- イ 災害の原因及び被害の状況
- ウ 救助法の適用を要請する理由

- エ 救助法の適用を必要とする期間
- オ 既にとった救助措置及び今後の救助措置の見込み
- カ その他必要な事項

(2) 災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに上川総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

2 北海道

上川総合振興局長は、町長からの報告又は要請があった時は、速やかに知事に報告する。知事は、上川総合振興局長からの報告に基づき、救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに適用し、その旨告示を行うとともに、上川総合振興局長を経由して、町に通知するものとする。

また、知事は、救助法の適用に関すること及び被害状況等について、内閣総理大臣に情報提供する。

第4 救助の実施と種類

1 救助の実施と種類

知事は、救助法を適用した町に対し、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。

なお、知事は町長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任するものとする。

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	町
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工 建設工事完了後3か月以内 ※特定行政庁の許可を受けて2年以内に延長可能	対象者、対象箇所を選定～町 設置～道 (ただし、委任したときは町)
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	町
飲料水の供給	7日以内	町
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	町
医療	14日以内	医療班～道・日赤道支部 (ただし、委任したときは町)
助産	分娩の日から7日以内	医療班～道・日赤道支部 (ただし、委任したときは町)
災害にあった者の救出	3日以内	町
住宅の応急修理	1か月以内	町
学用品の給与	教科書等 1か月以内 文房具等 15日以内	町 町
埋葬	10日以内	町
遺体の捜索	10日以内	町
遺体の処理	10日以内	町・日赤道支部
障害物の除去	10日以内	町

注) 期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、厚生労働大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

2 救助に必要とする措置

知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則並びに細則の定めにより公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第5条、第6条により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力をしなければならないものとする。

第5 基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならないものとする。

第6章 地震災害対策計画

地震災害の防災対策に関する計画は、比布町地域防災計画の別編である「地震災害対策編」による。

第7章 事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、高層建築物等の増加、トンネル、橋梁など道路構造の大規模化等が進展している。

このような社会構造の変化により、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害（事故災害）についての防災対策の一層の充実強化を図るため、次のとおりそれぞれの事故災害について予防及び応急対策を定める。

第1節 航空災害対策計画

第1 基本方針

町域において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下、この節において「航空災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第2 災害予防

次の実施機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、航空災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

1 実施機関

(1) 東京航空局道内各空港事務所、空港管理事務所

ア 航空運送事業者に航空交通の安全確保に関する情報を適時・適切に提供し、航空災害を未然に防止するため適切な措置をとる。

イ 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図る。

ウ 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努める。

エ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。

オ 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。

カ 災害時の救急・救助・救護、消防活動に備え、資機材等の整備促進に努める。

キ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

(2) 航空運送事業者

ア 航空交通の安全に関する各種情報を、事故予防のために活用し、航空災害を未然に防止するため必要な措置を講ずる。

イ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。

ウ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

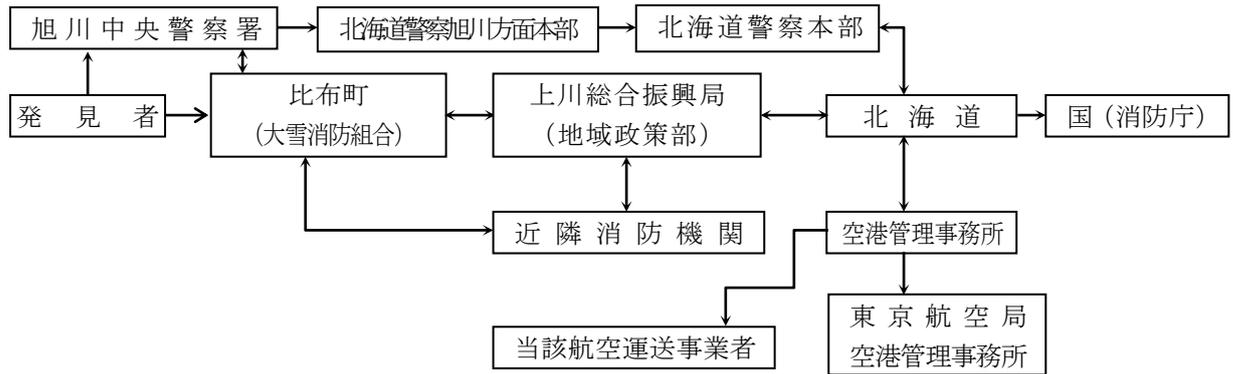
第3 災害応急対策

航空災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

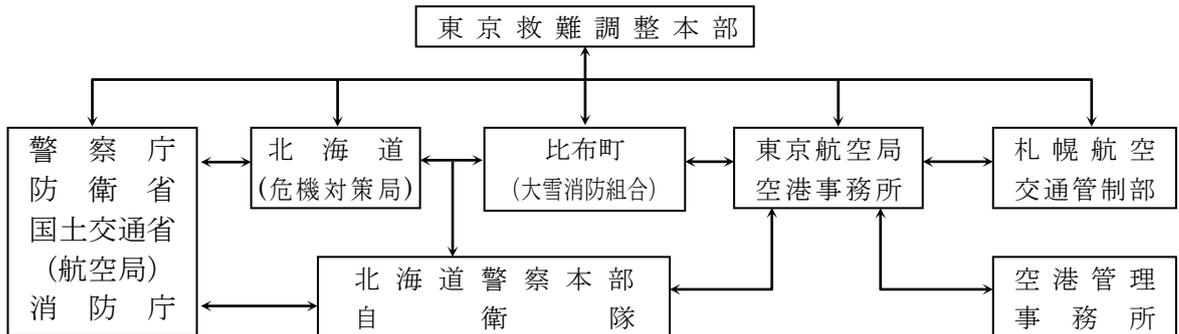
1 情報通信

(1) 情報通信連絡系統

ア 発生地点が明確な場合



イ 発生地点が不明な場合 (航空機の搜索活動)



注) 救難調整本部は、東京空港事務所に設けられる。

(2) 実施事項

ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、「第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 実施機関

東京航空局空港事務所、空港管理事務所、航空運送事業者、町（大雪消防組合比布消防署）、北海道、北海道警察

(2) 実施事項

ア 被災者の家族への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確にきめ細かく適切に提供する。

- (ア) 航空災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等への情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

イ 旅客及び地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 航空災害の状況
- (イ) 旅客及び乗組員等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) 航空輸送復旧の見通し
- (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 比布町

町長は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて「第3章 第1節 組織計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

また、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて関係機関と協議し、道が定める「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行う。

(2) 防災関係機関

関係機関の長は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

4 搜索活動

航空機の搜索活動は、東京救難調整本部を通じて、各関係機関が相互に密接に協力の上、それぞれヘリコプターなど多様な手段を活用して行う。

5 救助救出活動

空港及びその周辺の航空災害時における救助救出活動については、東京航空局空港事務所等が行う発生直後の救助救出活動のほか、「第5章 第9節 救助救出計画」の定めにより実施する。

6 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、「第5章 第10節 医療救護計画」の定めにより実施する。

7 消防活動

航空災害時における消防活動は、次により実施する。

- (1) 大雪消防組合比布消防署等は、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施する。
- (2) 町は、大雪消防組合比布消防署等と連携して、航空災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

8 行方不明者の搜索及び遺体の収容等

町及び各関係機関は、「第5章 第27節 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより、行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

9 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第13節 交通応急対策計画」の定めにより、必要な交通規制を行う。

10 防疫及び廃棄物処理等

航空災害時における防疫及び廃棄物処理等は、次により実施する。

(1) 実施機関

比布町、北海道

(2) 実施事項

災害に係る航空機が国際線である場合は、空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、「第5章 第11節 防疫計画」の定めるところにより、的確な応急防疫対策を講ずる。また、「第5章 第30節 廃棄物処理等計画」の定めるところにより廃棄物処理等に係る応急対策を講ずる。

11 自衛隊派遣要請

航空災害発生時における自衛隊派遣要請については、「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

また、要請権者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておくものとする。

12 広域応援

町、道及び大雪消防組合比布消防署は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第7節 広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市区町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

第2節 鉄道災害対策計画

第1 基本方針

鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下、この節において「鉄道災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第2 災害予防

1 実施要項

(1) 北海道運輸局

- ア 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。
- イ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。
- ウ 踏切事故を防止するため、鉄軌道事業者等とともに広報活動に努める。

(2) 鉄軌道事業者

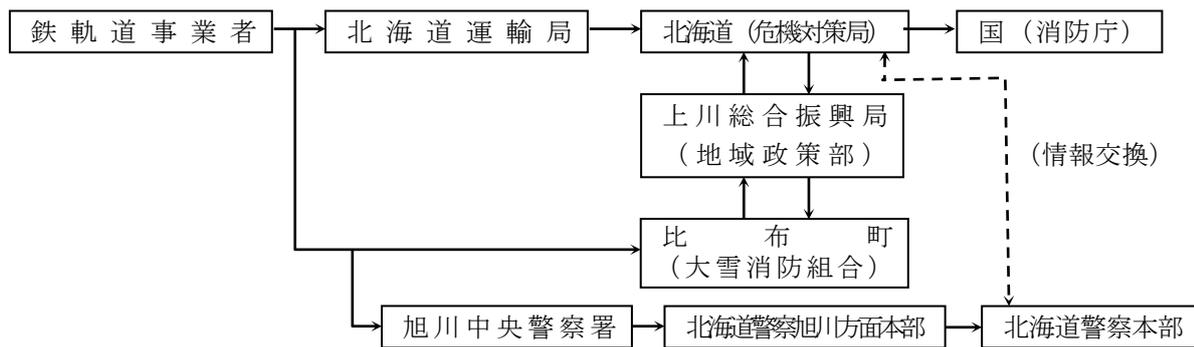
- ア 踏切における自動車との衝突、置き石等による列車の脱線等の外部要因による事故を防止するため、事故防止に関する知識を広く一般に普及するよう努める。
- イ 鉄道災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、運行管理体制の充実に努める。
- ウ 自然災害等から鉄軌道の保全を図るため、気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等の収集に努めるとともに施設等の点検を行い、異常を迅速に発見し、速やかな対応を図る。
- エ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。
- オ 災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるほか、火災による被害の拡大を最小限とするため、初期消火体制の整備に努める。
- カ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。
- キ 災害の発生後、原因究明を行い、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、再発防止に努める。

第3 災害応急対策

1 情報通信

鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統



(2) 実施事項

- ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、「第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 実施機関

鉄軌道事業者、町(大雪消防組比比布消防署)、北海道、北海道警察

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確にきめ細かく適切に提供する。

- (ア) 鉄道災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

イ 旅客及び地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通し、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 鉄道災害の状況
- (イ) 旅客及び乗務員等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) 施設等の復旧状況
- (カ) 避難の必要性等地域に与える影響

(キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 比布町

町長は、鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて「第3章 第1節 組織計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

また、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて関係機関と協議し、道が定める「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行う。

(2) 防災関係機関

関係機関の長は、鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

4 救助救出活動

鉄道災害時における救助救出活動については、鉄軌道事業者が行う発生直後の救助救出活動のほか、「第5章 第9節 救助救出計画」の定めにより実施する。

5 医療救護活動

鉄道災害時における医療救護活動については、「第5章 第10節 医療救護計画」の定めにより実施するほか、鉄軌道事業者も、災害発生直後における救護活動に努めるとともに、関係機関による迅速かつ的確な救護が行われるよう協力する。

6 消防活動

鉄道災害時における消防活動は、次により実施する。

(1) 鉄軌道事業者

鉄道災害による火災の発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消防活動を実施する関係機関に可能な限り協力するよう努める。

(2) 大雪消防組同比布消防署等

ア 大雪消防組同比布消防署等は、速やかに鉄道災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施する。

イ 町は大雪消防組同比布消防署と連携して、鉄道災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

7 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町及び各関係機関は、「第5章 第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

8 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第13節 交通応急対策計画」の定めにより、必要な交通規制を行う。

9 危険物流出対策

鉄道災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、「本章 第4節 危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

10 自衛隊派遣要請

鉄道災害発生時における自衛隊派遣要請については、「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

11 広域応援

町、道及び大雪消防組合比布消防署は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第7節 広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市区町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

12 災害復旧

鉄軌道事業者は、その公共性に鑑み、被災施設及び車両の迅速な復旧に努めるとともに、可能な限り復旧予定時期を明らかにするよう努める。

第3節 道路災害対策計画

第1 基本方針

道路構造物の被災又は高速自動車国道における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害（以下、この節において「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第2 災害予防

町は関係機関と連携を図り、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施する。

1 実施事項

(1) 道路管理者

ア トンネルや橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図る。

また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者とその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

イ 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努める。

ウ 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

エ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。

オ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の措置を講ずる。

カ 道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。

キ 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図る。

ク 道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえ再発防止対策を実施する。

(2) 北海道警察

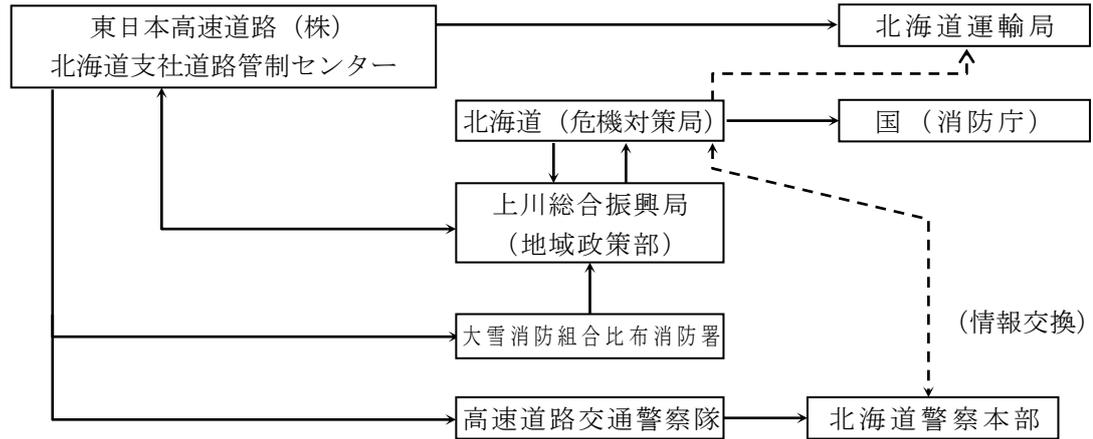
道路交通の安全のための情報の収集を図るものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合には、通行の禁止など必要な措置を行い、道路利用者に周知するとともに、被災現場及び周辺地域等において、交通安全施設の点検を実施するなど必要な措置を講ずる。

第3 災害応急対策

1 情報通信

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次

エ 高速自動車国道の場合



(2) 実施事項

- ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、「第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

道路管理者、町（大雪消防組合比布消防署）、北海道、北海道警察

(2) 実施事項

ア 被災者の家族への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確にきめ細かく適切に提供する。

- (ア) 道路災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

イ 道路利用者及び地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 道路災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) 施設等の復旧状況

- (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 比布町

町長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて「第3章 第1節 組織計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関

関係機関の長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

4 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、道路管理者が行う初期救助活動のほか、「第5章 第9節 救助救出計画」の定めにより実施する。

5 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、「第5章 第10節 医療救護計画」の定めにより実施するほか、道路管理者も、関係機関による迅速かつ的確な救護の初期活動が行われるよう協力する。

6 消防活動

道路災害時における消防活動は、次により実施する。

(1) 道路管理者

道路災害による火災の発生に際しては、大雪消防組無比布消防署による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力する。

(2) 大雪消防組無比布消防署

ア 大雪消防組無比布消防署は、速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施する。

イ 町は、大雪消防組無比布消防署と連携して、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

7 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町及び各関係機関は、「第5章 第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

8 交通規制

道路災害時における交通規制については、「第5章 第13節 交通応急対策計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 北海道警察

道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

(2) 道路管理者

自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

9 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、「本章 第4節 危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

10 自衛隊派遣要請

道路災害発生時における自衛隊派遣要請については、「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

11 広域応援

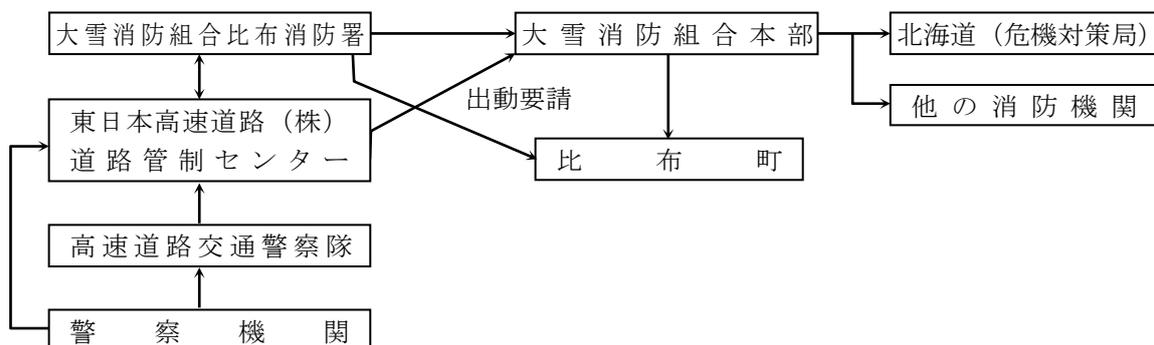
町、道及び大雪消防組合は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第7節 広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市区町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

12 高速自動車国道事故等対策

高速自動車国道において車両の衝突若しくは炎上又は積載物の爆発、炎上若しくは転落等によって、大規模な消火活動、救急救助活動等必要とされる事故等が発生した場合の関係機関の応急対策は次によるものとする。

(1) 事故発生通報

事故等の発生情報は、次の系統により速やかに行うものとする。



(注)1 東日本高速道路(株)から大雪消防組比布消防署への通報(出動要請)は、原則上下線方式による。

2 消防機関の相互応援要請に関する通報連絡は、「北海道広域消防相互応援協定」による。

(2) 事故等対策現地本部の設置等

ア 事故等対策現地本部の設置

(7) 消火活動、救急・救助活動及び事故等の拡大防止などを迅速かつ円滑に実施するため、事故発生現場に事故等対策現地本部を設置する。

(4) 事故等対策現地本部の構成は、大雪消防組比布消防署、高速道路交通警察隊及び東日本高速道路(株)の3機関とし、事故等の規模に応じ必要な関係機関の参入を要請することができるものとする。

イ 事故等対策現地本部の業務

(7) 事故等対策現地本部は、事故等の対策を実施するための確に現場の状況把握を行うとともに、関係機関の諸活動の相互調整を行うものとする。

(4) その他必要な事項については、事故等対策現地本部において決定するものとする。

る。

ウ 関係機関

陸上自衛隊第2師団、北海道警察、北海道市長会、北海道町村会、全国消防長会北海道支部、日本赤十字社北海道支部、東日本高速道路(株)北海道支社、北海道医師会、北海道

(3) 事故等対策連絡本部の設置等

ア 事故等対策連絡本部の設置

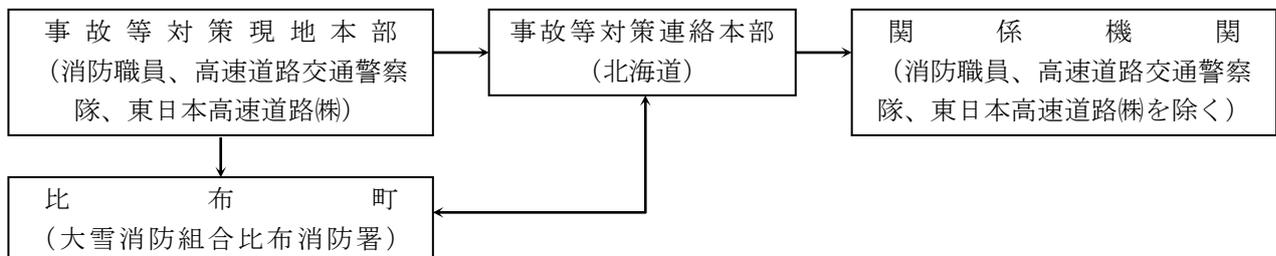
事故等対策現地本部の業務及び事故等の対策を的確に推進するため、北海道に事故等対策連絡本部を設置する。

イ 事故等対策連絡本部の業務

事故等対策連絡本部は事故等対策現地本部の要請に基づき事故等の対策を行うものとする。

(4) 事故等の対策通報

事故等の対策通報は、次の系統により速やかに行うものとする。



13 災害復旧

道路管理者は、その公共性に鑑み、下記に留意して迅速な道路施設の復旧に努める。

- (1) 道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速かつ的確に行い、早期の道路交通の確保に努める。
- (2) 関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。
- (3) 類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。
- (4) 災害復旧にあたっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努める。

第4節 危険物等災害対策計画

第1 基本方針

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び事業者並びに防災関係機関が実施する予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第2 危険物の定義

1 危険物

消防法第2条第7項に規定されているもの。

《例》石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など

2 火薬類

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定されているもの。

《例》火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）など

3 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に規定されているもの。

《例》液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニアなど

4 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定されているもの。

《例》毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など

5 放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）等によりそれぞれ規定されている。

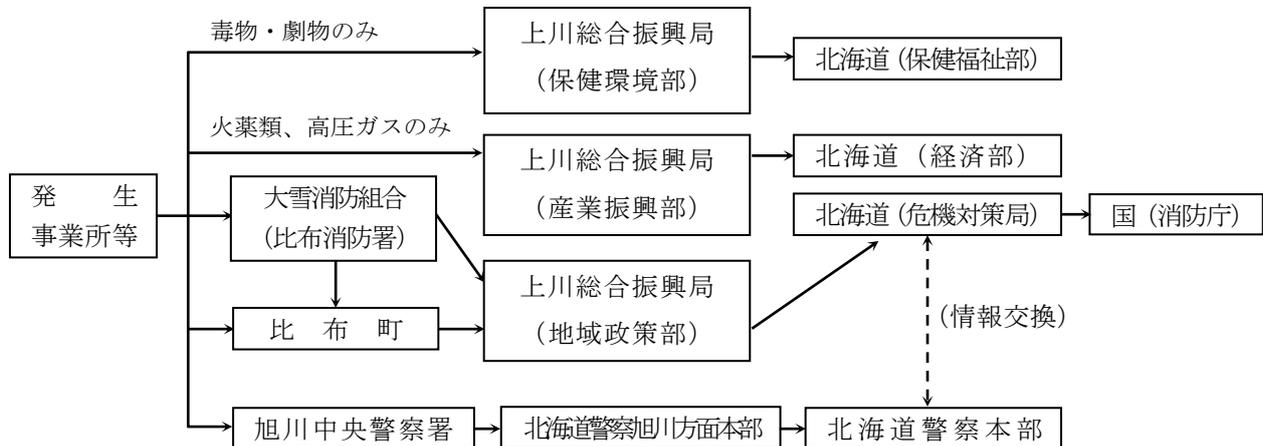
第3 災害応急対策

1 情報通信

危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信の連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

- ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、「第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

事業者及び消防法、火薬取締法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法、放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく危険物等取扱規制担当機関。

(2) 実施事項

ア 被災者の家族への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確にきめ細かく適切に提供する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 危険物等の種類、性質や状態、人体・環境に与える影響
- (エ) 医療機関等への情報
- (オ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (カ) その他必要な事項

イ 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 危険物等の種類、性質や状態、人体・環境に与える影響
- (エ) 医療機関等の情報
- (オ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 比布町

町長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて「第3章 第1節 組織計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

また、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて関係機関と協議し、道が定める「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行う。

(2) 防災関係機関

関係機関の長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

4 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施する。

(1) 事業者

的確な応急点検及び応急措置等を講ずる。

(2) 危険物等の取扱規制担当機関

危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講ずる。

5 消防活動

危険物等災害時における消防活動は、次により実施する。

(1) 事業者

消防隊の現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等、消防活動に努める。

(2) 大雪消防組比布消防署

ア 事業者との緊密な連携を図り、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施する。

イ 町は大雪消防組合比布消防署と連携して、危険物等災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

6 避難措置

町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、「第5章 第4節 避難対策計画」の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施する。

7 救助救出及び医療救護活動等

町及び関係機関は、「第5章 第9節 救助救出計画」及び「第5章 第10節 医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施する。

8 行方不明者の搜索及び遺体の収容等

町及び防災関係機関は、「第5章 第27節 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより、行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

9 交通規制

警察署等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第13節 交通応急対策計画」の定めにより、必要な交通規制を行う。

10 自衛隊派遣要請

危険物等災害発生時における自衛隊派遣要請については、「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、災害の規模や収集した被害状況から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

11 広域応援

町、道及び大雪消防組合比布消防署は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第7節 広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市区町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

第5節 大規模な火事災害対策計画

第1 基本方針

死傷者が多数発生する等の大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第2 災害予防

町は、関係機関と協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するために必要な予防対策を実施する。

1 町及び大雪消防組合比布消防署

(1) 大規模な火事災害に対する強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化に努め、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

(2) 火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握の上、被害想定を作成するよう努める。

(3) 予防査察の実施

多数の人が出入りする事業所等の防火対象物に対して、消防法に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

(4) 防火管理者制度の推進

防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

(5) 防火思想の普及

年2回（春、秋期）の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。また、高齢者宅の防火訪問を実施する等、要配慮者対策に十分配慮する。

(6) 自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的・火災予防運動の実践を推進する。

(7) 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、河川水の活用等により、消防水利の多様化及び確保に努める。

(8) 消防体制の整備

消防職団員の非常招集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段等について十分に検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高めることとする。

(9) 防災訓練の実践

関係機関、住民等と相互に連携して実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施し、災害

時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

(10) 火災警報の発令

町長は、上川総合振興局長から火災気象通報を受けたとき、又は実効湿度が70%以下であって、最小湿度が30%以下となり、かつ平均風速が10m/s以上のときに、消防法第22条により、火災気象警報を発令する。

2 北海道

大規模な火事災害に強いまちづくり、防火思想の普及、自主防災組織の育成強化を実施するとともに、町、大雪消防組合比布消防署が実施する各種予防対策の推進を図るために指導、助言を行う。

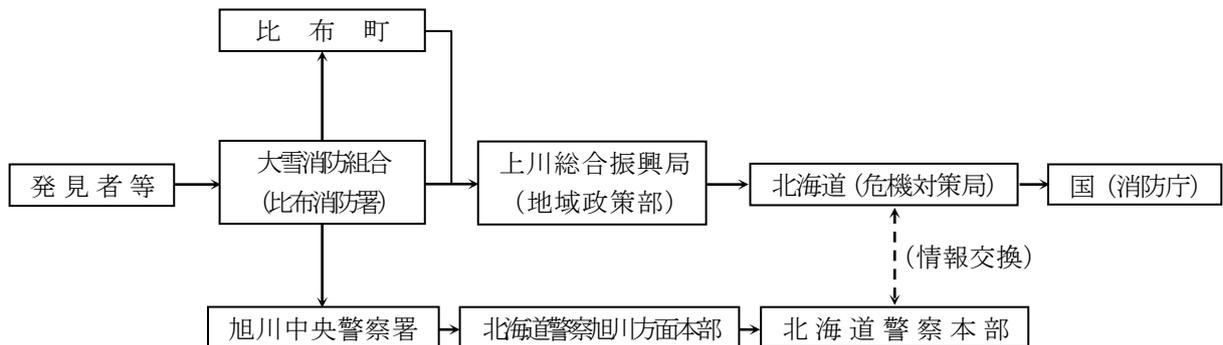
第3 災害応急対策

1 情報通信

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

- ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、「第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確にきめ細かく適切に提供する。

- ア 災害の状況

- イ 家族等の安否情報
 - ウ 医療機関等の情報
 - エ 関係機関の実施する応急対策の概要
 - オ その他必要な事項
- (2) 地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ 避難の必要性等、地域に与える影響
- カ その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 比布町

町長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて「第3章 第1節 組織計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

また、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて関係機関と協議し、道が定める「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行う。

(2) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

4 消防活動

大雪消防組比布消防署は、「第4章 第10節 消防計画」の定めるところによるほか、人命の安全確保と延焼防止を基本として次により消防活動を行う。

- (1) 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。
- (2) 避難場所・避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。
- (3) 消火、飛火警戒等においては、近隣住民等の協力を得て、効果的な活動を実施する。
なお、近隣住民等による初期消火活動の実施にあたっては、近隣住民等に危険が及ばない範囲での活動にとどめ、安全に十分配慮するよう努める。

5 避難措置

町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、「第5章 第4節 避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。

6 救助救出及び医療救護活動等

町及び関係機関は、「第5章 第9節 救助救出計画」及び「第5章 第10節 医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施する。

また、町及び関係機関は、「第5章 第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

7 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第13節 交通応急対策計画」の定めにより、必要な交通規制を行う。

8 自衛隊派遣要請

大規模な火事災害発生時における自衛隊派遣要請については、「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

9 広域応援

町、道及び大雪消防組合比布消防署は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第7節 広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市区町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

第4 災害復旧

大規模な火事災害により、地域の壊滅又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、「第8章 災害復旧・被災者援護計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進める。

第6節 林野火災対策計画

第1 基本方針

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第2 予防対策

1 実施事項

林野火災発生原因の殆どが人為的なものであるので、国、道、町及び関係機関は次により対策を講ずる。

(1) 町、北海道森林管理局、北海道

ア 一般入林者対策

登山、ハイキング、山菜採取、魚釣等の入林者への対策として、次の事項を実施する。

- (ア) たばこ、たき火の不始末による出火の危険性について、新聞、テレビ、ラジオ、標語、ポスター、広報車、広報紙、掲示板等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。
- (イ) 入林の許可・届出等について指導する。
 - a 入林にあたっては、日時、場所等を指定するとともに、入林責任者を定め、できるだけ集団で行動するよう指導する。
 - b 火気の取扱い、山火事予防その他必要な注意喚起を行う。
- (ウ) 火災警報発令時又は気象条件が急変した際は、必要に応じて入林の制限を実施する。
- (エ) 観光関係者による予防意識の啓発を図る。

イ 火入対策

林野火災危険期間（4月～6月。以下、「危険期間」という。）中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。

- (ア) 森林法（昭和26年法律第249号）の規定に基づく町長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可付帯条件を遵守させる。
- (イ) 火災警報発令時又は気象条件急変の際は、一切の火入れを中止させる。
- (ウ) 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。
- (エ) 火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

ウ 消火資機材等の整備

- (ア) 林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検する。
- (イ) ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、空中消火薬剤の備蓄に努めるとともに、ヘリコプター離発着の適地をあらかじめ選定する。

(2) 森林所有者

森林所有者は、自己の所有林野における失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努める。

- ア 自己の所有林野への入林者に対する防火啓発
- イ 巡視員の配置
- ウ 無断入林者に対する指導
- エ 火入れに対する安全対策

(3) 林内事業者

林内において、森林施業、鉱山、道路整備等の事業を行う者は、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、森林所有者と協議し、特に次の事項について留意の上、適切な予防対策を講ずる。

- ア 火気責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置
直営事業地における対策として、各事業地の実情に応じ、事務所、宿舎等の施設及び石油類等の火気取締責任者を定め、事業地内の巡視警戒にあたらせることとする。
- イ 火気責任者の指定する喫煙所並びにたき火、ごみ焼箇所を設置、標識及び消火設備の完備
上記アにおける対策に準じて山火事警防体制を整えるよう指導する。
なお、場合によっては、請負契約又は売払契約にこれらの条件を付して、山火事警防を確実に実施するよう指導する。
- ウ 林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

(4) 自衛隊

危険期間中、演習地における火災発生を防止するため、特に次の事項について留意の上、適切な予防対策を講ずる。

- ア 演習地出入者に対する防火啓発
- イ 演習地及び近隣地における林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立
- ウ 危険区域の標示
- エ 防火線の設定
- オ 巡視員の配置

(5) 北海道旅客鉄道株式会社及びバス等運送事業者

危険期間中、乗客、乗員のたばこの投げ捨て等による林野火災の発生を防止するために、乗客に対する注意喚起、車両通行中に林野火災を発見した場合の連絡系統及び周知方法の確立等により路線火災の防止に努めるとともに、次の事項について協力する。

- ア 路線の巡視
- イ ポスター掲示等による広報活動
- ウ 林野火災の巡視における用地の通行
- エ 緊急時における専用電話の利用

2 林野火災予消防対策協議会

林野火災の予消防対策を推進するため、次の林野火災予消防対策協議会により、相互の連絡、情報交換、指導等を行う。

(1) 全道協議会

全道の予消防対策については、次の関係機関により構成された北海道林野火災予消防対策協議会が推進する。

北海道開発局、北海道財務局、北海道森林管理（分）局、北海道経済産業局、旭川地方気象台、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道、北海道教育委員会、北海道警察本部、北海道市長会、北海道町村会、北海道消防協会、東日本電信電話株式会社北海道支店、北海道旅客鉄道株式会社、国立研究開発法人森林研究整備機構森林総合研究所北海道支所、北海道大学北方生物圏フィールド科学センター、北海道森林組合連合会、栄林会、北海道森と緑の会

(2) 地区協議会

振興局区域ごとの予消防対策については、当該地域を管轄する地方部局及び関係機関により構成された上川地区林野火災予消防協議会が推進する。

(3) 町の組織

市町村区域ごとの予消防対策については、当該地域を管轄する関係機関により構成された比布町林野火災予消防対策協議会が推進する。

3 気象情報対策

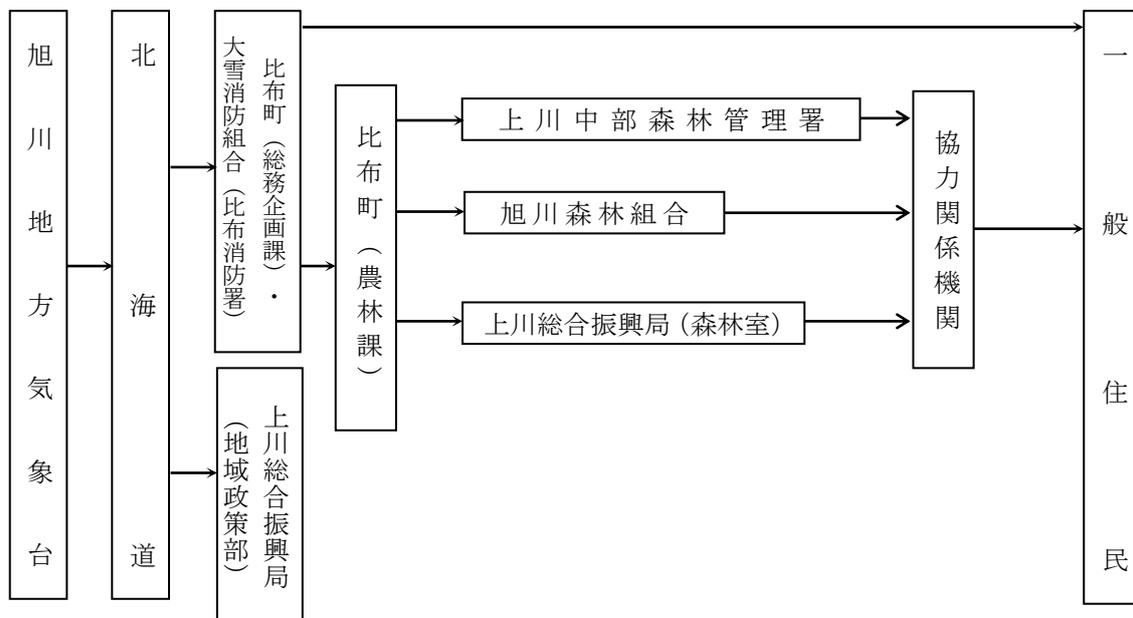
林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、関係機関は次により気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期する。

(1) 林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として旭川地方気象台が発表及び終了の通報を行う。なお、火災気象通報の通報基準は、「第3章 第2節 気象業務に関する計画」のとおりである。

(2) 伝達系統

林野火災気象通報の伝達系統は、次のとおりとする。



町は、通報を受けた場合は、通報内容及びとるべき予防対策等を上川中部森林管理署等の関係機関へ通報するとともに、地域住民に周知徹底を図る。

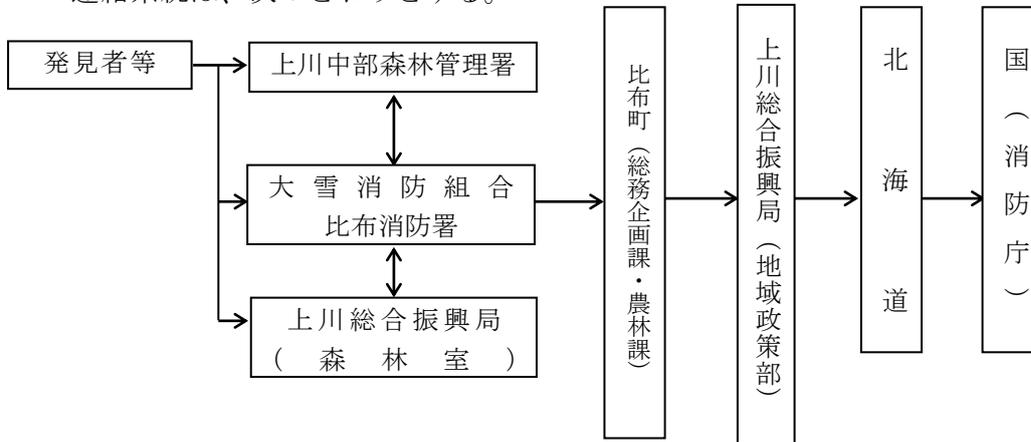
また、町は、林野火災気象通報の通報を受けたとき、又は気象の状況により林野火災発生の危険性があると認めたときは、消防法第22条に基づき火災警報を発令する。

第3 応急対策

1 情報通信

(1) 情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

- ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。
- エ 町及び上川総合振興局においては、「林野火災被害状況調書の提出について（昭和54年2月26日付け林政第119号）」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、「第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確にきめ細かく適切に提供する。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 災害の状況

- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ 避難の必要性等、地域に与える影響
- カ その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 比布町

町長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その状況に応じて「第3章 第1節 組織計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関

関係機関の長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

4 消防活動

町は、大雪消防組比布消防署と連携を密にして、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施する。

(1) 適切な消火部隊の配置、森林組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行う。

なお、住民等による初期消火活動の実施にあたっては、住民等に危険が及ばない範囲での活動にとどめ、安全に十分配慮するよう努める。

(2) 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、「第5章 第8節 ヘリコプター等活用計画」に基づき、北海道消防防災ヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。

5 避難措置

町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、「第5章 第4節 避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。

6 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第13節 交通応急対策計画」の定めにより、必要な交通規制を行う。

7 自衛隊派遣要請

広範囲にわたる林野の焼失等の発生時における自衛隊派遣要請については、「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

8 広域応援

町、道及び大雪消防組合比布消防署は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第7節 広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防本部、他の市区町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

9 二次災害の防止活動等

(1) 治山事業等

町は、道と協力し、降雨等による二次的な土砂災害等を防止するため、専門技術者等を活用し、危険箇所の点検等を実施するとともに、危険性の高い箇所では、周辺住民への周知を図り、警戒避難体制を整備する。

(2) 自然環境への対応

林野火災による被害が自然環境の破壊に及んだ場合、道と連携を図り、影響を最小限に食い止めるために必要な応急・復旧活動に協力する。

第 8 章 災害復旧・被災者援護計画

災害が発生した際には、速やかに、災害施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、町及び道は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細やかな支援を講じるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。

第 1 節 災害復旧計画

第 1 実施責任者

町長及びその他の執行機関、指定地方行政機関の長、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施するものとする。

第 2 復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、概ね次の計画とする。

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
 - (1) 河川
 - (2) 砂防設備
 - (3) 林地荒廃防止施設
 - (4) 地滑り防止施設
 - (5) 急傾斜地崩壊防止施設
 - (6) 道路
 - (7) 下水道
 - (8) 公園
- 2 農林業施設災害復旧事業計画
- 3 都市施設災害復旧事業計画
- 4 上水道災害復旧事業計画
- 5 住宅災害復旧事業計画
- 6 社会福祉施設災害復旧事業計画

- 7 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 8 学校教育施設災害復旧事業計画
- 9 社会教育施設災害復旧事業計画
- 10 その他災害復旧事業計画

第 3 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

第 4 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、町及び道は、被害の状況をすみやかに調査把握し、早期に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）による激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

第 2 節 被災者援護計画

第 1 罹災証明書の交付

1 比布町

- (1) 町は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。
- (2) 町長は、災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、停滞なく、住家の被害その他町が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。
- (3) 市町村は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

2 大雪消防組比布消防署

- (1) 町長は、罹災証明書のうち火災に起因するものの交付に関する事務について、必要に応じて、大雪消防組合等に、消防法による火災損害調査の結果に基づき行わせることとすることができるものとする。
- (2) 消防事務の共同処理に関して複数の市町村が一部事務組合や広域連合を設立している場合において、その規約上、火災に起因する罹災証明書の交付についても共同処理の対象とされている場合には、当該一部事務組合等が火災に係る罹災証明書の交付を行うものとする。

第 2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

1 被災者台帳の作成

- (1) 町長は、災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率

的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

- (2) 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
- ア 氏名
 - イ 生年月日
 - ウ 性別
 - エ 住所又は居住
 - オ 住家の被害、その他町長が定める種類の被害状況
 - カ 援護の実施状況
 - キ 要配慮者であるときは、その旨及び配慮者に該当する事由
 - ク 電話番号その他の連絡先
 - ケ 世帯構成
 - コ 罹災証明書の交付状況
 - サ 町長が台帳情報を本人以外の者に提供することに被災本人が同意している場合には、その連絡先
 - シ 下記の 2 (2) の提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
 - ス 被災者台帳の作成にあたり、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
 - セ その他被災者の援護の実施に関し、町長が必要と認める事項
- (3) 町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- (4) 町長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

2 台帳情報の利用及び提供

- (1) 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報をその保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。
- ア 本人（台帳情報によって識別される特定の個人を言う。以下、この号において同じ。）
 - イ 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
 - ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。
- (2) 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の号に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する市町村長に提出しなければならない。

- ア 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
 - ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲
 - エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的
 - オ その他台帳情報の提供に関し町長が必要と認める事項
- (3) 町長は (2) の申請があつた場合において、当該申請が不当な目的によるものと認められるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号（本節第 2 の (2) のス）を含めないものとする。

第 3 融資・貸付等による金融支援

被災した住民等の生活再建や経営安定等を図るため、次の融資・貸付等の金融支援を行う。

- 1 生活福祉資金
- 2 母子・寡婦福祉資金
- 3 災害援護資金貸付金
- 4 災害弔慰金
- 5 災害障害見舞金
- 6 住家被害見舞金（都道府県見舞金・災害対策交付金を含む）
- 7 災害復興住宅資金
- 8 農林漁業セーフティネット資金
- 9 天災融資法（昭和 30 年法律第 136 号）による融資
- 10 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設（災害復旧））
- 11 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）水産業施設資金（災害復旧）
- 12 造林資金
- 13 樹苗養成施設資金
- 14 林道資金
- 15 主務大臣指定施設資金
- 16 共同利用施設資金
- 17 備荒資金直接融資資金
- 18 中小企業総合振興資金（セーフティネット貸付（災害貸付））
- 19 勤労者福祉資金
- 20 被災者生活再建支援法（昭和 10 年法律第 66 号）に基づく支援

第 4 災害義援金の募集及び配分

1 義援金の受付（配分）

日赤北海道支部は、全国各地からの義援金受付窓口を設置し、義援金の受入れを実施するとともに、日赤北海道支部及び町に義援金配分委員会を設置し、被害状況に応じて義援金を被災者に配分するものとする。

総務企画部は、全国各地からの義援金を受付けるとともに、提供者の意向を尊重し、被害状況に応じて義援金を配分するものとする。

2 町の災害義援金品の受付・配分

(1) 義援金品の受付

災害対策本部に義援金品の受付窓口を開設し、寄託される義援金品を受付ける。

また、義援品を提供する場合は、被災地のニーズに応じた物資とするとともに、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努める。

(2) 災害義援金配分委員会の設置

災害発生時に集まった義援金の配分が公平かつ効果的に行われるよう、町及び関係団体で構成する比布町災害義援金配分委員会（以下、この節において「配分委員会」という。）を設置する。

3 配分計画の作成

配分にあたっては、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定めるとともに、適切かつ速やかに配分する。

なお、配分委員会では、義援金の配分計画として次の事項について審議することとする。

- (1) 配分対象
- (2) 配分基準
- (3) 配分方法
- (4) その他必要な事項について

資料編〔応急・復旧〕 ・ 応急金融の要綱（資料 20）

資料編〔条例・協定等〕 ・ 被災者生活再建支援法に基づく支援（被災者生活再建支援制度）（資料 21）